

令和 2 年 度

国家公務員共済組合事業統計年報

財 務 省 主 計 局 編

例 言

1. 本書は、財務省及び国家公務員共済組合連合会において編集された令和2年度の国家公務員共済組合事業の実績、及びこれに関連する経理概況のほか、連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査並びに、動態統計の結果の一部を収録し、これに簡単な統計的概説を附記したものである。
2. 本書中、「連合会」とあるのは国家公務員共済組合連合会を略称したものである。
3. 本書中、「△」印は減少及び不足又は損失を、「－」印は該当事項のないものを、「0」は単位に満たない数で切捨てられたものを示した。
4. 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。

目 次

共済組合制度の沿革の概要	1
制 度 の 概 要	12
事 業 の 概 況	29
I 組合及び組合員の概況	29
1 組合数及び支部数	29
2 組 合 員 数	30
(1) 組合別組合員数	30
(2) 男女別組合員数及び年次推移	32
(3) 組合員の加入・脱退状況	34
(4) 組合別組合員の内訳	36
3 被 扶 養 者 数	38
(1) 組合別被扶養者数	38
4 標 準 報 酬 月 額	40
(1) 年 次 推 移	40
(2) 月 別 比 較	40
(3) 組合別組合員1人当たり標準報酬月額	42
II 短期給付事業の概況	44
1 収 入 の 概 況	44
(1) 収 入 実 績	44
(2) 負担金収入・掛金収入の月別収入状況	44
(3) 負担金収入・掛金収入の年次推移	46
(4) 収入総額と支出総額・納付金額の比較及び年次推移	48
(5) 組合別支出額に対する給付額の割合の年次推移（短期）	50
2 給 付 の 概 況	52
(1) 給 付 実 績	52
(2) 年 次 推 移	52
(3) 医療給付の概況	54
3 附 加 給 付 の 概 況	56
(1) 給 付 実 績	56
(2) 組合別附加給付の割合（件数）	56
(3) 年 次 推 移	57
III 長期給付事業の概況	58
1 収 入 の 概 況	58
(1) 収 入 実 績	58

(2) 年次推移	60
(3) 標準報酬年額+標準期末手当等の額の総額に対する収入年額の割合	62
(4) 負担金収入・掛金収入の月別収入状況	64
2 給付の概況	68
(1) 給付実績	68
(2) 年次推移	70
3 年金受給権者の状況	72
(1) 年金種類別年金受給権者状況	72
(2) 年次推移	74
4 離婚分割改定者の状況	76
(1) 分割件数	76
(2) 離婚に伴う保険料納付記録分割件数	76
(3) 分割改定者 分割割合別件数	76
(4) 分割改定者 年齢階級別件数	77
IV 福祉事業の概況	78
1 概要	78
(1) 医療施設等	78
(2) 宿泊施設	78
(3) 組合別の施設状況	79
2 連合会における福祉施設の概況	80
(1) 医療施設等の状況	82
(2) 医療施設等の利用状況	83
(3) 医療施設の組合員利用状況	84
(4) 宿泊施設の状況	85
(5) 宿泊施設の利用状況	86
(6) 宿泊施設の組合員等利用状況	88
(7) 医療、宿泊施設の利用状況年次推移	89
(8) 医療、宿泊施設の組合員利用状況年次推移	90
V 経理の概況	92
1 短期経理	97
(1) 収支状況	97
(2) 資産及び負債	97
2 厚生年金保険経理	98
(1) 収支状況	98
(2) 資産及び負債	98
3 退職等年金経理	99
(1) 収支状況	99

(2) 資産及び負債	99
(3) 長期貸付金	100
4 経過の長期経理	101
(1) 収支状況	101
(2) 資産及び負債	101
5 業務経理	102
(1) 収支状況	102
(2) 資産及び負債	102
6 保健経理	103
(1) 収支状況	103
(2) 資産及び負債	103
7 医療経理	104
(1) 収支状況	104
(2) 資産及び負債	104
8 宿泊経理	105
(1) 収支状況	105
(2) 資産及び負債	105
9 住宅経理	106
(1) 収支状況	106
(2) 資産及び負債	106
10 貯金経理	107
(1) 収支状況	107
(2) 資産及び負債	107
11 貸付経理	108
(1) 収支状況	108
(2) 資産及び負債	108
12 物資経理	109
(1) 収支状況	109
(2) 資産及び負債	109
13 財形経理	110
(1) 収支状況	110
(2) 資産及び負債	110
14 短期財調経理	111
(1) 収支状況	111
(2) 資産及び負債	111
VI 連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査の概要	112
1 調査の概要	112
2 調査結果の概要	112

(1) 抽出状況	116
(2) 医療機関別受診状況	116
(3) 請求書の審査決定所要月数別の状況	116
(4) 診療行為別の状況	117
(5) 1件平均診療状況	119
(6) 年齢階級別の診療状況	120
(7) 療養期間別の診療状況	121
(8) 病類別の診療状況	122
(9) 点数階級別の診療状況	125
VII 動態統計の概要	128
1 作成の概要	128
2 作成結果の概要	129
(1) 現在者及び脱退異動者の抽出状況	129
(2) 現在者の状況	130
a. 組合員期間別の現在者数、平均年齢、1人当たり標準報酬月額及び1人当たり標準期末手当等の額	130
b. 年齢別現在者数、平均組合員期間、1人当たり標準報酬月額及び1人当たり標準期末手当等の額	132
(3) 脱退者の状況	134
a. 組合員期間別の脱退者構成比	134
b. 年齢別の脱退者構成比	136

第1編 組合及び組合員

第1表	組合別組合員数	142
第2表	組合別組合員及び被扶養者の異動数	144
第3表	組合別被扶養者数、標準報酬月額並びにそれらの組合員1人当たり	146
第4表	組合別20歳以上60歳未満組合員数及び被扶養配偶者数	150
第5表	組合別介護2号被保険者適用状況及び組合別前期高齢者加入者状況	152
第6表	組合別年間平均組合員数	156
第7表	組合別年間平均被扶養者数、標準報酬年額及び標準期末手当等の額の総額並びにそれらの組合員1人当たり	158
第8表	組合別年間平均介護2号被保険者適用状況及び組合別年間平均前期高齢者加入者状況	166
第9表	月別組合員数、被扶養者数、標準報酬月額及び標準期末手当等の額の総額	170

第2編 短期給付

第10表	短期給付組合別収支総括概況	180
第11表	短期給付組合別の対前年度比較	186
第12表	短期給付種目別の対前年度比較	192
第13表	附加給付種目別の対前年度比較	194
第14表	短期給付月別収支概況	196
第15表	短期給付組合別給付状況	200
第16表	附加給付組合別給付状況	252
第17表	短期給付組合別種目別1件当たり給付額	258
第18表	短期給付組合別種目別1人当たり給付額	274
第19表	短期給付組合別種目別1,000人当たり件数	290
第20表	短期給付組合別掛金率及び組合別介護掛金率改定経過表	298
第20表の1	短期給付組合別掛金率改定経過表	298
第20表の2	組合別介護掛金率改定経過表	302

第3編 長期給付

第21表	長期給付種目別年度別支払状況	308
第22表	長期給付月別保険料収入及び給付費の状況	314
第23表	長期給付月別支払状況	316
第24表	組合別年金受給権者統計表	322
第25表	年金種類別の年度末及び新規発生者の1人当たり年金額	332
第26表	組合別組合員期間別年金受給権者数	334

第26表の1-1 (老齢厚生年金)	334
第26表の1-2 (退職共済年金)	338
第26表の2-1 (障害厚生年金)	342
第26表の2-2 (障害共済年金)	346
第26表の3-1 (遺族厚生年金)	354
第26表の3-2 (遺族共済年金)	358
第26表の4 (退職等年金給付)	366
第26表の5 (退職年金)	370
第26表の6 (減額退職年金)	374
第26表の7 (通算退職年金)	378
第26表の8 (障害年金)	382
第26表の9 (遺族年金)	390
第26表の10 (通算遺族年金)	398
第27表 年齢別組合員期間別年金受給権者数	402
第27表の1-1 (老齢厚生年金)	402
第27表の1-2 (旧職域加算退職給付(再掲))	410
第27表の1-3 (退職共済年金)	418
第27表の2-1 (障害厚生年金)	426
第27表の2-2 (旧職域加算障害給付(再掲))	434
第27表の2-3 (障害共済年金)	442
第27表の3-1 (遺族厚生年金)	458
第27表の3-2 (旧職域加算遺族給付(再掲))	466
第27表の3-3 (遺族共済年金)	474
第27表の4 (退職等年金給付)	490
第27表の5 (退職年金)	498
第27表の6 (減額退職年金)	506
第27表の7 (通算退職年金)	514
第27表の8 (障害年金)	522
第27表の9 (遺族年金)	538
第27表の10 (通算遺族年金)	554
第28表 長期給付組合別財源率改定経過表	562

第4編 経 理 状 況

第29表 短期経理貸借対照表	572
第30表 短期経理損益計算書	574
第31表 厚生年金保険経理貸借対照表	580
第32表 厚生年金保険経理損益計算書	580
第33表 退職等年金経理貸借対照表	581

第34表	退職等年金経理及び経過的長期経理における長期貸付金明細表	581
第35表	退職等年金経理損益計算書	581
第36表	経過的長期経理貸借対照表	582
第37表	経過的長期経理損益計算書	582
第38表	業務経理貸借対照表	583
第39表	業務経理損益計算書	586
第40表	保健経理貸借対照表	592
第41表	保健経理損益計算書	597
第42表	医療経理貸借対照表	605
第43表	医療経理損益計算書	610
第44表	宿泊経理貸借対照表	618
第45表	宿泊経理損益計算書	623
第46表	住宅経理貸借対照表	630
第47表	住宅経理損益計算書	630
第48表	貯金経理貸借対照表	631
第49表	貯金経理損益計算書	634
第50表	貸付経理貸借対照表	640
第51表	貸付経理損益計算書	643
第52表	物資経理貸借対照表	649
第53表	物資経理損益計算書	654
第54表	財形経理貸借対照表	660
第55表	財形経理損益計算書	662
第56表	短期財調経理貸借対照表	664
第57表	短期財調経理損益計算書	664

第5編 連合会を組織する共済組合に おける医療状況実態統計調査

第58表	組合別調査票数、組合員数、被扶養者数及び標準報酬月額	668
第59表	組合別調査票抽出状況	669
第60表	組合別・性別、給付割合別件数	670
第61表	医療機関別診療状況	671
第61表の1	（医療機関合計）	671
第61表の2	（直営）	672
第61表の3	（契約）	673
第61表の4	（保険）	674
第62表	組合別医療機関別請求書の審査所要月数別件数、点数	675
第63表	病類別年齢階級別件数、日数、点数	678
第64表	病類別療養期間別件数、日数、点数	682

第65表	組合別点数階級別件数、日数、点数	686
第66表	病類別点数階級別件数、日数、点数	691
	第66表の1（入院）	691
	第66表の2（外来・歯科）	699
第67表	一部負担金額階級別件数、日数、一部負担金額	707
	第67表の1（入院）	707
	第67表の2（外来・歯科）	714
第68表	組合別・入院時食事・生活療養費（決定額）階級別件数、回数、 入院時食事・生活療養費（決定額）、標準負担額	721
第69表	高額療養費支給状況	730
第70表	標準報酬月額階級別、点数階級別件数	731

第6編 動態統計

第71表	組合別標準報酬月額等統計表	740
	第71表の1（現在者）	740
	第71表の2（脱退者）	742
第72表	在職期間別標準報酬月額等統計表	744
	第72表の1（現在者）	744
	第72表の2（脱退者）	746
第73表	年齢別標準報酬月額等統計表	748
	第73表の1（現在者）	748
	第73表の2（脱退者）	750

共済組合制度の沿革の概要

1. 我が国における共済組合制度は、明治38年6月に設立された製鉄所職工共済会に始まるといわれている。しかし、この共済会は、当時は法的な根拠をもって設けられたものではなく、法的根拠をもって設けられた最初の共済組合は、明治40年に設立された帝国鉄道庁現業員共済組合である。続いて、専売、通信、印刷、海軍、陸軍、林野、造幣等のいわゆる官業の全部にわたり共済組合の普及をみるに至った。

これらの官業共済組合は、雇傭人に対する公務災害給付と長期給付とを行い、官吏の恩給制度の代行としての機能を有していた。もっとも、当初の長期給付の種目は僅少で一時金にすぎなかったが、大正中期以降、逐次、年金制度が採用され、給付種目の増加とその内容の充実が図られ、恩給制度の代行としての実質を備えるようになっていった。

2. 一方、非現業部門における共済組合制度は、官業に比較して著しく遅れ、大正9年になって初めて警察共済組合が、昭和15年に刑務共済組合が設立されたが、これは主として下級の警察官、刑務官に対する脱退一時金の給付を行うにすぎなかった。

その後、大正11年に公布された健康保険法が民間の被用者にも広く適用されるに伴い、昭和15年に至り「政府職員共済組合令」（昭和15年勅令第827号）が公布され、翌16年、同令に基づき非現業の雇傭人及び官吏のうち判任官に対して、専ら健康保険制度の代行としての短期給付の支給を目的とする政府職員共済組合が各省各庁に設置された。これが、今日の非現業官庁における共済組合の母体となったものである。また、同時に、既に設立し、独自の運営を行っていた各官業（現業）の共済組合においても、それぞれの設立根拠であった勅令の改正が行われ、政府職員共済組合令と同様の措置が講じられた。

なお、現業部門における共済組合は、長期給付のための積立金の運用として各種の福祉事業を行っていたが、非現業部門における共済組合には長期給付制度がなかったため、長期給付の積立金の運用としての福祉事業も不可能であった。ただ、わずかに、短期給付の余裕金を例外的に福祉事業の目的に使用することが行われていた。

3. これら現業共済組合、非現業共済組合の制度は、明治憲法下において制定された勅令にその設置根拠を有していたので、日本国憲法の制定に伴い、これを法律に根拠を有するものに切り替えることが必要となった。また、当時における各共済組合の給付の種目、金額、条件等にはかなりの相違があり、共済組合制度の統一が要望されていた。更に、戦後におけるインフレーションのため実質的な機能を失っていた長期給付を復活し、福祉事業の再建を図るため、組合財政の強化が強く要請されていた。

このような要請に基づき、昭和23年6月、「国家公務員共済組合法（旧法）」が法律第69号として公布され、同年7月1日から施行されることとなった。この旧法の施行により、従来、勅令に基づいて組織された共済組合は、終戦とともに解散した陸軍共済組合、海軍共済組合のほか、一部の共済組合を除き、旧法に基づいて組織されたものとみなされることとなった。なお、旧法においては、従来、共済給付の重要

な一面であった業務災害の給付が外され、別に制定された国家公務員災害補償法に委ねられることとなった。

このように、旧法制定当初においては、短期給付事業及び福祉事業は、全ての常勤の国家公務員に対して適用されていたが、長期給付事業については、非現業の雇傭人及び恩給法の適用を受ける者には適用されていなかった。その後、「国家公務員共済組合法の一部を改正する法律」（昭和24年法律第118号）により旧法の一部が改正され、昭和24年10月1日以降、非現業の雇傭人に対しても長期給付事業が適用されることとなったが、年金制度の面からすると、依然として公務員の中には恩給グループと共済グループが並存し、昭和34年のいわゆる「新法」の施行まで続くことになる。

なお、この旧法の一部改正により、非現業の雇傭人にも長期給付事業が適用されることとなったことに伴い、非現業共済組合の長期給付に関する事務が、当時の非現業共済組合連合会に委託された。

4. また、国有鉄道及び専売（アルコール専売を除く。）の事業は昭和24年6月以降、電気通信の事業は昭和27年8月以降、それぞれ国とは別人格の公社の経営に移行され、それら職員の身分についても、国家公務員から公共企業体職員へと切り替えられた。その際、これらの職員については、当分の間、恩給法及び旧法を準用することとされた。すなわち、年金制度の面においては、公社制度へ移行の際、官吏であった者は恩給法が、官吏でなかった者及び公社制度移行後に公社職員となった者は旧法の長期給付制度がそれぞれ準用されていたが、恩給制度と共済組合制度（旧法制度）とでは、給付の種類及びその内容に若干の相違があるほか、掛金の面では恩給の方が有利であったので、漸次、その改善を要請する声が高まり、この要請に基づき、昭和31年6月、「公共企業体職員等共済組合法」（昭和31年法律第134号）が制定され、同年7月1日から施行された。同法は、従来の恩給制度と共済組合制度とを統合し、1つの年金制度を確立したものであるが、この公共企業体職員等共済組合法の施行が、後の新法制定の契機ともなった。

5. このように、国家公務員に対する新法施行前の年金制度としては、官吏には恩給が、雇傭人には旧法による長期給付制度が適用されていたが、新憲法下の国家公務員法では、官吏、雇傭人の身分的差別を認めず、同一待遇を保障しようとする建前にありながら、官吏、雇傭人の間には待遇の不均衡があり、その合理的な解決が以前から要請されていた。

公務員の退職年金制度の改正については、昭和28年の人事院の退職年金制度に関する勧告等が行われたが、実現するに至らず、一方、その間、民間では、昭和29年に厚生年金保険法の抜本的改正が行われ、民間における年金制度は大きく変革し、社会保障的性格が著しく強められていった。その面からも、恩給、旧法を含む公務員の年金制度全体について根本的に再検討を加える必要に迫られていったが、昭和32年に「郵政事業特別会計職員共済組合法案」が国会提案されたのを直接の契機として、昭和33年5月法律第128号により、旧法を全面改正した「国家公務員共済組合法（新法）」が制定されるとともに、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」（昭和33年法律第129号）が制定された。

この新法は、昭和33年7月1日から施行されたが、新法の長期給付に関する規定は、翌34年1月1日か

ら施行された。ただ、この新年金制度は、さし当たり、造幣、印刷、林野、アルコール専売及び郵政の各事業特別会計の全職員とそれ以外の国家公務員のうち雇傭人について適用することとされ、五現業特別会計職員以外の国家公務員のうち官吏に対する適用は見送られた。その後、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（昭和34年法律第163号）により、昭和34年10月1日以降、恩給制度の適用を受けていた五現業一般会計支弁の官吏及び非現業の官吏についても、新法の長期給付制度が適用されることとなり、従来の恩給制度は、全面的にこれに統合されることとなった。これら一連の共済組合法の改正によって、明治以来の官吏には恩給、雇傭人には共済年金制度という二本建ての制度が、共済組合の年金制度一本に統合されることになった。

6. 一方、地方公務員の年金制度は、地方公務員として就職した時期、地方公務員の身分等により、恩給法の準用を受ける者、都道府県又は市町村の退職年金条例の適用を受ける者、国の新法の適用を受ける者、厚生年金保険法の適用を受ける者、市町村職員共済組合法の適用を受ける者等複雑多岐にわたっていたが、公共企業体職員等共済組合法の制定及び国の新法の制定が契機となり、地方公務員の年金制度を整理、統合する機運が高まり、昭和37年9月、「地方公務員等共済組合法」（昭和37年法律第152号）及び「地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」（昭和37年法律第153号）が制定され、同年12月1日から施行された。地方公務員の年金制度は、国家公務員の年金制度と概ね同一内容であり、地方公務員共済組合法施行以後は、国家公務員と地方公務員とは相互に完全通算を行うこととされ、今日に至っている。

7. その後昭和50年代にかけて、共済年金制度は、各種の制度改正が行われるなどの経緯を経るが、一方、我が国の公的年金制度は、本格的な高齢化社会の到来と年金制度の成熟化時代を迎えつつある中で、8制度（国民年金、厚生年金、船員保険、五共済年金—国家公務員、地方公務員、公共企業体職員、私立学校教職員、農林漁業団体職員）に分立し、他方、年金制度の安定化、制度間の整合性の確保等の抜本的な改革が迫られ、その中でも、年金財政が悪化している国鉄共済組合対策が緊急の課題とされてきた。

このような状況の中で、昭和57年7月30日、臨時行政調査会は、政府に提出した第三次答申において、年金制度の改革の方策として、公的年金制度の一元化、国鉄共済年金対策及び給付水準の見直し等の方向を示唆した。政府は、この答申等を受けて、昭和57年9月24日いわゆる行革大綱「今後における行政改革の具体化方策について」を閣議決定し、公的年金制度の再編成に向けての基本方針を明らかにした。この行革大綱の方針に沿って、「国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」が国会に提案され、昭和58年12月法律第82号として公布された。これにより、昭和59年4月1日以後、昭和31年に制定された公共企業体職員等共済組合法は廃止され、国家公務員共済組合法に統合されたことに伴い、給付水準、給付要件等についてこれまで両制度間にあつた種々の相違点が解消された。

なお、これにより、「国家公務員共済組合法」は「国家公務員等共済組合法」と名称が変更された。

8. 前述のように、臨時行政調査会の第三次答申において年金改革が提言され、これを受けて政府は行革大綱を閣議決定した（昭和57年9月24日）が、その後、年金問題担当大臣として指名された厚生大臣を座長とする「公的年金制度に関する関係閣僚懇談会」において、今後の年金改革のおよその方向と段取りの目安を明らかにすることを内容とした「公的年金制度改革の進め方について」を決定した（昭和58年4月1日）。

また、政府は、これらの内容を更に具体化するため、昭和59年2月24日に、「公的年金制度の改革について」と題して、今後のスケジュールを閣議決定した。これによれば、公的年金制度の一元化を展望しつつ、まず、「昭和59年において、国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度にする」とともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める」とし、次に、「昭和60年においては、共済年金について、基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正を行う。以上の両制度改正は、昭和61年4月に実施する」とするとともに、「昭和61年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」という基本方針が示された。

これに基づき、政府は、閣議決定（昭和59年2月24日）の趣旨に沿った内容を盛り込んだ「国民年金法等の一部を改正する法律案」を昭和59年3月に国会に提出し、昭和60年5月に法律第34号として公布され、昭和61年4月1日から施行された。また、共済年金側においても、共済年金制度改革の検討が進められ、国家公務員等共済組合の組合員等についても国民年金の基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金制度における給付と負担の長期的均衡を確保するため給付水準の適正化を図る等の措置を内容とする「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」を昭和60年4月に国会に提出し、昭和60年12月に法律第105号として公布され、昭和61年4月1日から施行された。

9. 更に、平成元年12月には、被用者年金制度間の共通部分の給付に要する費用の負担を調整するために、「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が法律第87号として公布され、平成2年4月1日から施行された。この結果、独立した財政運営が困難となっていた日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合に対して財政支援が行われるようになった。

10. 公的年金制度の一元化については、平成6年2月以降、各公的年金制度の代表者や学識経験者からなる「公的年金制度の一元化に関する懇談会」において議論が重ねられ、平成7年7月に、旧公共企業体共済組合を厚生年金に統合すること等を内容とする報告書が出された。更に、平成8年3月8日の閣議決定「公的年金制度の再編成の推進について」を受け、被用者年金制度の再編成の第一段階として、既に民営

化・株式会社化されている旧公共企業体の共済組合を平成9年4月1日から厚生年金に統合する措置等を内容とする「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成8年3月に国会に提出され、平成8年6月に法律第82号として公布され、平成9年4月1日から施行された。

なお、これにより、「国家公務員等共済組合法」は「国家公務員共済組合法」と名称が変更された。

11. これまで、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度に二重に加入しなければならない等の問題が生じていたが、ドイツ連邦共和国との間で、仕事で相手国に一時的に派遣される者等について、いずれかの国の年金制度にのみ加入すればよいこととするとともに、両国の年金加入期間を通算して年金権に結びつけること等を内容とする「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」（平成10年法律第77号）が公布され、平成12年2月に同国との間の社会保障協定が発効された。

その後、イギリス、大韓民国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダとの間の同様の協定が発効されるに至った。

平成20年3月1日に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」（平成19年法律第104号）が施行された以後は、国ごとに特例法を制定する必要がなくなり、協定締結の促進が図られ、令和2年3月までに、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国との間の協定が発効されている（計20か国）。

12. 総理府に設置された地方分権推進委員会から、機関委任事務を前提として成り立ってきた地方事務官制度を廃止し、社会保険関係事務及び職業安定関係事務に従事する職員は、厚生事務官又は労働事務官とする第3次勧告（平成10年9月2日）がなされ、これを受け、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）が公布され、公布の日及び平成12年4月1日から施行された。

地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として、国家公務員共済組合法を適用することとし、また、新たに社会保険関係事務に従事する厚生事務官となった者をもって組織する社会保険職員共済組合を設けることとされ、共済組合の組合数は25共済組合となった。

13. 行政改革会議の最終報告（平成9年12月3日）の趣旨に則り、平成10年6月9日に「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）が制定され、国の行政機関の再編成や国の行政組織等の減量、効率化等を図ることとなり、これを受け、「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備に関する法律」（平成11年法律第102号）が公布され、公布の日及び平成13年1月6日から施行された。

共済制度関係については、審議会等の整理合理化を行うこととして、「国家公務員共済組合審議会」は廃止することとされ、国家公務員共済組合制度については、「財政制度等審議会（国家公務員共済組合分

科会)」において審議されることとされた。

また、この法律において各府省の設置法が廃止され、新たな設置法が制定されるとともに、各府省の再編成が行われることとされ、それに伴い従来の各省各庁ごとに設けられてきた共済組合についても、再編成を行わなければならないこととなり、この内容を盛り込んだ「中央省庁等改革関係法施行法」(平成11年法律第160号)が公布され、公布の日及び平成13年1月6日から施行された。

これにより、共済組合の組合数は統合・分割等によって23共済組合となった。

このほか、「中央省庁等改革基本法」により国が行っている事務及び事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を有する独立行政法人制度を創設することとなり、「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)及び「独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成11年法律第104号)が公布され、公布の日及び平成13年1月6日から施行された。なお、この同法では、特定独立行政法人の職員について国家公務員共済組合制度を適用することとする国家公務員共済組合法の一部改正が行われている。

14. 公的年金制度の一元化に向けた動きとしては、平成8年3月8日の閣議決定後、各被用者年金制度において財政再計算が行われたこと、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険への統合を希望していること等から、この閣議決定に基づいた取組を推進するために、平成12年5月26日に開かれた公的年金制度に関する関係閣僚会議において、公的年金制度の一元化に関する懇談会を再開することとされ、平成12年6月21日の第1回会合以来11回にわたり議論が行われた。

その結果、平成13年2月28日の第11回会合において、農林漁業団体職員共済組合については厚生年金保険に統合することが妥当である等を内容とする「公的年金制度の更なる推進について」と題する報告書が取りまとめられ、これを受け同年3月16日に「公的年金制度の一元化の推進について」を閣議決定した。

その後、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」(平成13年法律第101号)が公布され、平成14年4月1日から施行された。

15. 先の中央省庁等改革の中で、平成15年度前半に独立行政法人化することとされていた造幣局及び印刷局は、平成15年4月1日「独立行政法人造幣局法」(平成14年法律第40号)及び「独立行政法人国立印刷局法」(平成14年法律第41号)により独立行政法人(特定独立行政法人)化され、これを契機として、造幣局共済組合及び印刷局共済組合を解散し、財務省共済組合に承継することとなり、共済組合の組合数は、23組合から21組合となった。また、中央省庁等改革基本法第33条において公社化することとされていた郵政事業庁は、「日本郵政公社法」(平成14年法律第97号)により公社化され、郵政共済組合は平成15年4月1日から日本郵政公社共済組合となった。

更に、日本郵政公社が「郵政民営化法」(平成17年法律第97号)により民営化されたことに伴い、日本郵政公社共済組合は平成19年10月1日から日本郵政共済組合となった。

16. 少子高齢化の急速な進行のなかで社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の公的年金制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方、働き方に対応した制度とするために、制度全般にわたりその根幹に関わる改革が必要であるため、厚生労働省においては、社会保障審議会年金部会での議論を踏まえつつ、年金制度改革に向けての検討を行い、「国民年金法等の一部を改正する法律案」を平成16年2月10日に国会提出し、同年6月11日に法律第104号として公布された。国家公務員共済年金制度においては、厚生年金保険制度における改革を踏まえた制度改正と、地方公務員共済年金制度との財政面における一元化を柱とする「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」を平成16年2月20日に国会提出し、同年6月23日に法律第130号として公布された。

国家公務員共済年金制度においては、厚生年金制度と同様に、物価や手取り賃金に応じて自動的に給付水準を改定し、給付水準を厚生年金のマクロ経済スライド調整と同一の比率で調整する仕組みを導入し、また、概ね100年程度の財政均衡期間を設定した積立金の活用や、基礎年金拠出金の国庫負担割合（3分の1）の2分の1への引上げ等を行うこととされた。更に、平成13年3月の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」を踏まえ、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を統一するとともに、両制度間の財政調整の仕組みが導入された。

17. 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）により「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、平成20年4月より、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が創設されるとともに、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）等の生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導が実施されている。

また、同法のもと、65歳から74歳の前期高齢者・75歳以上の後期高齢者それぞれについて、制度間の財政調整の仕組みが設けられている。前期高齢者については、国民健康保険・全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合のいずれかの制度に加入しているものの、一般的に65歳以上の被用者は少ないことから国保に加入している割合が高く、また、1人あたり医療費が比較的高い。そこで、前期高齢者の加入割合を制度間で平準化する財政調整が行われている。後期高齢者については、後期高齢者のみが加入する独立の制度として設けられ、公費5割、現役世代の負担4割、後期高齢者の保険料1割の財源構成となっている。現役世代の負担は後期高齢者支援金と呼ばれ、国家公務員共済組合を含む被用者保険制度の中では、総報酬按分により負担することとなっている。

18. 更なる公的年金制度の一元化に向けた動きとしては、平成17年9月に小泉内閣総理大臣からの「公的年金一元化の問題について、まず被用者年金一元化から先行すべき」といった指示を受け、政府・与党においてそれぞれ議論された結果を踏まえ、被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会（官房長官主催）が発足し、平成18年1月16日以来議論が行われ、同年4月28日に「被用者年金制度の一元化等に関する基

本方針」が閣議決定された。更に、同年12月19日に被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会において「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」が政府・与党で合意され、これらを踏まえ、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成19年4月13日に第166回国会（常会）に提出された。この法案では、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現し、公的年金としての職域部分を廃止させ、新たに別の法律により新3階年金を創設させることとしていたが、会期終了に伴い継続審議の取扱いとされ、その後、衆議院解散により第171回国会（常会）が平成21年7月21日に閉会したため、審議未了により廃案となった。

19. 厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、国民生活の安定に寄与することを目的とした「日本年金機構法」（平成19年法律第109号）により社会保険庁が廃止され、日本年金機構が設立されたことに伴い、社会保険職員共済組合は平成22年1月1日をもって解散することとなり、共済組合の組合数は20組合となった。

20. 社会保障改革については、平成22年12月14日の「社会保障改革の推進について」（閣議決定）において、「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」とされた。また、平成23年1月21日に開催された政府・与党社会保障改革検討本部の会合において、社会保障・税一体改革の検討を集中的に行うとともに、国民的な議論をオープンに進めていくための「社会保障改革に関する集中検討会議」が設置され、平成23年7月1日に「社会保障・税一体改革成案」が閣議報告された。それを基に政府・与党社会保障改革本部が作成した「社会保障・税一体改革素案」が平成24年1月6日に閣議報告され、「社会保障・税一体改革大綱」として同年2月17日に閣議決定された。

これを受け、第180回国会（常会）において、まず、平成11年から13年までの間に物価が下落したにもかかわらず年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも、2.5%高い水準（特例水準）となっている年金額について、特例水準を解消する等の改正を行う「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が平成24年2月10日に提出され、同年11月26日に法律第99号として公布された。同法に基づき、平成25年度から27年度までの3年間で段階的に特例水準が解消された。

また、年金受給資格期間を25年から10年に短縮する等の改正を行う「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が平成24年3月30日に提出され、同年8月22日に法律第62号として公布された（なお、年金受給資格期間の短縮（25年→10年）については、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号）が平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行された。）。

更に、公務員の共済年金の報酬比例部分を厚生年金保険制度に統一し、共済年金の職域部分を廃止するほか、共済年金のうち恩給期間等に係る部分について本人負担に見合った水準まで減額（以下「追加費用削減」

という。)する改正等を行う「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(以下「被用者年金一元化法」という。)が平成24年4月13日に提出され、同年8月22日に法律第63号として公布され、平成27年10月1日(公務員の共済年金の追加費用削減は平成25年8月1日)から施行された。また、この法律において、共済年金の職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとされた。

21. 人事院は、平成24年3月7日に「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」を公表し、公務員の退職手当と共済年金の職域部分、民間の退職一時金と企業年金をそれぞれ合わせた退職給付総額において約400万円の官民較差が生じており、「官民均衡の観点から、民間との較差を埋める措置が必要」との見解を示した。

このため、平成24年4月に「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」が設けられ、官民較差調整後の公務員の退職給付の在り方については、退職給付の一部に民間の企業年金に相当する「年金払い退職給付」を導入することが適当であるとの報告書が同年7月5日にまとめられた。これを受け、第181回国会(臨時会)において、同年11月2日に提出された「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が同年11月26日に法律第96号として公布され、順次施行(年金払い退職給付に係る改正は平成27年10月1日から施行)された。

これにより、退職手当の額を引き下げるとともに、民間の企業年金に相当するものとして、半分を終身退職年金、残り半分を有期退職年金とする退職等年金給付が導入された。また、平成27年10月1日において改正前の共済年金の受給権を有しない者に対して、経過措置として施行日までの加入期間に応じた職域部分の共済年金を支給することとなった。

22. より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることを目的として、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に法律第40号として公布(適用拡大に係る改正は令和4年10月1日から施行)された。

これまで、原則として国家公務員共済組合制度の給付が適用されるのは「常時勤務に服することを要する国家公務員」であり、常時勤務に服しない短時間労働者等は給付を受けることはできなかった。しかしながら、今般、働き方の多様化に伴う非正規雇用労働者に対する待遇改善が進められていること等を踏まえ、改正法による健康保険・厚生年金保険の被保険者の更なる適用拡大の実施に伴い、国家公務員共済組合制度においても、短期給付に係る短時間労働者への適用拡大を実施することとし、短時間労働者の中で、一定の要件を満たす者(健康保険の被保険者)については短期給付が適用されることとなった。

国家公務員共済組合連合会加入組合の推移

年 月	加入数	備 考
昭和24年10月	18	衆議院、参議院、総理府、法務府（昭和27年8月法務省に改称）、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、経済安定本部、裁判所、会計検査院、刑務、特別調達庁（昭和37年1月防衛施設庁に改称）、国民金融公庫
〃 25年4月	19	厚生省第二共済組合が設立加入
〃 26年9月	20	警察予備隊共済組合が設立加入（昭和27年9月保安庁、昭和29年7月防衛庁共済組合に改称）
〃 27年8月	19	経済安定本部が廃止され、総理府共済組合へ統合
〃 28年10月	18	国民金融公庫共済組合が廃止
〃 31年7月	19	公企体職員等共済組合法の施行に伴い、アルコール専売共済組合が設立加入
〃 36年10月	20	連合会職員共済組合が設立加入
〃 55年4月	24	印刷局、造幣局、林野庁、建設省の各共済組合が加入
〃 57年10月	23	アルコール専売が廃止され、通商産業省共済組合へ統合
〃 59年4月	24	郵政省共済組合が加入
平成12年4月	25	社会保険職員共済組合が設立加入
〃 13年1月	23	中央省庁再編に伴う共済組合の再編
〃 15年4月	21	衆議院、参議院、内閣、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、裁判所、会計検査院、防衛庁、刑務、印刷局、造幣局、厚生労働省第二、社会保険職員、林野庁、郵政、連合会職員 造幣局、印刷局の独立行政法人化により解散（→財務省共済組合承継） 日本郵政公社設立による名称変更（郵政共済組合→日本郵政公社共済組合）
〃 19年1月	21	防衛省への移行に伴う名称変更（防衛庁共済組合→防衛省共済組合）
〃 19年10月	21	民営化に伴う名称変更（日本郵政公社共済組合→日本郵政共済組合）
〃 22年1月	20	社会保険庁が日本年金機構に移行（社会保険職員共済組合の解散）

明治40年帝国鉄道庁現業員共済組合設立以後における共済組合

組 合 名	設立時期	法 令 番 号	法 令 名
帝国鉄道庁現業員共済組合	明治40年	勅令第127号	帝国鉄道庁現業員共済組合に関する件
専売局現業員共済組合	〃 41年	〃 第157号	専売局現業員共済組合に関する件
印刷局現業員共済組合	〃 42年	〃 第22号	印刷局現業員共済組合に関する件
通信部内職員共済組合	〃 42年	〃 第151号	通信部内職員共済組合に関する件
海軍共済組合	〃 45年	〃 第18号	海軍造船造兵事業従業員の共済組合に関する件
陸軍共済組合	大正8年	〃 第80号	陸軍作業庁現業員の共済組合に関する件
林野現業職員共済組合	〃 8年	〃 第306号	林野現業員共済組合令
警察共済組合	〃 9年	〃 第686号	警察共済組合令
造幣局共済組合	〃 12年	〃 第19号	造幣局共済組合令
土木事業従業員共済組合	〃 12年	〃 第332号	明治40年勅令第127号を準用する勅令
生糸検査所共済組合	昭和12年	〃 第201号	生糸検査所共済組合令
刑務共済組合	〃 15年	〃 第489号	刑務共済組合令
北海道庁営林現業員共済組合	〃 17年	〃 第686号	北海道庁営林現業員共済組合令

昭和15年11月政府職員共済組合令（勅令第827号）により設立された共済組合

組 合 名	設立時期	備 考
内閣職員共済組合	昭和16年1月	同22年「内閣及び総理府政府職員共済組合」と改称
外務省職員共済組合	〃	
内務省職員共済組合	〃	
大蔵省所管政府職員共済組合	〃	
司法部政府職員共済組合	〃	
文部省内政府職員共済組合	〃	
農林省内政府職員共済組合	〃	
商工省共済組合	〃	
厚生省職員共済組合	〃	
運輸省政府職員共済組合	〃	
労働省職員共済組合	昭和22年9月	

昭和23年6月法律第69号による国家公務員共済組合法（旧法）により設立された共済組合

組 合 名	旧 組 合 名	設 立 時 期	備 考	
衆議院共済組合	大蔵省所管政府職員共済組合	昭和23年7月1日	昭和27年8月1日 法務府共済組合を改称	
参議院共済組合	〃	〃		
総理府共済組合	内閣及び総理府職員共済組合	〃		
法務省共済組合	司法部政府職員共済組合	〃		
外務省共済組合	外務省職員共済組合	〃		
大蔵省共済組合	大蔵省所管政府職員共済組合	〃		
文部省共済組合	文部部内政府職員共済組合	〃		
農林水産省共済組合	{ 農林部内政府職員共済組合 生糸検査所共済組合	〃		
通商産業省共済組合	商工省共済組合	〃		
運輸省共済組合	運輸省政府職員共済組合	〃		昭和25年5月31日土木共済組合 解散による港湾建設局関係を承継
厚生省共済組合	厚生省職員共済組合	〃		
労働省共済組合	労働省職員共済組合	〃	昭和25年5月31日土木共済組合 解散による地方建設局関係を承継	
建設省共済組合	内閣及び総理府職員共済組合	〃		
裁判所共済組合	司法部政府職員共済組合	〃	昭和37年12月1日地方公務員等共済組合法 施行により地方公務員等共済組合へ移行	
会計検査院共済組合	大蔵省所管政府職員共済組合	〃		
刑務共済組合	刑務共済組合	〃		
警察共済組合	警察共済組合	〃		
公立学校共済組合	教職員共済組合	〃		〃
地方職員共済組合	内務職員共済組合	〃		〃
土木共済組合	土木共済組合	〃		昭和25年5月31日廃止
国立学校共済組合	〃	〃		{ 昭和24年5月31日 文部省共済組合に併合
造幣局共済組合	造幣局共済組合	〃		昭和27年4月1日 営林局署共済組合改称
印刷局共済組合	{ 印刷局共済組合 営林局署共済組合	〃		
林野庁共済組合	{ 営林局署共済組合 北海道営林現業員共済組合	〃	昭和27年4月1日 営林局署共済組合改称	
郵政省共済組合	逓信共済組合	昭和24年6月1日		
経済安定本部共済組合	〃	〃	{ 総理府共済組合により分離し、更に昭和27年 7月31日廃止し、総理府に統合	
防衛施設庁共済組合	〃	〃	{ 昭和27年4月1日特別調達庁から調達 庁に昭和37年11月1日防衛施設庁に } 改称	
国民金融公庫共済組合	〃	〃	昭和28年9月30日解散	
厚生省第二共済組合	〃	昭和25年4月1日	厚生省共済組合より分離 昭和27.9.1警察予備隊から保安庁に 昭和29.7.1防衛庁共済組合に } 改称	
防衛庁共済組合	〃	昭和26年9月1日		
アルコール専売共済組合	専売局共済組合	昭和31年7月1日	{ 専売局共済組合より分離し、更に昭和57年 9月30日廃止し、通商産業省共済組合に統合	

昭和31年7月公共企業体職員等共済組合法（法律第134号）の施行に伴い、国家公務員共済組合から分離発足したいわゆる三公社共済組合

組 合 名	旧 組 合 名	設 立 時 期	備 考
国鉄共済組合	国有鉄道共済組合	昭和23年7月1日	昭和24年6月1日電気通信省共済組合新設、 昭和27年8月1日同組合を承継
日本電信電話公社共済組合	逓信共済組合	昭和27年8月1日	
専売共済組合	専売局共済組合	昭和23年7月1日	

昭和37年12月地方公務員等共済組合法（法律第152号）の施行により、地方公務員等共済組合へ移行した組合

組 合 名	旧 組 合 名	設 立 時 期	備 考
地方職員共済組合	内部職員共済組合	昭和23年7月1日	昭和37年12月1日地方公務員等 共済組合へ移行
警察共済組合	警察共済組合	〃	
公立学校共済組合	教職員共済組合	〃	

制 度 の 概 要

国家公務員共済組合制度は、国家公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して、短期給付及び長期給付並びに福祉事業を行い、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、当該国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とするものである。

令和2年度末現在、国家公務員共済組合法等に規定されている主な事項の概要は次のとおりである。

(令和2年度末現在)

主 要 事 項	概 要
1. 組 合 の 設 立 及 び 運 営	<p>各省各庁ごとに、その所属の職員及びその所管する行政執行法人等の職員をもって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官、会計検査院長及び林野庁長官を代表者とする国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。（その他、国家公務員共済組合連合会役員職員及び郵政会社等役員職員をもって組織する共済組合を設けることとされている。）</p> <p>組合は、存立の基本的事項及び組織、業務等に関する重要事項を定款で定め、また、組合の代表者は、業務の執行に関して必要な事項を運営規則で定めることとされている。</p> <p>また、組合の業務の適正な運営に資するため、組合員10名以内の委員で組織する運営審議会を設けることとされており、定款や運営規則の変更等は運営審議会の議を経なければならないこととされている。</p>
2. 国家公務員共済組合連合会	<p>組合の事業のうち次に掲げる業務を共同して行うため、全ての組合をもって組織する国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）を設ける。</p> <p>イ 厚生年金保険給付の事業に関する業務のうち次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生年金保険給付の裁定及び支払 ② 厚生年金拠出金等に要する費用の計算 ③ 厚生年金保険給付積立金の積立て ④ 厚生年金保険給付積立金の管理及び運用 ⑤ 厚生年金拠出金の納付及び厚生年金交付金の受入れ ⑥ 基礎年金拠出金の納付 ⑦ 財政調整拠出金の拠出及び受入れ <p>ロ 退職等年金給付の事業に関する業務のうち次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 退職等年金給付の決定及び支払 ② 退職等年金給付に要する費用の計算及び積立金の積立て ③ 退職等年金給付積立金の管理及び運用 ④ 財政調整拠出金の拠出及び受入れ <p>ハ 経過的長期給付の事業に関する業務のうち次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経過的長期給付の決定及び支払 ② 経過的長期給付に要する費用の計算及び積立金の積立て ③ 経過的長期給付積立金の管理及び運用 ④ 経過的長期給付に係る拠出金の拠出及び受入れ <p>ニ 福祉事業に関する業務</p>

主 要 事 項	概 要
3. 組 合 員	<p>職員となった者は、職員となった日から、その所属する各省各庁の職員及びその所管する行政執行法人等の職員をもって組織する組合の組合員の資格を取得し、死亡又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。</p> <p>任意継続組合員：退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者は、その退職の日から起算して20日を経過する日までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合には、引き続き2年間を限度とし当該組合の組合員であるものとみなされる。</p>
4. 給 付	<p>組合員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害等に対し、短期給付（法定給付及び附加給付）を行い、組合員の退職、障害若しくは死亡に対して長期給付を行う。</p>
(1) 短 期 給 付	<p>短期給付を保健、休業、災害の各給付に区分し、それぞれ所定の給付を行う。</p>
a. 保 健 給 付	<p>保健給付は、次の給付を行う。</p>
療 養 の 給 付	<p>組合員の公務に起因しない傷病について、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、居宅における療養上の管理、病院又は診療所への入院、看護の給付を行う。</p>
入院時食事療養費	<p>組合員（療養病床（精神病床及び感染症病床以外の病床で主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの）に入院する65歳以上の者（以下「特定長期入院組合員」という。）を除く。）が公務に起因しない傷病により、保険医療機関等から入院時に食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用を支給する。</p>
入院時生活療養費	<p>特定長期入院組合員が公務に起因しない傷病により、保険医療機関等から入院時に生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用を支給する。</p>
保険外併用療養費	<p>組合員が公務に起因しない傷病により、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用を支給する。</p>
療 養 費	<p>組合員が保険医療機関等以外の療養機関から診療等を受けたとき、又は緊急その他やむを得ない事情により、診療等の費用を保険医療機関等に支払ったときは、療養の給付に代えてその療養に要した費用を支給する。</p>
訪 問 看 護 療 養 費	<p>組合員が公務に起因しない傷病により、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その看護に要した費用を支給する。</p>
移 送 費	<p>組合員が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、その移送に要した費用を支給する。</p>
家 族 療 養 費	<p>被扶養者が療養を受けたときは、その療養に要した費用を支給する。</p>
家族訪問看護療養費	<p>被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その看護に要</p>

主 要 事 項	概 要
	した費用を支給する。
家 族 移 送 費	被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、その移送に要した費用を支給する。
高 額 療 養 費	組合員若しくはその被扶養者が同一の月に同一医療機関において療養を受けた際に療養に要した費用の自己負担額が著しく高額であるときは、家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮し、その合計額の一部を支給する。
高額介護合算療養費	医療保険及び介護保険の両制度を利用することによりその世帯の自己負担額が著しく高額であるときは、家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮し、その合計額の一部を支給する。
出産費 及び家族出産費	組合員又はその被扶養者が出産したときは、404,000円を支給する。ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における出産の場合は、16,000円を限度とし加算する。
埋葬料 及び家族埋葬料	組合員が公務によらないで死亡したとき又は被扶養者が死亡したときは50,000円を支給する。
b. 休 業 給 付	組合員が公務に起因しない傷病若しくは出産等によって勤務に服することができない場合又は所定の事由による欠勤の場合は、次の給付を行う。
傷 病 手 当 金	<p>組合員が公務に起因しない傷病による療養のため勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日から1日につき標準報酬の日額の 2/3 に相当する金額を支給する。</p> <p>支給期間は、勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日（傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して1年6月間（結核性の病気は3年間）とする。</p>
出 産 手 当 金	組合員が出産したときは、出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合にあつては、98日）から出産の日後56日までの間において勤務に服することができなかった期間1日につき、標準報酬の日額の 2/3 に相当する金額を支給する。
休 業 手 当 金	<p>組合員が次の事由により欠勤した場合には、1日につき標準報酬の日額の50/100に相当する金額を支給する。</p> <p>イ 被扶養者の病気又は負傷</p> <p>ロ 組合員の配偶者の出産（14日）</p> <p>ハ 組合員の公務によらない不慮の災害又はその被扶養者の不慮の災害（5日）</p> <p>ニ 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は2親等内の血族若しくは1親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持する者若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭（7日）</p> <p>ホ 前記のほか、運営規則で定められた事由（同規則による日数）</p>
育児休業手当金	組合員が育児休業等により勤務に服さなかった場合、その期間1日につき標準報酬の日額の50/100（当該育児休業をした期間が180日に達するまでの期間について）

主 要 事 項	概 要
<p>介護休業手当金</p> <p>c. 災 害 給 付</p> <p>弔慰金 及び家族弔慰金</p> <p>災 害 見 舞 金</p> <p>d. 附 加 給 付</p> <p>(2) 長 期 給 付</p> <p>① 厚 生 年 金 保 険 給 付</p>	<p>ては、67/100。)に相当する金額を支給する。</p> <p>組合員が介護のための休業により勤務に服することができない場合、その期間1日につき標準報酬の日額の40/100(当分の間、67/100)に相当する金額を支給する。</p> <p>組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき、あるいは組合員が同様の事由によりその住居、家財に損害を受けたときは、次の給付を行う。</p> <p>組合員死亡のときは、標準報酬の月額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者死亡のときは、標準報酬の月額の70/100に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。</p> <p>住居又は家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて標準報酬の月額0.5月分～3月分に相当する金額を支給する。</p> <p>前記の各給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。</p>
<p>a. 老 齢 厚 生 年 金</p>	<p>第2号厚生年金被保険者期間(厚生年金保険法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。)に基づく厚生年金保険給付を老齢厚生年金、障害厚生年金、障害手当金又は遺族厚生年金に区分し、それぞれ所定の給付を行う。</p> <p>次の全ての条件を満たすときに支給する。</p> <p>イ 65歳に達していること。</p> <p>ロ 第2号厚生年金被保険者期間が1年以上あること。</p> <p>ハ 保険料納付済期間等が10年以上であること。</p> <p>年金額は、イ報酬比例部分、ロ加給年金額及びハ経過的加算額の合計額</p> <p>イ 報酬比例部分 (①+②)</p> <p>① 平均標準報酬月額(令和2年度再評価後ベース) × 生年月日に応じ 9.5/1000 ～ 7.125/1000 × 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間月数</p> <p>② 平均標準報酬額(令和2年度再評価後ベース) × 生年月日に応じ 7.308/1000 ～ 5.481/1000 × 平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間月数</p> <p>ロ 加給年金額</p> <p>老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する子がいる場合(ただし、厚生年金被保険者期間が20年以上の者に限る。)に加算。</p> <p>配偶者 224,900円 ～ 390,900円</p> <p>子(2人目まで) 1人につき 224,900円</p> <p>子(3人目から) 1人につき 75,000円(令和2年度)</p>

主 要 事 項	概 要
b. 障 害 厚 生 年 金	<p>ハ 経過的加算額 老齢基礎年金の年金額算定基礎期間とされない期間（昭和36年3月以前、20歳未満及び60歳以後の第2号厚生年金被保険者期間）を有している場合に加算。 $1,630円 \times 生年月日に応じ1.875 \sim 1.000 \times 第2号厚生年金被保険者期間月数 - 781,700 \times 昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の老齢基礎年金額算定の基礎となる第2号厚生年金被保険者期間月数 / 老齢基礎年金の加入可能月数$</p> <p>次のいずれかに該当するときに支給する。</p> <p>イ 第2号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病があり、かつ、障害認定日（初診日から起算して1年6月を経過した日か、症状が固定した日のどちらか早い日）において3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態にあること。</p> <p>ロ 初診日に第2号厚生年金被保険者であり、障害認定日に3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態になかった者が、同一の傷病により65歳に達する日の前日までの間に3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態になったときで、その期間内に請求したとき。</p> <p>ハ 次の①、②のいずれも満たしていること。</p> <p>① 基準傷病（第2号厚生年金被保険者である間に初診日がある傷病）の初診日が他の全ての傷病に係る初診日（必ずしも第2号厚生年金被保険者である間になくともよい。）以後であること。</p> <p>② 基準傷病にかかる障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、基準障害（基準傷病による障害）と他の障害（基準傷病以外の傷病による障害）とを併合して初めて2級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態になったこと。</p> <p>年金額は、次のイ報酬比例額とロ加給年金額の合計額</p> <p>イ 報酬比例額（①+②）</p> <p>① 平均標準報酬月額（令和2年度再評価後ベース）$\times 7.125/1000 \times 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間月数$</p> <p>② 平均標準報酬額（令和2年度再評価後ベース）$\times 5.481/1000 \times 平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間月数$ （①②とも第2号厚生年金被保険者期間が300月未満のときは300月とみなして計算する。1級のときは125/100を乗じた金額とする。）</p> <p>ロ 障害等級が1級又は2級の場合、受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者があるとき。 配偶者の加給 224,900円（令和2年度）</p>
c. 障 害 手 当 金	<p>公務に起因しない疾病にかかり、又は負傷した者が次の全ての条件を満たすときに支給する。</p> <p>イ 初診日に第2号厚生年金被保険者であること。</p> <p>ロ 厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）別表第二に定める程度の障害の状態にあること。</p> <p>ハ 傷病の治癒した日に公的年金各法に基づく年金の受給権者でないこと。</p> <p>ニ 同一傷病について国家公務員災害補償法による通勤災害にかかる補償を受ける権利を有していないこと。</p> <p>ホ 初診日から5年を経過する日までの間に傷病が治癒し、その結果として一</p>

主 要 事 項	概 要
d. 遺 族 厚 生 年 金	<p>定の障害の状態にあること。</p> <p>障害手当金の額は、次のイとロの合計額の200/100。</p> <p>イ 平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間月数</p> <p>ロ 平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間月数</p> <p>(イ、ロとも第2号厚生年金被保険者期間が300月未満のときは300月とする。)</p> <p>なお、計算した結果、1,171,400円に満たないときは、1,171,400円とする。</p> <p>次のイ～ホのいずれかに該当するとき、その遺族に支給する。</p> <p>イ 第2号厚生年金被保険者が在職中に死亡したとき。</p> <p>ロ 退職後に、第2号厚生年金被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。</p> <p>ハ 連合会が支給する1級又は2級の障害厚生年金（平成27年9月30日以前に受給権が生じた障害共済年金も含む。）の受給権者が死亡したとき。</p> <p>ニ 連合会が支給する老齢厚生年金（平成27年9月30日以前に受給権が生じた退職共済年金や退職年金等も含む。）の受給権者が死亡したとき。</p> <p>ホ 第2号厚生年金被保険者期間を有し、保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき。</p> <p>ただし、イ～ハのいずれかとニ又はホとに同時に該当するときには、遺族の申出がなければイ～ハのいずれかに該当するものとされる。</p> <p>ここで、遺族とは、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた者をいい、その順位は①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母の順である。</p> <p>年金額は、次のイ報酬比例額の額にロ中高齢寡婦加算額又はハ経過的寡婦加算額を加えた額</p> <p>イ 報酬比例額（①+②）</p> <p>① 平均標準報酬月額（令和2年度再評価後ベース） × 7.125/1000 × 平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間月数 × 3/4</p> <p>② 平均標準報酬額（令和2年度再評価後ベース） × 5.481/1000 × 平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間月数 × 3/4</p> <p>(支給要件イ～ハに該当し、被保険者期間が300月未満のときは300月とみなして計算する。)</p> <p>ロ 受給権者が40歳以上の妻である場合には、妻が65歳に達するまで586,300円（令和2年度）が加算される。</p> <p>ただし、同一の給付事由に基づき遺族基礎年金の支給を受けることができるときは加算額の支給は停止される。</p> <p>ハ 昭和31年4月1日以前に生まれた妻が受ける遺族厚生年金（上記ロの加算額が加算されるものに限る。）には、妻が65歳以後、次の額が加算される。</p> <p>上記ロの加算額－老齢基礎年金額（改定があったときは改定後の額） × 妻の生年月日に応じた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則別表第九の下欄に掲げる割合</p>
e. 併 給 調 整	<p>同一制度内あるいは他制度間において二つ以上の年金が発生したときは、次に掲げる場合を除き、本人の選択により、いずれか一方の年金の支給を受け、他方は</p>

主 要 事 項	概 要
	<p>停止される。</p> <p>イ 退職又は老齢を給付事由とする年金同士の場合は併給される。</p> <p>ロ 同一の給付事由に基づく障害給付は併給される。</p> <p>ハ 同一の給付事由に基づく遺族給付は併給される（ただし、組合員期間月数を300月とみなして計算した遺族給付を受ける場合は遺族基礎年金を除き併給されない。）。</p> <p>ニ 65歳以上の者の特例</p> <p>① 遺族厚生年金と国民年金法による老齢給付は併給される。</p> <p>② 遺族厚生年金の受給権者が昭和61年4月1日に60歳以上である者等の退職共済年金の額の1/2又は昭和61年4月前の退職給付（退職年金、減額退職年金、通算退職年金）の額の1/2は、従前の例により併給される。</p> <p>③ 平成19年4月1日以後に65歳以上となる者が老齢厚生年金と遺族厚生年金の受給権を併有している場合は、老齢厚生年金を優先的に支給し、遺族厚生年金については、老齢厚生年金の額を上回る場合にその差額が支給される。</p> <p>ホ 昭和61年4月前の年金給付同士については併給される。</p>
f. 離 婚 分 割	<p>離婚時における年金分割制度には、合意分割と3号分割とがある。</p> <p>イ 合意分割</p> <p>第1号改定者（組合員若しくは組合員であった者）又は第2号改定者（配偶者であった者）が平成19年4月1日以後に離婚等をした場合に、次のいずれかに該当するときは、その者の請求により、婚姻期間中の標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定を行う（離婚等をしたときから2年以内の請求に限る。）。</p> <p>① 当事者が標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているとき。</p> <p>② 家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。</p> <p>ロ 3号分割</p> <p>被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）を有する組合員（組合員であった者を含む。）が平成20年4月1日以後に離婚等をした場合に、その被扶養配偶者からの請求に基づき、特定期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定を行う。</p>
g. 脱 退 一 時 金	<p>被保険者期間が6月以上ある日本国籍を有しない者で、老齢厚生年金の受給資格がない者が次の全ての条件を満たすときに、請求によって支給する。</p> <p>イ 第2号厚生年金被保険者期間を1月以上有すること。</p> <p>ロ 日本国内に住所を有していないこと。</p> <p>ハ 障害を支給事由とする年金又は一時金の受給権を、過去を含め有したことがないこと。</p> <p>ニ 国民年金の資格喪失後2年又は帰国後2年のいずれか後に到来する日が経過していないこと。</p>
② 退 職 等 年 金 給 付	<p>退職等年金給付を退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金に区分し、それぞれ所定の給付を行う。</p>
a. 退 職 年 金	<p>次の全ての条件を満たすときに、年金の1/2を受給期間を終身とする終身退職年金として、残りの1/2を受給期間を240月とする有期退職年金（受給権者の申出に</p>

主 要 事 項	概 要
<p>b. 公 務 障 害 年 金</p> <p>c. 公 務 遺 族 年 金</p>	<p>より受給期間を120月とすることができるほか、一時金として受給することもできる。)として支給する。</p> <p>イ 65歳に達していること。</p> <p>ロ 退職していること。</p> <p>ハ 1年以上の引き続き組合員期間を有していること。</p> <p>年金額は、次のとおりである。</p> <p>イ 終身退職年金 終身退職年金算定基礎額（給付算定基礎額の1/2（組合員期間が10年未満の者は1/4））/受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率</p> <p>ロ 有期退職年金 有期退職年金算定基礎額（給付算定基礎額の1/2（組合員期間が10年未満の者は1/4））/支給残月数の区分に応じた有期年金現価率</p> <p>次の全ての条件を満たすときに支給する。</p> <p>イ 公務により病気にかかり、又は負傷した者であること。</p> <p>ロ その病気又は負傷に係る傷病（以下「公務傷病」という。）についての初診日（平成27年10月1日以降に限る。）において組合員であること。</p> <p>ハ 障害認定日（初診日から起算して1年6月を経過した日か、症状が固定した日のどちらか早い日）にその公務傷病により、障害等級が3級以上であること。</p> <p>年金額は、次のとおりである。</p> <p>イ 組合員期間が300月以下の場合 {給付算定基礎額× 5.334（1級の場合は、8.001）/組合員期間月数× 300} /受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率×調整率</p> <p>ロ 組合員期間が300月を超える場合 [{給付算定基礎額× 5.334（1級の場合は、8.001）/組合員期間月数× 300} + {給付算定基礎額（1級の場合は、125/100を乗じた金額とする。）/組合員期間月数×（組合員期間月数-300）}] /受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率×調整率</p> <p>なお、イ、ロのいずれの場合も、計算に使用する組合員期間は、平成27年10月1日以降の期間に限る。また、計算された金額が障害等級に応じて定められている最低保障額よりも少ないときは、その最低保障額が年金額として保障される。</p> <p>次のイ～ハのいずれかに該当するとき、その遺族に支給する。</p> <p>イ 組合員が公務傷病により死亡したとき。</p> <p>ロ 退職後に、組合員であった間に初診日がある公務傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。</p> <p>ハ 障害等級が1級又は2級の公務障害年金の受給権者がその公務障害により死亡したとき。</p> <p>年金額は、次のとおりである。</p> <p>イ 組合員期間が300月未満の場合 （給付算定基礎額× 2.25 × 300 /組合員期間）/死亡者の年齢区分に応じた終身年金現価率×調整率</p> <p>ロ 組合員期間が300月以上の場合 給付算定基礎額× 2.25 /死亡者の年齢区分に応じた終身年金現価率×調整率</p>

主 要 事 項	概 要
<p>③ 経過的職域加算額</p> <p>a. 退職共済年金の経過的職域加算額</p> <p>b. 障害共済年金の経過的職域加算額</p> <p>c. 遺族共済年金の経過的職域加算額</p>	<p>平成27年9月30日以前の組合員期間を有する者で、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「被用者年金一元化法」という。）の施行日である平成27年10月1日以降、新たに第2号厚生年金被保険者期間（同期間とみなされる施行日前の組合員期間（以下「旧国共済組合員期間」という。）も含む。）を基礎とする厚生年金の受給権を取得する者に対して、旧国共済組合員期間を計算の基礎とする経過的職域加算額を退職共済年金の経過的職域加算額、障害共済年金の経過的職域加算額、遺族共済年金の経過的職域加算額に区分し、それぞれ所定の給付を行う。</p> <p>旧国共済組合員期間を有する者（1年以上の引き続く旧国共済組合員期間を有する者に限る。）が、被用者年金一元化法による改正前の国共済法による退職共済年金の受給要件を被用者年金一元化法の施行日以後に満たすこととなったときに支給する。</p> <p>年金額は、次のイとロの合算額。</p> <p>イ 平均標準報酬月額（令和2年度再評価後ベース）× 1.425/1000 × 平成15年3月以前の旧国共済組合員期間月数</p> <p>ロ 平均標準報酬月額（令和2年度再評価後ベース）× 1.096/1000 × 旧国共済組合員期間月数</p> <p>（イ、ロともに旧国共済組合員期間が20年未満の場合の給付乗率は1/2）</p> <p>旧国共済組合員期間を有する者が、平成27年9月30日以前の組合員である間に初診日のある傷病により障害認定日において3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態となったときに支給する。</p> <p>年金額は、次のとおりである。</p> <p>イ 旧国共済組合員期間が300月未満である場合 旧国共済組合員期間が300月であるものとみなして計算した被用者年金一元化法による改正前の国共済法の障害共済年金の旧職域加算額</p> <p>ロ 旧国共済組合員期間が300月以上である場合 旧国共済組合員期間を基礎として計算した被用者年金一元化法による改正前の国共済法の障害共済年金の旧職域加算額</p> <p>なお、イ、ロのいずれの場合も、障害認定日の属する月までの組合員期間の月数が障害共済年金の経過的職域加算額の算定基礎となるが、障害認定日が施行日以後にある場合には、平成27年9月30日までの組合員期間のみが算定の基礎となる。また、公務等による障害共済年金の経過的職域加算額について、計算された金額が障害等級に応じて定められている最低保障額よりも少ないときは、その最低保障額が年金額として保障される。</p> <p>旧国共済組合員期間を有する者が、被用者年金一元化法の施行日以後に遺族厚生年金の受給要件のいずれかに該当するときに、その遺族に支給する。</p> <p>年金額は、旧国共済組合員期間を基礎として計算した被用者年金一元化法による改正前の国共済法の遺族共済年金の職域加算額となる。</p>
<p>5. 福 祉 事 業</p>	<p>組合又は連合会の行う福祉事業は、次のとおりである。</p> <p>イ 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のための必要な事業（ロを除く。）</p> <p>ロ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査及び特定保健指導</p>

主 要 事 項	概 要
<p>6. 事 業 の 財 源</p> <p>(1) 短 期 給 付 及 び 介 護 納 付 金</p> <p>(2) 厚 生 年 金 保 険 給 付</p> <p>(3) 退 職 等 年 金 給 付</p> <p>(4) 経 過 的 職 域 加 算 額</p>	<p>ハ 組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営 ニ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け ホ 組合員の貯金の受入れ又はその運用 ヘ 組合員の臨時の支出に対する貸付け ト 組合員の需要する生活必需物資の供給 チ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの リ 上記の事業に附帯する事業</p> <p>組合又は連合会の行う事業の固有の財源は、短期給付（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び退職者給付拠出金を含む。）、介護納付金、厚生年金保険給付（基礎年金拠出金を含む。）及び退職等年金給付のための保険料（掛金及び負担金）収入並びにその運用収入を主とする。</p> <p>イ 短期給付及び介護納付金に要する費用については、各組合ごとに、当該年度に要する費用の額（短期給付は予想額）と当該年度の掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる賦課式保険料率によって定めることとされている。 ロ また、財源は組合員が50%、事業主である国等が50%の割合で分担される。</p> <p>イ 厚生年金保険給付に要する費用については、厚生年金保険法第81条第1項に規定する保険料をもって充てる。保険料率は組合員が50%、事業主である国等が50%の割合で分担される。 ロ 厚生年金保険給付に要する費用のうち、基礎年金拠出金の納付に要する費用については、その1/2に相当する額をいわゆる公経済として国等が負担する。</p> <p>イ 退職等年金給付に要する費用については、国共済の積立基準額（将来にわたる費用の予想額の現価相当額から将来にわたる費用の財源となる掛金及び負担金の予想額の現価相当額を控除した額をいう。）と地共済の積立基準額の合計額と、国共済の退職等年金給付積立金の額と地共済の退職等年金給付積立金の額の合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定めることとされている。 ロ また、財源率は組合員が50%、事業主である国等が50%の割合で分担される。</p> <p>経過的長期給付積立金とその運用収入等を財源に将来にわたり支払うこととされている。</p>
<p>7. 財 務</p> <p>(1) 会 計 単 位</p> <p>本 部 会 計 支 部 会 計</p>	<p>国家公務員共済組合法施行規則等により、次のように会計組織を規定し、その会計及び経理単位を定めている。</p> <p>組合の事業執行面に沿った会計単位であって、次の3会計に区分されている。</p> <p>組合の本部及び本部に属する所属所の経理を行い、全てを統轄する。 組合の支部及び支部に属する所属所の経理を行い、これを統轄する。</p>

主 要 事 項	概 要
所 属 所 会 計	組員の代表者が、特に必要と認める場合に設け、所属所の経理を行う。
(2) 経 理 単 位 短期経理 厚生年金保険経理 退職等年金経理 経過的長期経理 業 務 経 理 保 健 経 理 医 療 経 理 宿 泊 経 理 住 宅 経 理 貯 金 経 理 貸 付 経 理 物 資 経 理 財 形 経 理 短期財調経理 指 定 経 理	組合又は連合会の行う事業の種類ごとに、その収支を明らかにするため、次の経理単位を定めている。 短期給付及びこれに準ずる給付等に関する取引 厚生年金保険給付及びこれに準ずる給付等に関する取引 退職等年金給付等に関する取引 経過的長期給付に関する取引 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に関する取引 組員及びその被扶養者の保健に関する事業、特定健康診査等並びに組員の保養及び教養に資する施設の経営に関する取引（医療施設、宿泊施設を除く。） 保健に関する事業のうち、医療施設の経営に関する取引 組員の利用に供する宿泊施設の経営に関する取引 組員の利用に供する住宅の取得、管理又は貸付けに関する取引 組員の貯金の受入れ又はその運用に関する取引 組員の臨時の支出に対する貸付けに関する取引 組員の需要する生活必需物資の供給に関する取引 財産形成事業に関する取引 短期財政調整事業に関する取引 福祉事業のうち、定款で定める事業に関する取引の経理は、財務大臣が定める経理単位（指定経理）により行う。
8. 財 政 制 度 等 審 議 会 国家公務員共済組合分科会	財務大臣の諮問に応じて国家公務員共済組合の制度に関する重要事項を調査審議し、また、財務大臣に意見するため、財務省に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会が置かれている。委員等は、学識経験のある者、国家公務員共済組合の組員の雇用主を代表する者及び組員を代表する者のうちから財務大臣が任命する。任期は2年。
9. 国家公務員共済組合審査会	組員の資格又は短期給付若しくは退職等年金給付に関する決定、組員である厚生年金保険の被保険者の資格又は保険給付に関する処分、掛金の徴収等に関し不服がある者は、国家公務員共済組合審査会に行政不服審査法による審査請求をすることができる。同審査会は、連合会に置く。委員は、組員を代表する者、国を代表する者及び公益を代表する者それぞれ3人とし、財務大臣が委嘱する。任期は3年。
10. 事 業 の 監 督	財務大臣は、組合及び連合会の業務の執行を監督し、また、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させる。また、組合及び連合会は毎月末日現在における事業についての報告書を財務大臣に提出しなければならない。
(参考) 平成27年9月30日現在 被 用 者 年 金 一 元 化 法 の 施 行 日 前 の 給 付 長 期 給 付	長期給付を退職共済年金、障害共済年金、障害一時金、遺族共済年金に区分し、それぞれ所定の給付を行う。

主 要 事 項	概 要									
a. 退 職 共 済 年 金	<p>次の全ての条件を満たすときに支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 65歳に達していること。 ロ 組合員期間が1月以上あって退職していること、又は在職中の者で組合員期間が1年以上あること。 ハ 組合員期間等が25年以上であること。 <p>年金額は、次のイ～ハの合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 平均標準報酬額× 5.481/1000 ×組合員期間月数 ロ 1年以上の引き続き組合員期間を有する者 平均標準報酬額× 1.096 (組合員期間が20年未満の者は 0.548) /1000 ×組合員期間月数 ハ 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた65歳未満の配偶者、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する子があるとき (ただし、組合員期間が20年以上の者に限る。) <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>配偶者</td> <td>390,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子 (2人目まで)</td> <td>1人につき</td> <td>224,900円</td> </tr> <tr> <td>子 (3人目から)</td> <td>1人につき</td> <td>75,000円 (令和2年度)</td> </tr> </table>	配偶者	390,900円		子 (2人目まで)	1人につき	224,900円	子 (3人目から)	1人につき	75,000円 (令和2年度)
配偶者	390,900円									
子 (2人目まで)	1人につき	224,900円								
子 (3人目から)	1人につき	75,000円 (令和2年度)								
b. 障 害 共 済 年 金	<p>次のいずれかに該当するときに支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 初診日に組合員であり、かつ、障害認定日 (初診日から起算して1年6月を経過した日 (その期間内に傷病が治ったとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、その治った日又は当該状態に至った日)) において3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態にあること。 ロ 初診日に組合員であり、障害認定日に3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態になかった者が、同一の傷病により65歳に達する日の前日までの間に3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態になったときで、その期間内に請求したとき。 ハ 次の①、②のいずれも満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基準傷病 (組合員である間に初診日がある傷病) の初診日が他の全ての傷病に係る初診日 (必ずしも組合員である間になくともよい。) 以後であること。 ② 基準傷病にかかる障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、基準障害 (基準傷病による障害) と他の障害 (基準傷病以外の傷病による障害) とを併合して初めて2級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態になったこと。 <p>年金額は、次のイ～ハの合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 平均標準報酬額× 5.481/1000 ×組合員期間月数 (組合員期間月数が300月未満のときは300月とみなして計算する。ロの①において同じ。1級のときは上の金額に 125/100を乗じた金額とする。ロの①において同じ。) ロ ① 公務外 平均標準報酬額× 1.096/1000 ×組合員期間月数 ② 公務上 平均標準報酬額× 12 × 14.615/100 (1級のときは 21.923/100) +平均標準報酬額× 1.096/1000 (1級のときは 1.37/1000) × 300月を超える組合員期間月数 									

主 要 事 項	概 要
c. 障 害 一 時 金	<p>ただし、国家公務員災害補償法による傷病補償年金等が支給される間は_____部分は支給停止。</p> <p>ハ 障害等級が1級又は2級の場合、受給権者によって生計を維持している65歳未満の配偶者があるとき。</p> <p>配偶者の加給 224,900円（令和2年度）</p> <p>公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者が退職した場合に、次の全ての条件を満たすときに支給する。</p> <p>イ 初診日に組合員であること。</p> <p>ロ 施行令別表第二に定める程度の障害の状態にあること。</p> <p>ハ 退職の日に公的年金各法に基づく年金の受給権者でないこと。</p> <p>ニ 同一傷病について国家公務員災害補償法による通勤災害にかかる補償を受ける権利を有していないこと。</p> <p>ホ 退職時において既に療養給付期間が5年経過していること、又は退職時において療養給付期間が5年経過していない場合は、退職後の継続療養を前提条件として、在職中の療養給付開始から起算して5年経過するまでに症状固定（治癒）となっていること。</p> <p>障害一時金の額は、次のとおり。</p> <p>$\frac{\text{平均標準報酬額} \times 5.481/1000 \times \text{組合員期間月数} (\text{組合員期間月数が } 300 \text{ 月未満のときは } 300 \text{ 月とする。}) + \text{平均標準報酬額} \times 1.096/1000 \times \text{組合員期間月数} (\text{組合員期間月数が } 300 \text{ 月未満のときは } 300 \text{ 月とする。})}{200/100}$</p> <p>なお、_____部分の額が「障害基礎年金×3/4」に満たないときは、「障害基礎年金×3/4」とする。</p>
d. 遺 族 共 済 年 金	<p>次のイ～ニのいずれかに該当するとき、その遺族に支給する。</p> <p>イ 組合員が在職中に死亡したとき。</p> <p>ロ 退職後に、組合員であった間に初診日のある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。</p> <p>ハ 障害共済年金（1級又は2級）の受給権者又は障害年金の受給権者が死亡したとき。</p> <p>ニ 退職共済年金、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき。</p> <p>ただし、イ～ハのいずれかとニとに同時に該当するときには、遺族の申出がなければイ～ハのいずれかに該当するものとされる。</p> <p>ここで、遺族とは、組合員又は組合員であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた者をいい、その順位は①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母の順である。</p> <p>年金額は、次のイ及びロの合算額にハ又はニの額を加えた額</p> <p>イ $\text{平均標準報酬額} \times 5.481/1000 \times \text{組合員期間月数} (\text{上記イ～ハに該当し、組合員期間月数が300月未満のときは300月とみなして計算する。次のロにおいて同じ。}) \times 3/4$</p> <p>ロ ① 公務外</p> <p>$\text{平均標準報酬額} \times 1.096/1000 \times \text{組合員期間月数} \times 3/4$</p> <p>② 公務上</p> <p>$\text{平均標準報酬額} \times 2.466/1000 \times \text{組合員期間月数}$</p> <p>ただし、国家公務員災害補償法による遺族補償年金等が支給される間</p>

主 要 事 項	概 要
e. 併 給 調 整	<p>は、公務上の場合のうち300月分に相当する金額の支給を停止。</p> <p>ハ 受給権者が妻である場合には、妻が65歳に達するまで586,300円（令和2年度）が加算される（受給要件のニに該当するときは、組合員期間が20年未満であるものを除く。）。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは妻加算額の支給は停止される。</p> <p>① 妻が40歳未満であるとき。</p> <p>② 同一の給付事由に基づき遺族基礎年金の支給を受けることができるとき。</p> <p>③ 妻加算額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるとき。</p> <p>ニ 昭和31年4月1日以前に生まれたものである妻が受ける遺族共済年金（上記ハの加算額が加算されるものに限る。）には、妻が65歳以後、次の額が加算される。</p> <p>上記ハの加算額－老齢基礎年金額（改定があったときは改定後の額）×妻の生年月日に応じた昭和60年改正法附則別表第四の下欄に掲げる割合</p> <p>同一制度あるいは他制度間において二つ以上の年金が発生したときは、次に掲げる場合を除き、本人の選択により、いずれか一方の年金の支給を受け、他方は停止される。</p> <p>イ 退職又は老齢を給付事由とする年金同士の場合は併給される。</p> <p>ロ 同一の給付事由に基づく障害給付は併給される。</p> <p>ハ 同一の給付事由に基づく遺族給付は併給される（ただし、組合員期間月数を300月とみなして計算した遺族給付を受ける場合は遺族基礎年金を除き併給されない。）。</p> <p>ニ 職域加算額は併給される（ただし、国共済法、地共済法による年金を受けることにより併給調整にかかる場合は併給されない。）。</p> <p>ホ 65歳以上の者の特例</p> <p>① 遺族共済年金と国民年金法による老齢給付は併給される。</p> <p>② 遺族共済（遺族厚生）年金と受給権者が昭和61年4月1日に60歳以上である者等の退職共済年金額の1/2又は昭和61年4月前の退職給付（退職年金、減額退職年金、通算退職年金）の額の1/2は、従前の例により併給される。</p> <p>③ 平成19年4月1日以後に65歳以上となる者が退職共済（老齢厚生）年金と遺族共済（遺族厚生）年金の受給権を併有している場合は、退職共済（老齢厚生）年金を優先的に支給し、遺族共済（遺族厚生）年金については、退職共済（老齢厚生）年金の額を上回る場合にその差額が支給される。</p> <p>へ 昭和61年4月前の年金給付同士については併給される。</p>
f. 離 婚 分 割	<p>離婚時における年金分割制度には、合意分割と3号分割とがある。</p> <p>イ 合意分割</p> <p>第1号改定者（組合員若しくは組合員であった者）又は第2号改定者（配偶者であった者）が平成19年4月1日以後に離婚等をした場合に、次のいずれかに該当するときは、その者の請求により、婚姻期間中の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定を行う（離婚等をしたときから2年以内の請求に限る。）。</p> <p>① 当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の</p>

主 要 事 項	概 要
g. 脱 退 一 時 金	<p>請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているとき。</p> <p>② 家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。</p> <p>ロ 3号分割</p> <p>被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）を有する組合員（組合員であった者を含む。）が平成20年4月1日以後に離婚等をした場合に、その被扶養配偶者からの請求に基づき、特定期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定を行う。</p> <p>長期給付とみなされるものとして脱退一時金があり、これは、日本国籍を有しない者で、次の全ての条件を満たしている者が請求を行ったときに支給する。</p> <p>イ 組合員期間を6月以上有すること。</p> <p>ロ 日本国内に住所を有しないこと。</p> <p>ハ 最後に国民年金の被保険者でなくなった日（同日において日本に住所を有していた者にあつては、日本に住所を有しなくなった日）から2年を経過していないこと。</p> <p>ニ 国共済法に基づく障害に関する年金や一時金を受けていないこと又は受けるための資格要件を満たしていないこと。</p> <p>なお、昭和61年3月31日以前の退職、障害又は死亡等について、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、退職一時金、返還一時金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金、死亡一時金、特例死亡一時金、船員給付及び公務災害給付がある。</p>

表中の用語

第1編 組合及び組合員

組合員種別については以下のとおり区分している。

長期組合員	継続長期組合員、後期高齢者組合員、短期組合員及び任意継続組合員以外の組合員
継続長期組合員	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第124条の2第1項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員
後期高齢者組合員	法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員
短期組合員	法第72条第2項の規定により長期給付の規定は適用されず短期給付の規定のみの適用を受ける組合員
任意継続組合員	法第126条の5第1項の規定による申し出をした者
長期適用計	長期組合員、継続長期組合員及び後期高齢者組合員の計
短期適用計	長期組合員、後期高齢者組合員、短期組合員及び任意継続組合員の計

また、以下の区分につき再掲としている。

第2号厚生年金被保険者	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の5第2号に規定する第2号厚生年金被保険者
介護2号被保険者	介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第2号被保険者である組合員
前期高齢者加入者	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第32条第1項に規定する前期高齢者である加入者である組合員

第2編 短期給付

療養費等において再掲としたものについては以下のとおりである。

補装具 はり・きゅう	治療上必要と認められた関節用装具、コルセット、サポーター等の治療用装具の費用 神経痛、腰痛症等の慢性的な疼痛がある場合において、医師が治療上必要と認めたはり・きゅう師による施術費（医師の発行した同意書又は診断書が必要）
あんま・マッサージ	筋麻痺や関節拘縮等の障害がある場合に、医師が治療上必要と認めたマッサージ（あんま・指圧）師による施術費（医師の発行した同意書又は診断書が必要）
柔道整復	骨折、脱臼、捻挫、挫傷、打撲等の場合の柔道整復師による施術費（骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要がある）

事業の概況

令和2年度における国家公務員共済組合の事業の概況について、次の7項目に大別し、これを過去の実績と対比して解説すれば次のとおりである。

- I 組合及び組合員の概況
- II 短期給付事業の概況
- III 長期給付事業の概況
- IV 福祉事業の概況
- V 経理の概況
- VI 連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査の概要
- VII 動態統計の概要

I 組合及び組合員の概況

1 組合数及び支部数

年度末	組合数	支部数	1組合当たり 支部数	1支部当たり 平均組合員数
				人
23	20	745	37	1,451
24	20	746	37	1,448
25	20	724	36	1,487
26	20	726	36	1,486
27	20	722	36	1,498
28	20	716	36	1,511
29	20	698	35	1,555
30	20	684	34	1,588
元	20	643	32	1,697
2	20	642	32	1,709

令和2年度末における連合会を組織する組合は20組合である。

支部数は総数で642支部、1組合当たりの支部数は32支部、1支部当たりの平均組合員数は1,709人である。最近10年間の推移は上表のとおりである。

2 組 合 員 数

(1) 組合別組合員数

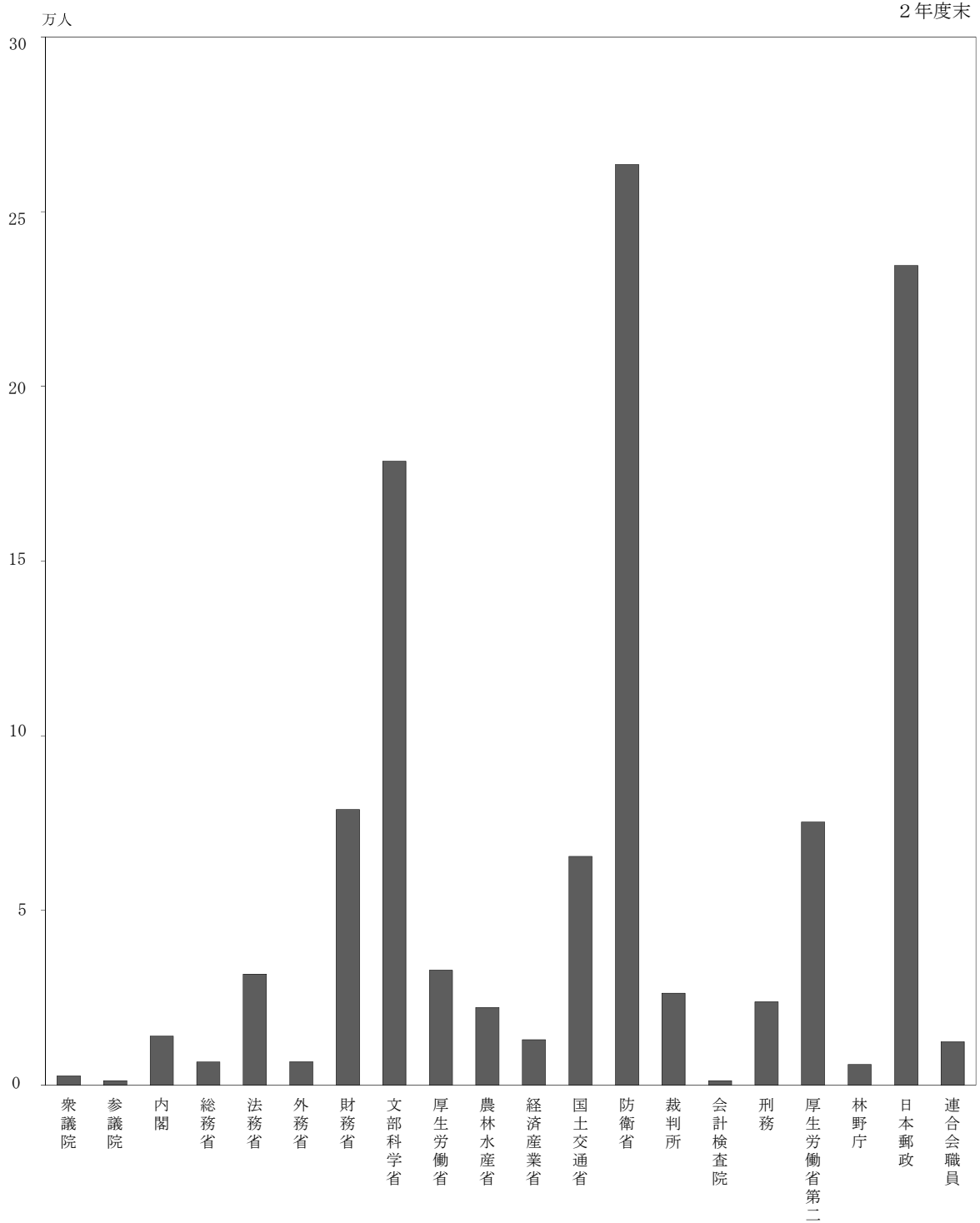
組 合 名	2 年 度 末				元 年 度 末				対 前 年 度 増 減					
	長 期	短期	その他	計	長 期	短期	その他	計	長 期	短期	その他	計	伸び率	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	
衆 議 院	2,607		53	2,660	2,582		60	2,642	25	—	△	7	18	0.7
参 議 院	1,271		23	1,294	1,260		31	1,291	11	—	△	8	3	0.2
内 閣	13,709	64	243	14,016	13,458	63	247	13,768	251	1	△	4	248	1.8
総 務 省	6,377	23	210	6,610	6,286	23	232	6,541	91	0	△	22	69	1.1
法 務 省	31,158	6	582	31,746	30,643	6	594	31,243	515	0	△	12	503	1.6
外 務 省	6,541	6	138	6,685	6,448	6	116	6,570	93	0		22	115	1.8
財 務 省	77,264	5	1,594	78,863	76,739	5	1,674	78,418	525	0	△	80	445	0.6
文 部 科 学 省	175,431	5	3,142	178,578	173,851	5	2,990	176,846	1,580	0		152	1,732	1.0
厚 生 労 働 省	32,084	21	767	32,872	30,755	19	791	31,565	1,329	2	△	24	1,307	4.1
農 林 水 産 省	21,854	5	390	22,249	21,962	5	398	22,365	△ 108	0	△	8	△ 116	△ 0.5
経 済 産 業 省	12,502	5	494	13,001	12,419	5	496	12,920	83	0	△	2	81	0.6
国 土 交 通 省	64,130	17	1,319	65,466	63,535	17	1,334	64,886	595	0	△	15	580	0.9
防 衛 省	262,022	4	1,468	263,494	262,168	4	1,587	263,759	△ 146	0	△	119	△ 265	△ 0.1
裁 判 所	25,618		663	26,281	25,522		635	26,157	96	—		28	124	0.5
会 計 検 査 院	1,235		43	1,278	1,243		30	1,273	△ 8	—		13	5	0.4
刑 務	23,475		324	23,799	23,448		336	23,784	27	—	△	12	15	0.1
厚生労働省第二	74,535		770	75,305	73,727		795	74,522	808	—	△	25	783	1.1
林 野 庁	5,851		49	5,900	5,849		40	5,889	2	—		9	11	0.2
日 本 郵 政	231,140		3,462	234,602	230,926		3,687	234,613	214	—	△	225	△ 11	0.0
連 合 会 職 員	12,274		143	12,417	12,175		166	12,341	99	—	△	23	76	0.6
合 計	1,081,078	161	15,877	1,097,116	1,074,996	158	16,239	1,091,393	6,082	3	△	362	5,723	0.5

(注)「長期」には後期高齢者組合員が含まれる。「その他」とは、継続長期組合員及び任意継続組合員である。

令和2年度末の組合員数は、長期組合員1,081,078人、短期組合員161人、その他15,877人、合計1,097,116人で、前年度と比較すると長期は6,082人(0.6%)増加、短期は3人(1.9%)増加、その他は362人(2.2%)減少、合計で5,723人(0.5%)増加となった。

図2-(1)は、2年度末の組合員数を組合別に表したものである。

図2-（1） 組合別組合員数



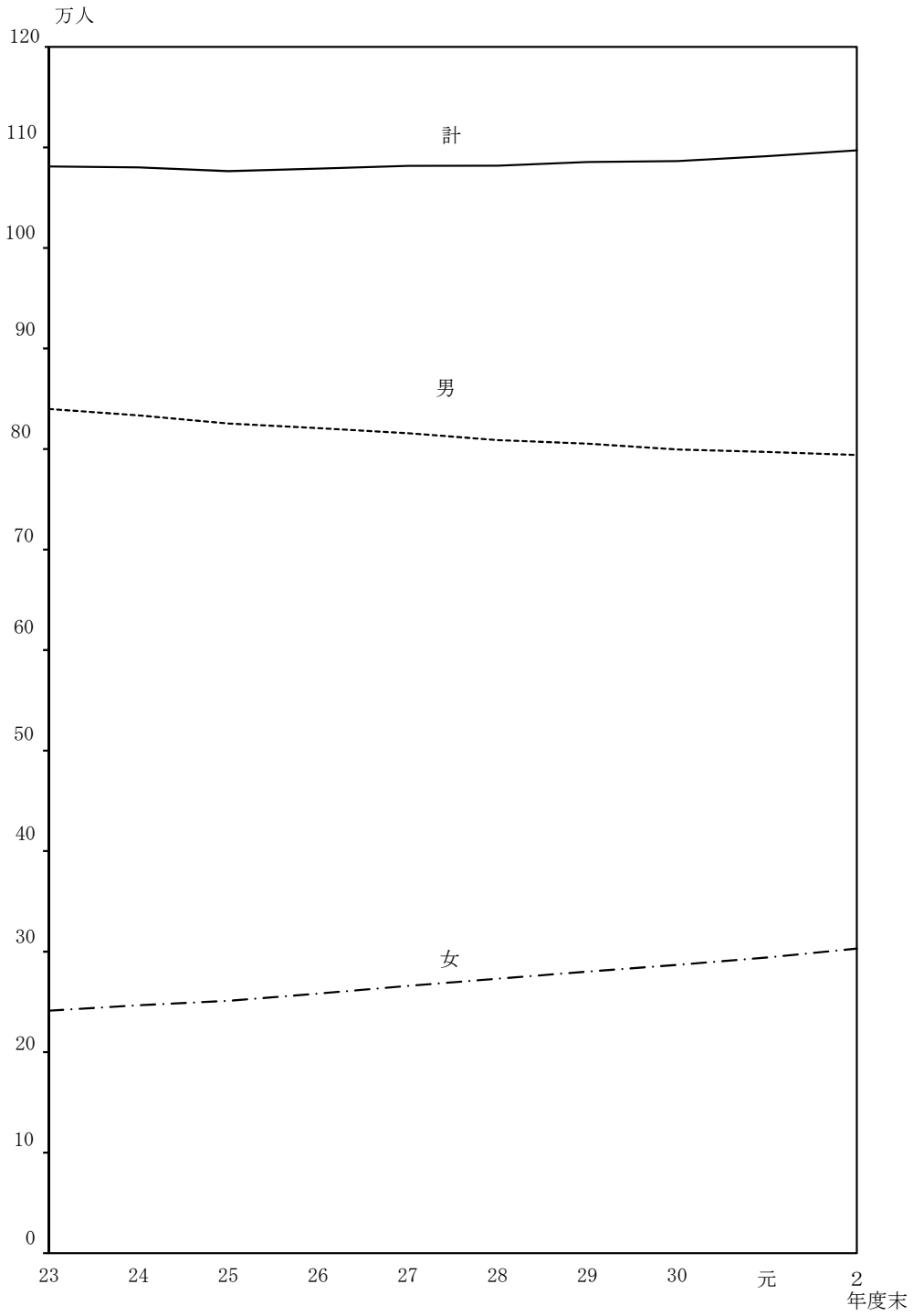
(2) 男女別組合員数及び年次推移

年度末	組 合 員 数			対 前 年 度		女 子 占 有 率	(再掲) 組合員数	
	男	女	計	増 減	伸び率		短期適用計	長期適用計
	人	人	人	人	%	%	人	人
23	839,841	241,286	1,081,127	3,904	0.4	22.3	1,078,269	1,059,084
24	833,477	246,646	1,080,123	△ 1,004	△ 0.1	22.8	1,077,251	1,057,476
25	825,373	251,060	1,076,433	△ 3,690	△ 0.3	23.3	1,073,828	1,055,253
26	820,737	258,273	1,079,010	2,577	0.2	23.9	1,076,343	1,060,944
27	815,688	265,967	1,081,655	2,645	0.2	24.6	1,078,939	1,064,204
28	808,804	273,112	1,081,916	261	0.0	25.2	1,079,126	1,066,538
29	805,392	280,119	1,085,511	3,595	0.3	25.8	1,082,595	1,071,312
30	799,523	286,918	1,086,441	930	0.1	26.4	1,083,504	1,072,920
元	797,148	294,245	1,091,393	4,952	0.5	27.0	1,088,450	1,077,939
2	794,065	303,051	1,097,116	5,723	0.5	27.6	1,094,157	1,084,037

上表は、最近10年間の男女別組合員数の推移を表したものであるが、その動向をみると、前年比減少している年もあるが、23年度以降、看護体制拡充により医療系共済組合員が増加する等の要因があり、やや増加する傾向にある。また、組合員に占める女子の割合は、年々増加傾向にある。

図2-(2)は、年度末ごとの男女別組合員数の推移を表したものである。

図 2 - (2) 男女別組合員数の推移



(3) 組合員の加入・脱退状況

組 合 名	年 間 加 入 者 数				年 間 脱 退 者 数			
	30年度	元年度	2年度	対 組 合 員 数 比	30年度	元年度	2年度	対 組 合 員 数 比
	人	人	人	%	人	人	人	%
衆 議 院	168	174	170	6.4	183	163	152	5.7
参 議 院	70	86	78	6.0	56	88	75	5.8
内 閣	2,957	3,334	2,954	21.1	2,758	2,904	2,708	19.4
総 務 省	956	1,026	1,024	15.6	976	1,013	955	14.6
法 務 省	2,097	2,387	2,246	7.1	1,724	1,725	1,734	5.5
外 務 省	867	905	938	14.1	822	847	823	12.4
財 務 省	5,125	5,316	5,096	6.4	4,568	4,558	4,651	5.9
文 部 科 学 省	19,497	18,739	18,801	10.5	18,640	17,745	17,020	9.5
厚 生 労 働 省	2,964	2,759	4,047	12.4	2,347	2,530	2,720	8.4
農 林 水 産 省	1,502	1,581	1,750	7.9	1,855	1,865	1,866	8.4
経 済 産 業 省	2,023	1,976	2,298	17.6	1,977	1,912	2,216	17.0
国 土 交 通 省	5,531	6,133	6,435	9.8	5,747	6,215	5,854	9.0
防 衛 省	17,652	18,223	13,718	5.2	18,527	17,094	13,761	5.3
裁 判 所	1,367	1,492	1,684	6.4	1,357	1,421	1,561	6.0
会 計 検 査 院	104	104	115	9.0	97	95	110	8.6
刑 務 務	1,423	1,452	1,376	5.8	1,462	1,508	1,362	5.7
厚生労働省第二	8,696	9,032	9,075	11.9	8,386	8,438	8,290	10.9
林 野 庁	353	362	375	6.4	426	442	365	6.2
日 本 郵 政	9,389	10,241	8,716	3.7	9,917	9,907	8,727	3.7
連 合 会 職 員	1,420	1,361	1,366	10.9	1,458	1,446	1,291	10.3
合 計	84,161	86,683	82,262	7.5	83,283	81,916	76,241	6.9
対組合員数比 (%)	7.7	8.0	7.5		7.6	7.5	6.9	

(注) 対組合員数比は年間平均組合員数(30年度1,086,627人、元年度1,089,427人、2年度1,097,162人)に対する比率である。

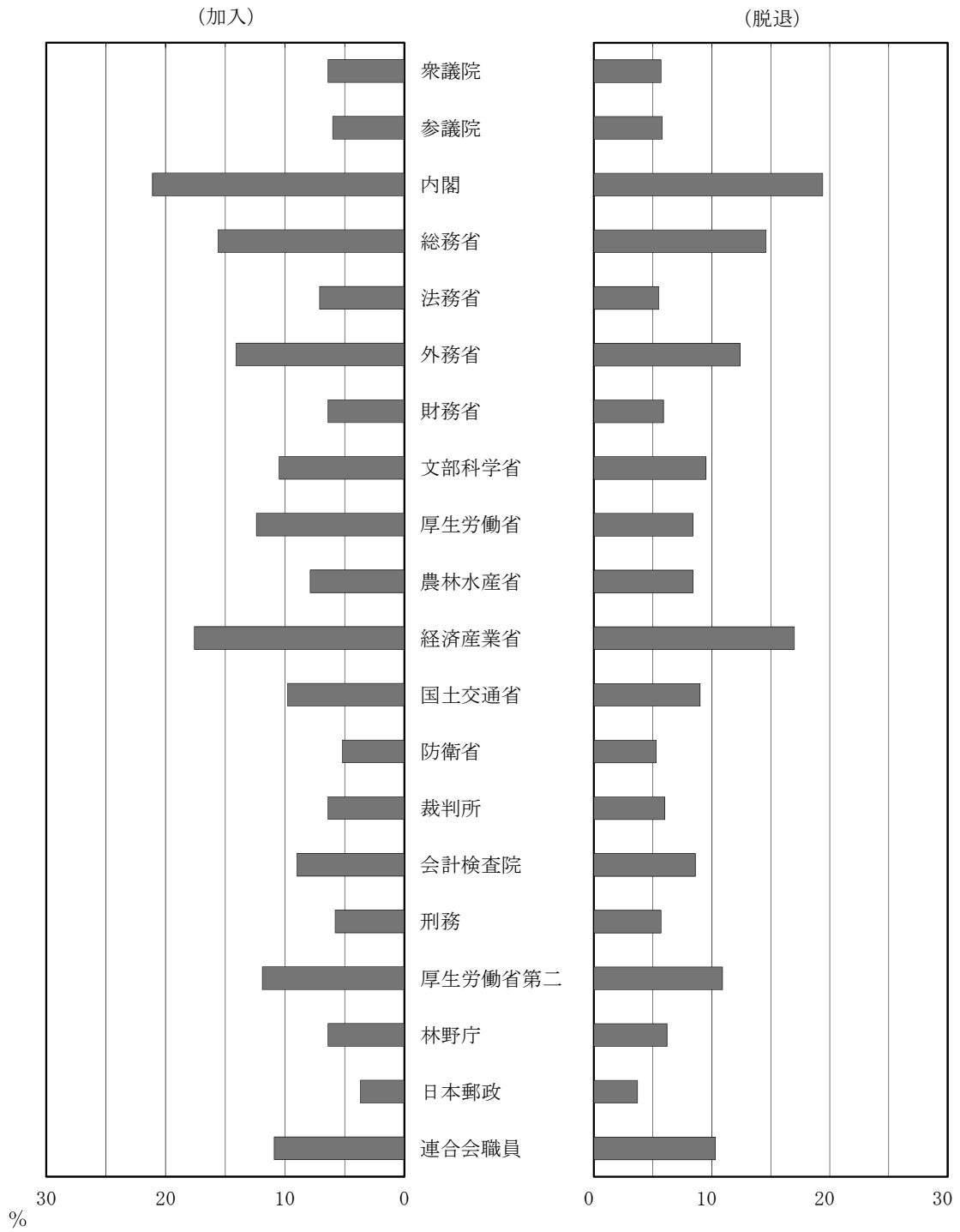
上表は、最近3年間の加入者数及び脱退者数を組合別に表したものであるが、年間平均組合員数に対する割合で見ると、加入で高いのは内閣(21.1%)、経済産業省(17.6%)等で、脱退で高いのは内閣(19.4%)、総務省(17.0%)等となっている。

また、全組合平均では加入7.5%、脱退6.9%となっている。

図2-(3)は、2年度の加入者数及び脱退者数の年間平均組合員数に対する割合を組合別に比較したものである。

図2-(3) 組合別年間加入・脱退者数の年間平均組合員数に対する割合

2年度



(4) 組合別組合員の内訳

2年度

組 合 名	長期組合員		短期組合員		継続長期組合員		任意継続組合員		短期適用計		長期適用計	
	人数	対前年度 伸び率	人数	対前年度 伸び率	人数	対前年度 伸び率	人数	対前年度 伸び率	人数	対前年度 伸び率	人数	対前年度 伸び率
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
衆 議 院	2,607	1.0					53	△ 11.7	2,660	0.7	2,607	1.0
参 議 院	1,271	0.9					23	△ 25.8	1,294	0.2	1,271	0.9
内 閣	13,709	1.9	64	1.6	89	1.1	154	△ 3.1	13,927	1.8	13,798	1.9
総 務 省	6,377	1.4	23		156	△ 1.3	54	△ 27.0	6,454	1.1	6,533	1.4
法 務 省	31,158	1.7	6		191	△ 2.1	391	△ 2.0	31,555	1.6	31,349	1.7
外 務 省	6,541	1.4	6		7	△ 30.0	131	23.6	6,678	1.8	6,548	1.4
財 務 省	77,264	0.7	5		296		1,298	△ 5.8	78,567	0.6	77,560	0.7
文 部 科 学 省	175,431	0.9	5		350	△ 2.0	2,792	6.0	178,228	1.0	175,781	0.9
厚 生 労 働 省	32,084	4.3	21	10.5	523	△ 3.9	244	△ 1.2	32,349	4.3	32,607	4.2
農 林 水 産 省	21,854	△ 0.5	5		115	△ 5.7	275	△ 0.4	22,134	△ 0.5	21,969	△ 0.5
経 済 産 業 省	12,502	0.7	5		346	△ 0.6	148		12,655	0.7	12,848	0.6
国 土 交 通 省	64,130	0.9	17		685	9.3	634	△ 10.3	64,781	0.8	64,815	1.0
防 衛 省	262,022	△ 0.1	4		11	37.5	1,457	△ 7.7	263,483	△ 0.1	262,033	△ 0.1
裁 判 所	25,618	0.4			41	2.5	622	4.5	26,240	0.5	25,659	0.4
会 計 検 査 院	1,235	△ 0.6			12	△ 20.0	31	106.7	1,266	0.6	1,247	△ 0.9
刑 務	23,475	0.1					324	△ 3.6	23,799	0.1	23,475	0.1
厚生労働省第二	74,535	1.1			119		651	△ 3.7	75,186	1.1	74,654	1.1
林 野 庁	5,851	0.0			18	12.5	31	29.2	5,882	0.2	5,869	0.1
日 本 郵 政	231,140	0.1					3,462	△ 6.1	234,602	△ 0.0	231,140	0.1
連 合 会 職 員	12,274	0.8					143	△ 13.9	12,417	0.6	12,274	0.8
合 計	1,081,078	0.6	161	1.9	2,959	0.5	12,918	△ 2.8	1,094,157	0.5	1,084,037	0.6

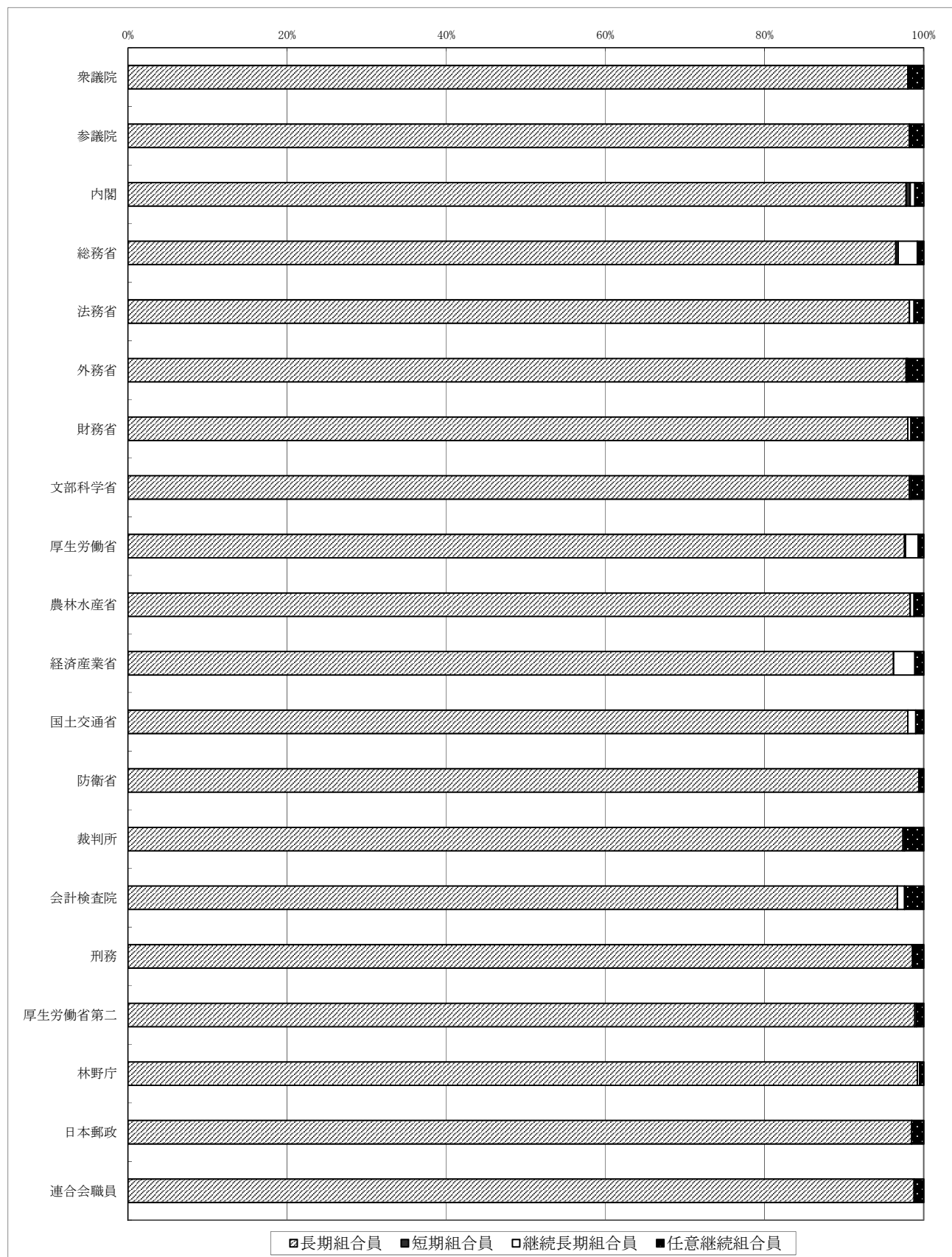
(注)「長期組合員」は後期高齢者組合員を含む。

上表は、2年度末における組合員の内訳を組合ごとに表したものである。

図2- (4) は、2年度末の組合員の内訳ごとの構成割合を組合別に比較したものである。

図2－(4) 組合別組合員の内訳別構成割合

2年度



3 被扶養者数

(1) 組合別被扶養者数

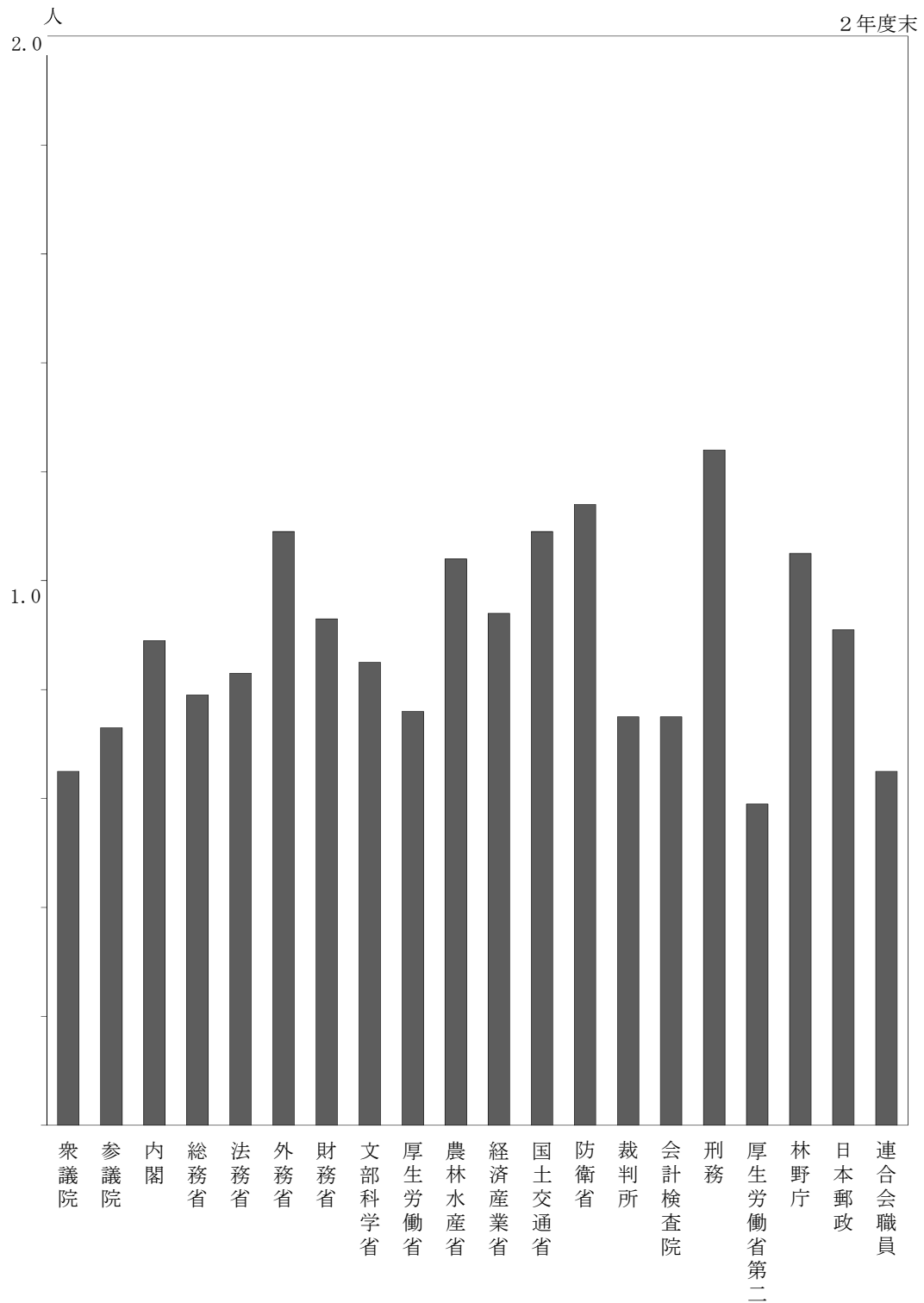
組 合 名	被 扶 養 者 数				組 合 員 1 人 当 た り	
	30年度末	元年度末	2年度末	対前年度 伸び率	被扶養者数	対前年度 増減
	人	人	人	%	人	人
衆 議 院	1,714	1,731	1,733	0.1	0.65	△ 0.01
参 議 院	954	952	948	△ 0.4	0.73	△ 0.01
内 閣	12,469	12,420	12,374	△ 0.4	0.89	△ 0.02
総 務 省	5,424	5,301	5,094	△ 3.9	0.79	△ 0.04
法 務 省	27,404	26,685	26,127	△ 2.1	0.83	△ 0.03
外 務 省	7,469	7,424	7,309	△ 1.5	1.09	△ 0.04
財 務 省	77,157	75,160	73,032	△ 2.8	0.93	△ 0.03
文 部 科 学 省	154,709	153,118	151,608	△ 1.0	0.85	△ 0.02
厚 生 労 働 省	26,265	25,177	24,622	△ 2.2	0.76	△ 0.05
農 林 水 産 省	26,069	24,442	22,980	△ 6.0	1.04	△ 0.06
経 済 産 業 省	12,534	12,247	11,892	△ 2.9	0.94	△ 0.03
国 土 交 通 省	75,047	72,617	70,664	△ 2.7	1.09	△ 0.04
防 衛 省	306,567	302,307	300,764	△ 0.5	1.14	△ 0.01
裁 判 所	20,436	20,020	19,579	△ 2.2	0.75	△ 0.02
会 計 検 査 院	974	957	945	△ 1.3	0.75	△ 0.01
刑 務	29,941	29,628	29,419	△ 0.7	1.24	△ 0.01
厚 生 労 働 省 第 二	43,711	44,000	44,254	0.6	0.59	0.00
林 野 庁	6,825	6,427	6,201	△ 3.5	1.05	△ 0.04
日 本 郵 政	229,357	222,298	214,432	△ 3.5	0.91	△ 0.04
連 合 会 職 員	8,061	8,073	8,022	△ 0.6	0.65	0.00
合 計	1,073,087	1,050,984	1,031,999	△ 1.8	0.94	△ 0.03

2年度末の被扶養者数は、全体で1,031,999人、組合員1人当たりでは0.94人となっている。

図3-（1）は2年度末の組合別組合員1人当たりの被扶養者数を表したものである。

図でみるように、1人当たりの人数では刑務、防衛省、外務省が多く、厚生労働省第二、衆議院、連合会職員が少なくなっている。

図3－(1) 組合別組合員1人当たり被扶養者数



4 標準報酬月額

(1) 年次推移

(a) 短期適用

年度末	標準報酬月額 千円	組合員1人当たり		
		標準報酬月額 円	対前年度 伸び率 %	指 数 %
23	452,294,092	419,463	0.6	100
24	433,498,188	402,411	△ 4.1	96
25	433,844,532	404,017	0.4	96
26	454,228,758	422,011	4.5	101
27	458,009,920	424,500	0.6	101
28	464,749,278	430,672	1.5	103
29	464,627,670	429,180	△ 0.3	102
30	467,386,210	431,365	0.5	103
元	468,977,796	430,868	△ 0.1	103
2	464,427,786	424,462	△ 1.5	101

(b) 長期適用

年度末	標準報酬月額 千円	組合員1人当たり		
		標準報酬月額 円	対前年度 伸び率 %	指 数 %
23	435,136,608	410,861	0.5	100
24	419,347,338	396,555	△ 3.5	97
25	420,125,018	398,127	0.4	97
26	438,772,340	413,568	3.9	101
27	441,901,538	415,241	0.4	101
28	446,122,590	418,290	0.7	102
29	446,131,172	416,434	△ 0.4	101
30	448,708,596	418,213	0.4	102
元	450,398,038	417,833	△ 0.1	102
2	449,037,368	414,227	△ 0.9	101

(2) 月別比較

(a) 短期適用

月 別	標準報酬月額 千円	組合員1人当たり	
		標準報酬月額 円	対前月 伸び率 %
4月	466,248,472	424,455	△ 1.5
5	466,654,296	425,209	0.2
6	466,455,050	425,362	0.0
7	465,594,686	425,176	△ 0.0
8	465,221,676	425,121	△ 0.0
9	461,944,650	422,308	△ 0.7
10	464,250,302	424,735	0.6
11	464,192,230	424,757	0.0
12	464,297,744	425,045	0.1
1	464,064,532	425,232	0.0
2	463,781,486	425,389	0.0
3	464,427,786	424,462	△ 0.2
差額	8,512,116	—	—
年間平均	465,470,419	425,419	△ 0.9

(b) 長期適用

月 別	標準報酬月額 千円	組合員1人当たり	
		標準報酬月額 円	対前月 伸び率 %
4月	447,541,302	411,676	△ 1.5
5	448,120,416	412,375	0.2
6	448,161,044	412,522	0.0
7	447,202,502	412,391	△ 0.0
8	446,973,612	412,399	0.0
9	446,682,496	412,239	△ 0.0
10	448,942,744	414,583	0.6
11	448,985,772	414,587	0.0
12	449,088,446	414,858	0.1
1	448,735,884	415,018	0.0
2	448,457,108	415,148	0.0
3	449,037,368	414,227	△ 0.2
差額	8,677,116	—	—
年間平均	448,883,818	414,167	△ 0.5

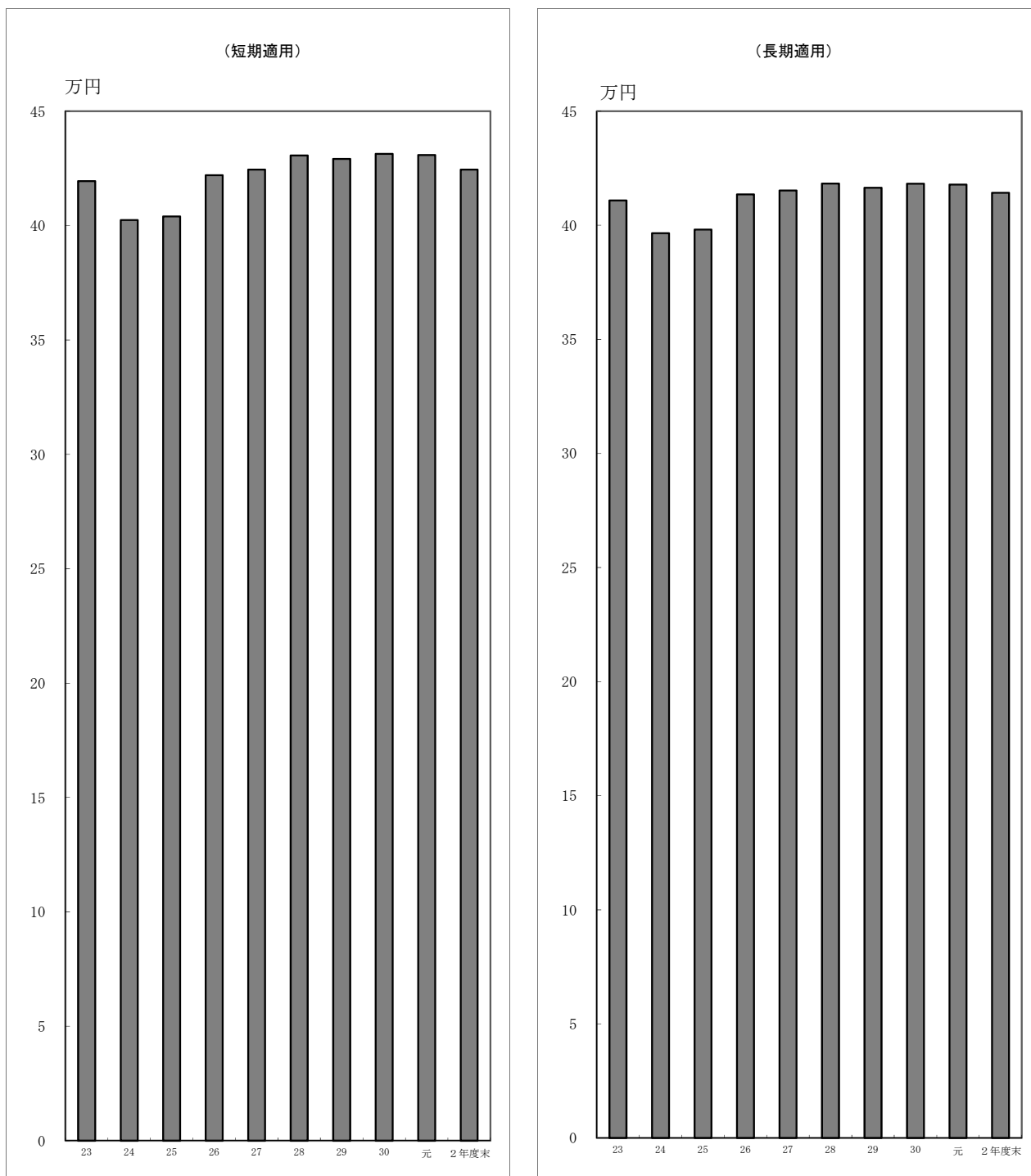
(注1) 年間平均の対前月伸び率欄の数値は、対前年度伸び率である。

(注2) 本文中、「標準報酬月額」とあるのは、第2号厚生年金被保険者を指す箇所については「標準報酬月額」を、それ以外の箇所については「標準報酬報酬の月額」を記載している。以下同じ。

2年度末の短期適用の標準報酬月額の総額は、464,427,786千円で1人当たりの標準報酬月額は、424,462円、長期適用の標準報酬月額の総額は、449,037,368千円で1人当たりの標準報酬月額は、414,227円となっている。上表(1)は、標準報酬月額を年度別に表したものである。また、上表(2)は、月別の比較をしたものである。

図4- (1) は年度末ごとの1人当たり標準報酬月額の推移を表したものである。

図4-（1） 組合員1人当たり標準報酬月額推移



(3) 組合別組合員1人当たり標準報酬月額

(a) 短期適用

組 合 名	組 合 員 1 人 当 たり 標 準 報 酬 月 額						
	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末	対前年度増減	同伸び率
	円	円	円	円	円	円	%
衆 議 院	518,250	521,236	526,192	527,006	520,041	△ 6,965	△ 1.3
参 議 院	542,300	541,439	534,888	535,825	529,281	△ 6,544	△ 1.2
内 閣	502,795	501,413	502,116	497,883	488,545	△ 9,338	△ 1.9
総 務 省	487,758	489,905	493,668	492,477	481,427	△ 11,050	△ 2.2
法 務 省	465,864	464,149	465,469	462,540	455,738	△ 6,802	△ 1.5
外 務 省	816,628	796,752	811,637	805,591	776,228	△ 29,363	△ 3.6
財 務 省	471,811	469,251	467,986	461,830	453,490	△ 8,340	△ 1.8
文 部 科 学 省	459,957	459,211	461,483	463,533	458,528	△ 5,005	△ 1.1
厚生労働省	441,898	441,229	438,356	435,894	433,336	△ 2,558	△ 0.6
農 林 水 産 省	493,815	491,189	492,525	489,290	480,958	△ 8,332	△ 1.7
経 済 産 業 省	534,034	527,950	529,900	530,143	521,604	△ 8,539	△ 1.6
国 土 交 通 省	466,138	461,826	463,695	460,853	449,247	△ 11,606	△ 2.5
防 衛 省	374,604	372,961	376,611	376,733	382,208	5,475	1.5
裁 判 所	486,592	490,041	492,382	491,040	487,217	△ 3,823	△ 0.8
会 計 検 査 院	537,263	529,476	526,359	525,715	503,523	△ 22,192	△ 4.2
刑 務 所	433,926	435,214	438,491	442,858	432,849	△ 10,009	△ 2.3
厚生労働省第二	417,776	417,869	421,333	427,682	422,186	△ 5,496	△ 1.3
林 野 庁	439,395	438,708	439,155	441,119	436,217	△ 4,902	△ 1.1
日 本 郵 政	407,789	406,222	407,327	404,783	385,796	△ 18,987	△ 4.7
連 合 会 職 員	466,853	470,623	476,585	482,996	476,721	△ 6,275	△ 1.3
合 計	430,672	429,180	431,365	430,868	424,462	△ 6,406	△ 1.5

(b) 長期適用

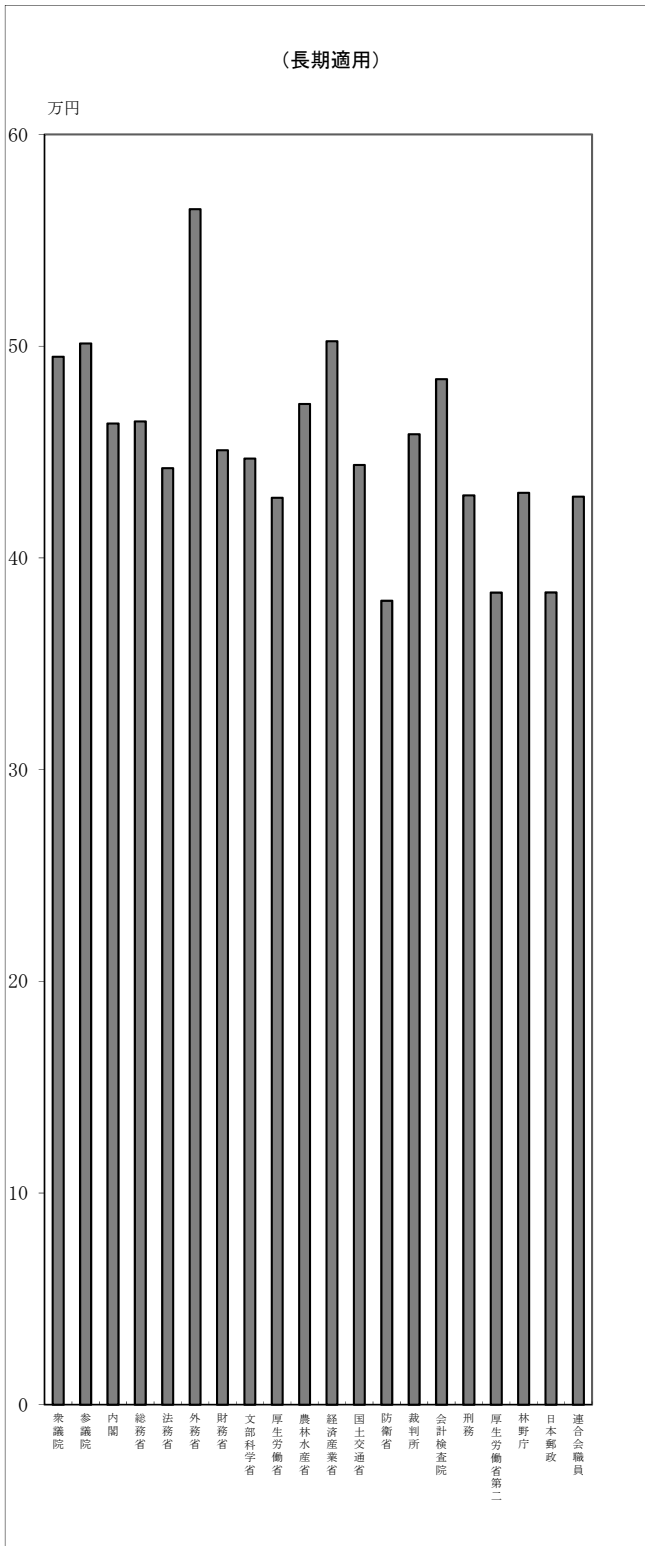
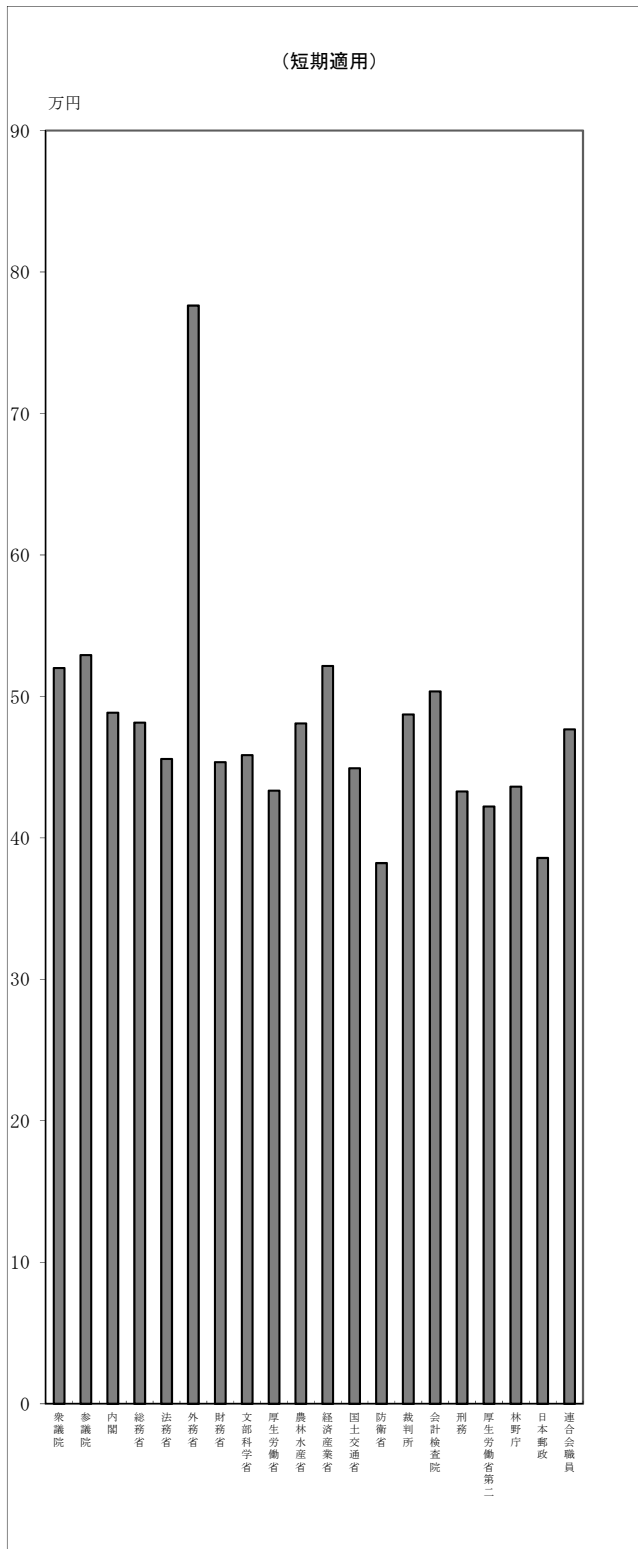
組 合 名	組 合 員 1 人 当 たり 標 準 報 酬 月 額						
	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末	対前年度増減	同伸び率
	円	円	円	円	円	円	%
衆 議 院	487,711	489,740	492,679	493,466	495,017	1,551	0.3
参 議 院	502,919	501,613	498,377	498,484	501,267	2,783	0.6
内 閣	468,487	467,530	467,282	464,834	463,451	△ 1,383	△ 0.3
総 務 省	467,167	467,448	470,442	470,255	464,451	△ 5,804	△ 1.2
法 務 省	451,265	448,614	449,281	446,261	442,320	△ 3,941	△ 0.9
外 務 省	550,829	547,344	554,600	555,729	564,685	8,956	1.6
財 務 省	465,659	462,545	461,602	456,899	450,799	△ 6,100	△ 1.3
文 部 科 学 省	446,114	444,593	446,201	448,050	446,904	△ 1,146	△ 0.3
厚生労働省	437,298	436,320	433,247	430,622	428,320	△ 2,302	△ 0.5
農 林 水 産 省	481,466	478,942	479,657	476,948	472,656	△ 4,292	△ 0.9
経 済 産 業 省	504,818	500,625	502,691	501,993	502,350	357	0.1
国 土 交 通 省	457,791	453,146	454,303	451,712	443,814	△ 7,898	△ 1.7
防 衛 省	370,968	369,485	372,893	373,094	379,666	6,572	1.8
裁 判 所	454,267	455,995	458,251	456,857	458,343	1,486	0.3
会 計 検 査 院	504,045	498,439	496,114	495,628	484,427	△ 11,201	△ 2.3
刑 務 所	430,923	430,932	433,790	438,319	429,446	△ 8,873	△ 2.0
厚生労働省第二	376,497	376,626	379,069	385,113	383,565	△ 1,548	△ 0.4
林 野 庁	430,993	430,709	431,064	433,040	430,673	△ 2,367	△ 0.5
日 本 郵 政	404,722	402,155	403,263	400,825	383,613	△ 17,212	△ 4.3
連 合 会 職 員	416,758	420,013	424,957	429,482	428,878	△ 604	△ 0.1
合 計	418,290	416,434	418,213	417,833	414,227	△ 3,606	△ 0.9

上表は、最近5年間の組合員1人当たりの標準報酬月額を短期適用・長期適用別組合別に示したものである。本年度末は、短期適用において月額の高い組合は外務省、参議院で、低い組合は防衛省、日本郵政であり、また、長期適用において月額の高い組合は外務省、経済産業省で、低い組合は防衛省、厚生労働省第二である。

図4- (3) は、2年度末の組合別組合員1人当たりの標準報酬月額を表したものである。

図4-（3） 組合別組合員1人当たり標準報酬月額

2年度末



Ⅱ 短期給付事業の概況

1 収入の概況

(1) 収入実績

表1－(1) 収入実績

科 目	金 額	構 成 比	対 前 年 度		
			増 減	伸 び 率	
	千円	%		千円	%
短期負担金収入	270,387,243	40.4	△	2,435,407	△ 0.9
介護負担金収入	38,471,645	5.7		925,938	2.5
短期掛金収入	274,926,229	41.0	△	2,591,938	△ 0.9
介護掛金収入	39,102,716	5.8		885,895	2.3
利息及び配当金	5,868	0.0	△	5,979	△ 50.5
その他の収入	47,294,635	7.1	△	403,096	△ 0.8
計	670,188,336	100.0	△	3,624,587	△ 0.5

(2) 負担金収入・掛金収入の月別収入状況

表1－(2) a 短期負担金収入・短期掛金収入の月別収入状況

月 別	標準報酬月額＋ 標準期末手当等の額	収 入			標準報酬月額＋標準期末手当等の額に対する収入割合		
		短期負担金	短期掛金	計	短期負担金	短期掛金	計
	千円	千円	千円	千円	%	%	%
4月	466,295,260	16,052,963	20,960,637	37,013,600	34.43	44.95	79.38
5	466,662,601	16,506,492	17,301,267	33,807,759	35.37	37.07	72.45
6	1,328,890,862	46,959,409	47,249,960	94,209,370	35.34	35.56	70.89
7	465,777,543	19,060,337	19,757,275	38,817,612	40.92	42.42	83.34
8	465,268,147	17,546,249	17,253,733	34,799,982	37.71	37.08	74.80
9	462,631,810	17,191,038	17,399,761	34,590,799	37.16	37.61	74.77
10	464,354,605	16,958,547	17,149,835	34,108,382	36.52	36.93	73.45
11	464,199,862	25,256,043	17,122,610	42,378,653	54.41	36.89	91.29
12	1,330,013,607	40,770,585	49,443,987	90,214,572	30.65	37.18	67.83
1	464,122,405	18,006,760	17,109,166	35,115,926	38.80	36.86	75.66
2	464,268,860	17,273,291	17,267,945	34,541,236	37.21	37.19	74.40
3	466,492,217	18,222,683	17,916,961	36,139,644	39.06	38.41	77.47
差 額	13,530,626	582,845	△ 1,006,909	△ 424,064	43.08	△ 74.42	△ 31.34
計	7,322,508,405	270,387,243	274,926,229	545,313,472	36.93	37.55	74.47

表1－(2) b 介護負担金収入・介護掛金収入の月別収入状況

月 別	標準報酬月額＋ 標準期末手当等の額	収 入			標準報酬月額＋標準期末手当等の額に対する収入割合		
		介護負担金	介護掛金	計	介護負担金	介護掛金	計
	千円	千円	千円	千円	%	%	%
4月	301,654,787	2,270,043	2,858,940	5,128,983	7.53	9.48	17.00
5	302,607,044	2,323,424	2,418,182	4,741,606	7.68	7.99	15.67
6	890,539,047	6,603,976	6,631,056	13,235,032	7.42	7.45	14.86
7	303,144,786	2,711,864	2,982,886	5,694,750	8.95	9.84	18.79
8	303,513,200	2,392,206	2,430,429	4,822,636	7.88	8.01	15.89
9	302,199,201	2,480,997	2,441,845	4,922,842	8.21	8.08	16.29
10	302,972,308	2,384,626	2,442,969	4,827,596	7.87	8.06	15.93
11	303,474,484	3,698,761	2,416,099	6,114,860	12.19	7.96	20.15
12	892,337,150	5,692,546	7,155,717	12,848,263	6.38	8.02	14.40
1	304,525,044	2,569,142	2,433,065	5,002,208	8.44	7.99	16.43
2	305,114,250	2,444,762	2,444,669	4,889,431	8.01	8.01	16.02
3	306,211,379	2,659,813	2,556,137	5,215,951	8.69	8.35	17.03
差 額	5,211,418	239,483	△ 109,280	130,203	45.95	△ 20.97	24.98
計	4,823,504,098	38,471,645	39,102,716	77,574,361	7.98	8.11	16.08

上表1－(1)は、2年度の収入実績を表したものであるが、総額で670,188百万円となっており、その内訳をみると短期負担金収入40.4%、短期掛金収入41.0%、介護負担金収入5.7%、介護掛金収入5.8%、利息および配当金0.0%、その他の収入7.1%となっている。これを前年と比べると総額で0.5%減少した。

上表1－(2) aは、短期の負担金収入・掛金収入を表したものであるが、標準報酬月額＋標準期末手当等の額に対する収入額の割合をみると、年間合計で負担金収入36.93%、掛金37.55%となっている。

上表1－(2) bは、介護の負担金収入・掛金収入を表したものであるが、標準報酬月額＋標準期末手当等の額に対する収入額の割合をみると、年間合計で負担金収入7.98%、掛金8.11%となっている。

また、図1－(1)は収入実績、図1－(2)は負担金収入・掛金収入の月別状況を図示したものである。

図1-(1) 収入実績

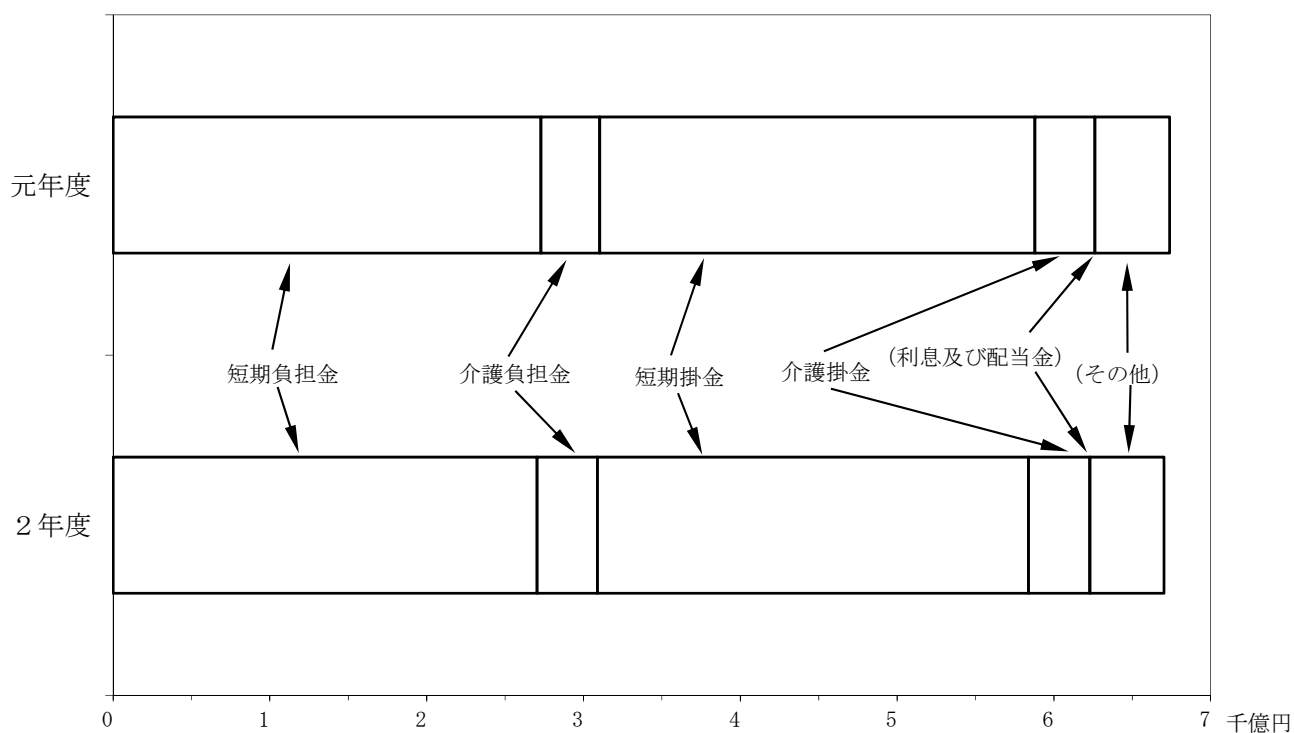
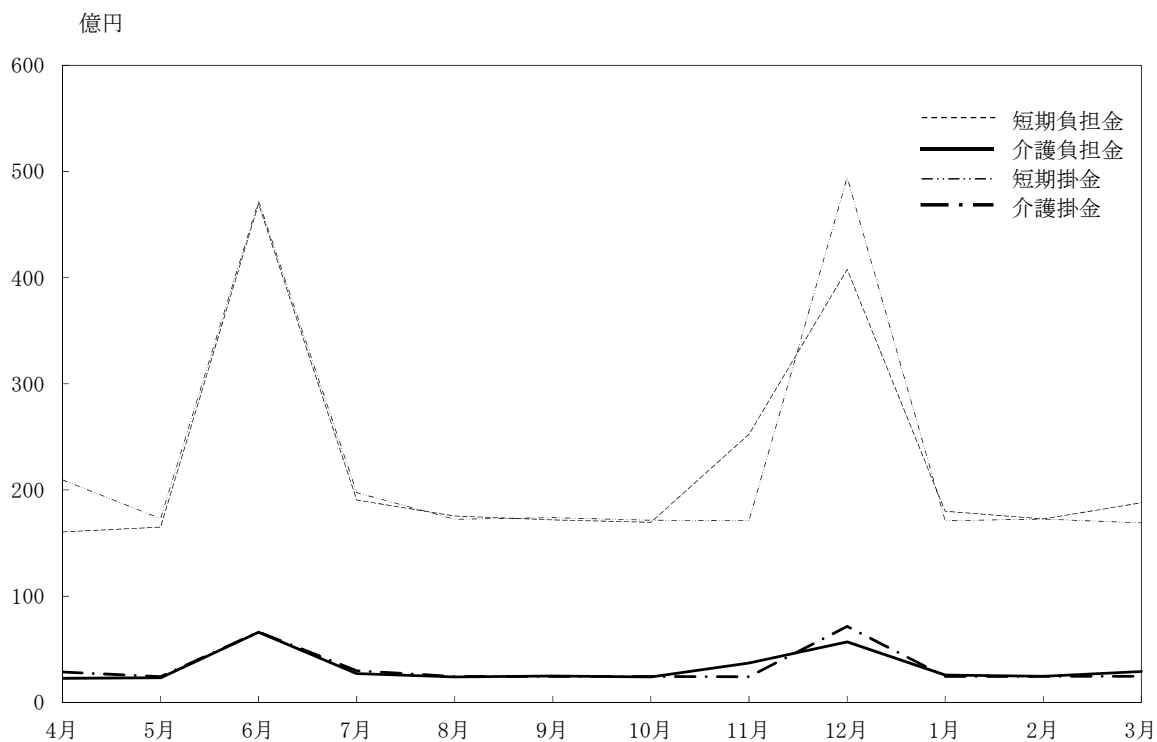


図1-(2) 負担金収入・掛金収入の月別収入状況



(3) 負担金収入・掛金収入の年次推移

表1-(3)a 短期負担金収入・短期掛金収入の年次推移

年度	標準報酬年額+ 標準期末手当等の額の総額	収 入					対前年度伸び率			
		短期負担金	短期掛金	計	標準報酬年額+標準 期末手当等の額の総 額に対する割合	組合員1 人当たり の収入	標準報酬年額+ 標準期末手当等 の額の総額	収 入	1人当 たりの 収 入	
	千円	千円	千円	千円	%	円	%	%	%	
23	6,912,215,440	238,476,415	244,387,376	482,863,791	69.9	447,784	△ 0.1	3.0	2.2	
24	6,668,300,929	248,240,546	254,035,356	502,275,902	75.3	467,681	△ 3.5	4.0	4.4	
25	6,614,457,531	271,216,350	277,593,075	548,809,425	83.0	512,935	△ 0.8	9.3	9.7	
26	6,933,071,556	283,248,967	288,542,369	571,791,336	82.5	532,587	4.8	4.2	3.8	
27	7,074,735,133	284,428,650	289,497,624	573,926,273	81.1	532,462	2.0	0.4	△ 0.0	
28	7,220,160,453	277,668,430	282,509,222	560,177,652	77.6	518,120	2.1	△ 2.4	△ 2.7	
29	7,262,977,725	276,162,760	280,803,807	556,966,567	76.7	514,637	0.6	△ 0.6	△ 0.7	
30	7,325,167,593	276,760,213	281,467,412	558,227,626	76.2	515,180	0.9	0.2	0.1	
元	7,354,734,677	272,822,650	277,518,167	550,340,817	74.8	506,580	0.4	△ 1.4	△ 1.7	
2	7,322,508,405	270,387,243	274,926,229	545,313,472	74.5	498,392	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.6	

表1-(3)b 介護負担金収入・介護掛金収入の年次推移

年度	標準報酬年額+ 標準期末手当等の額の総額	収 入					対前年度伸び率			
		介護負担金	介護掛金	計	標準報酬年額+標準 期末手当等の額の総 額に対する割合	組合員1 人当たり の収入	標準報酬年額+ 標準期末手当等 の額の総額	収 入	1人当 たりの 収 入	
	千円	千円	千円	千円	%	円	%	%	%	
23	4,333,052,963	21,346,977	22,087,431	43,434,408	10.0	78,050	0.6	13.8	11.2	
24	4,190,414,496	22,811,122	23,571,843	46,382,965	11.1	81,808	△ 3.3	6.8	4.8	
25	4,247,687,144	23,934,109	24,742,275	48,676,385	11.5	84,374	1.4	4.9	3.1	
26	4,507,788,620	27,831,887	28,496,551	56,328,438	12.5	95,923	6.1	15.7	13.7	
27	4,580,564,214	25,067,991	25,630,292	50,698,283	11.1	85,208	1.6	△ 10.0	△ 11.2	
28	4,747,380,802	24,567,924	25,017,717	49,585,640	10.4	82,649	3.6	△ 2.2	△ 3.0	
29	4,782,698,862	26,085,918	26,599,060	52,684,979	11.0	87,411	0.7	6.3	5.8	
30	4,829,646,752	35,765,178	36,419,750	72,184,928	14.9	119,241	1.0	37.0	36.4	
元	4,843,414,605	37,545,707	38,216,821	75,762,528	15.6	124,892	0.3	5.0	4.7	
2	4,823,504,098	38,471,645	39,102,716	77,574,361	16.1	126,904	△ 0.4	2.4	1.6	

上表1-(3)aは、最近10年間の短期の負担金収入・掛金収入の推移を表したものである。

上表1-(3)bは、最近10年間の介護の負担金収入・掛金収入の推移を表したものである。

図1-(3)aは、短期の負担金・掛金収入と標準報酬年額の年次推移を23年度を100とした指数で表したものである。

図1-(3)bは、介護の負担金・掛金収入と標準報酬年額の年次推移を23年度を100とした指数で表したものである。

図1-(3)

a 短期負担金収入・短期掛金収入及び標準報酬年額+標準期末手当等の額の総額の推移

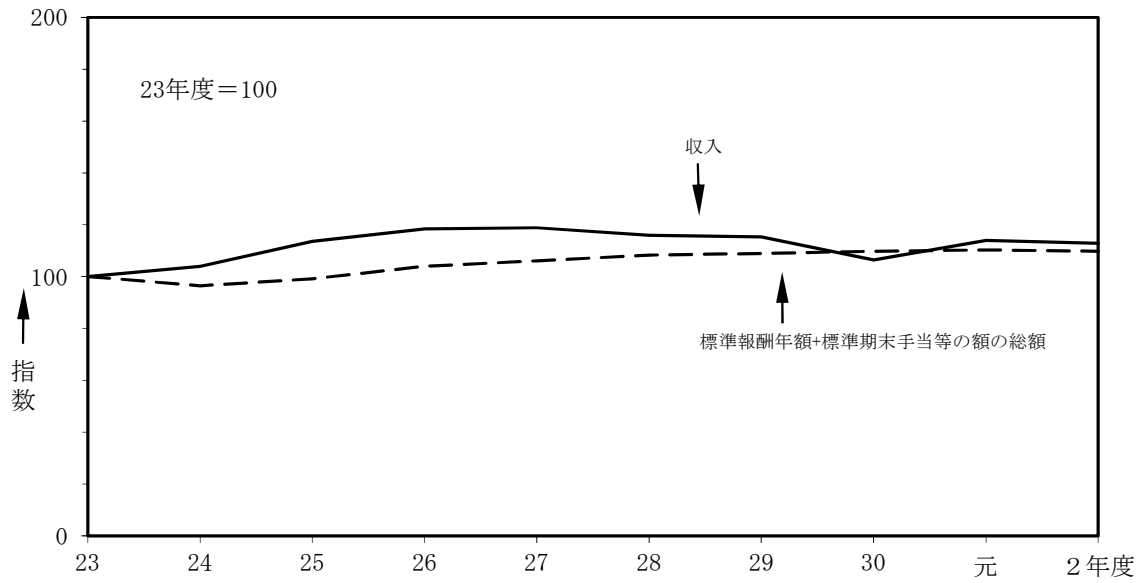
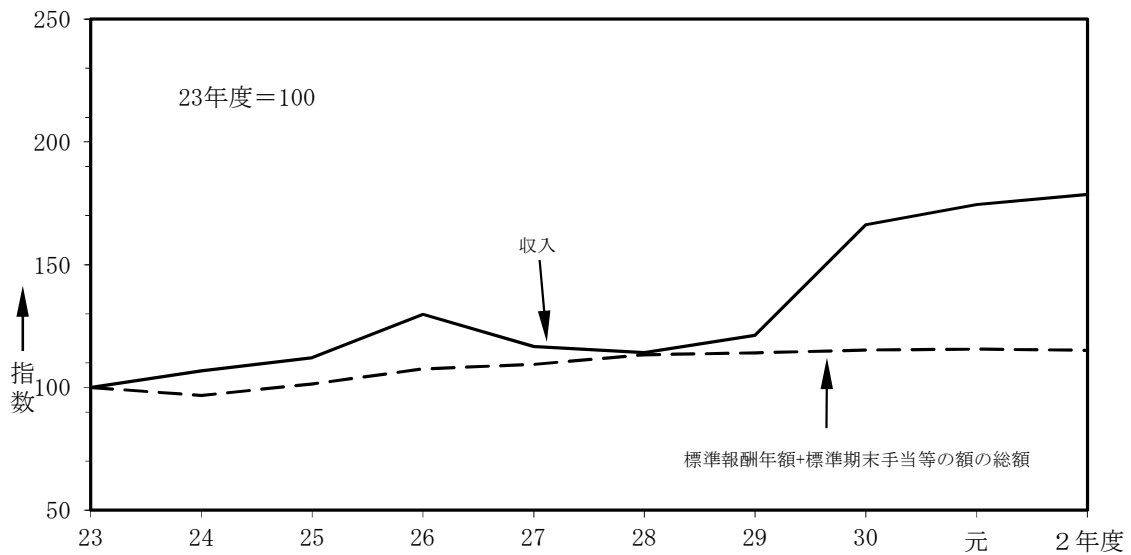


図1-(3)

b 介護負担金収入・介護掛金収入及び標準報酬年額+標準期末手当等の額の総額の推移



(4) 収入総額と支出総額・納付金額の比較及び年次推移

表1-(4) a 短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

年度	収 入		支 出							
	総 額	組合員 1人当たり	総 額	組合員 1人当たり	給 付 総 額	割 合	抛 出 金 等	割 合	そ の 他	割 合
	千円	円	千円	円	千円	%	千円	%	千円	%
23	537,424,580	498,380	572,699,186	531,092	266,089,796	46.5	261,433,817	45.6	45,175,573	7.9
24	564,096,055	525,243	577,650,884	537,864	262,405,685	45.4	269,470,965	46.7	45,774,234	7.9
25	593,824,073	555,007	570,385,195	533,100	260,564,522	45.7	265,807,995	46.6	44,012,678	7.7
26	616,831,658	574,539	572,211,143	532,978	264,383,688	46.2	263,196,798	46.0	44,630,657	7.8
27	619,733,086	574,959	577,121,168	535,426	268,672,157	46.5	263,067,283	45.6	45,381,728	7.9
28	605,636,914	560,166	573,532,191	530,472	269,012,547	46.9	258,971,338	45.2	45,548,306	7.9
29	604,434,422	558,498	597,824,575	552,390	266,207,662	44.5	286,367,581	47.9	45,249,332	7.6
30	604,852,021	558,208	579,791,255	535,080	265,571,069	45.8	268,966,369	46.4	45,253,817	7.8
元	598,050,357	550,496	574,079,983	528,431	268,769,787	46.8	259,582,736	45.2	45,727,460	8.0
2	592,613,934	541,623	561,585,836	513,264	256,882,118	45.7	261,195,045	46.5	43,508,673	7.8

表1-(4) b 介護収入総額と介護納付金額の比較及び年次推移

年度	収 入		納 付 金 額		納付金額
	総 額	組合員1人当たり	金 額	組合員1人当たり	収 入
	千円	円	千円	円	%
23	43,434,976	78,051	43,248,692	77,717	99.6
24	46,383,776	81,809	45,614,260	80,452	98.3
25	48,676,797	84,375	47,860,815	82,960	98.3
26	56,329,104	95,925	51,268,998	87,308	91.0
27	50,699,788	85,210	51,377,267	86,349	101.3
28	49,585,701	82,649	53,926,337	89,884	108.8
29	52,684,998	87,411	61,743,669	102,440	117.2
30	72,184,953	119,241	64,747,037	106,955	89.7
元	75,762,567	124,892	72,579,370	119,645	95.8
2	77,574,393	126,904	82,438,262	134,861	106.3

上表1-(4) aは、短期の収入総額と支出総額及びその比率の年次推移を表したものである。

上表1-(4) bは、介護の収入総額と納付金額及びその比率の年次推移を表したものである。

図1-(4) aは、短期の収入総額と支出総額の年次推移を図示したものである。

図1-(4) bは、介護の収入総額と納付金額の年次推移を図示したものである。

図1-(4) a 短期収入総額及び短期支出総額

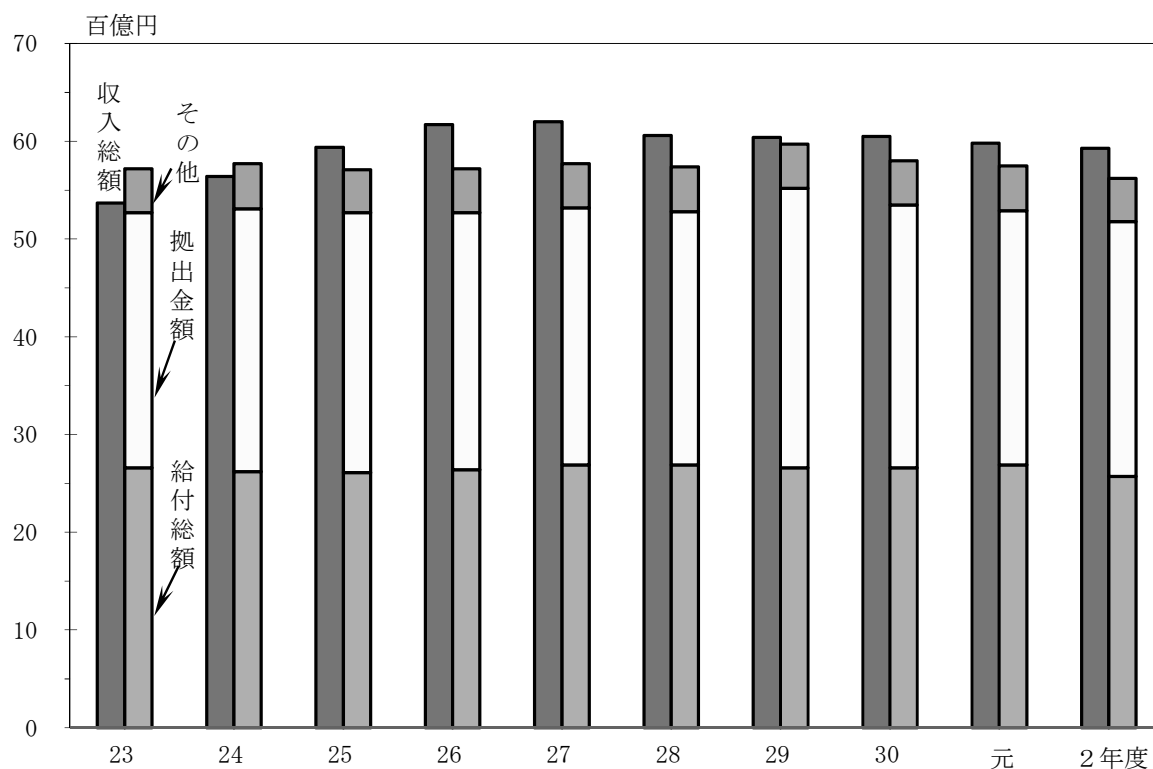
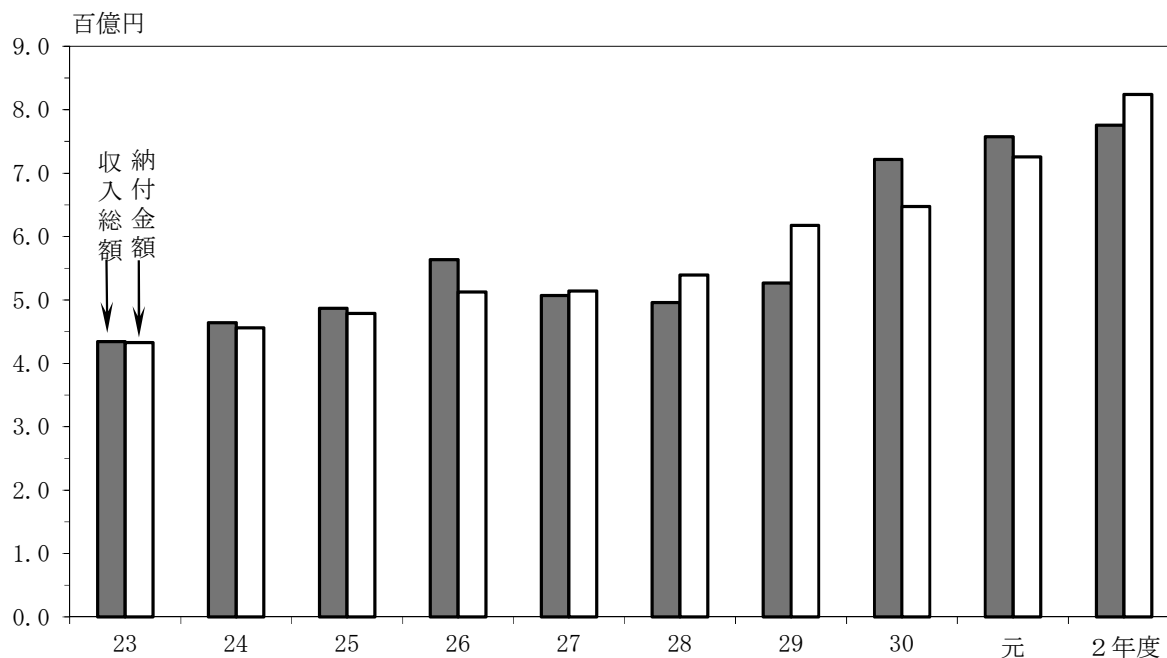


図1-(4) b 介護収入総額及び介護納付金額



(5) 組合別支出額に対する給付額の割合の年次推移 (短期)

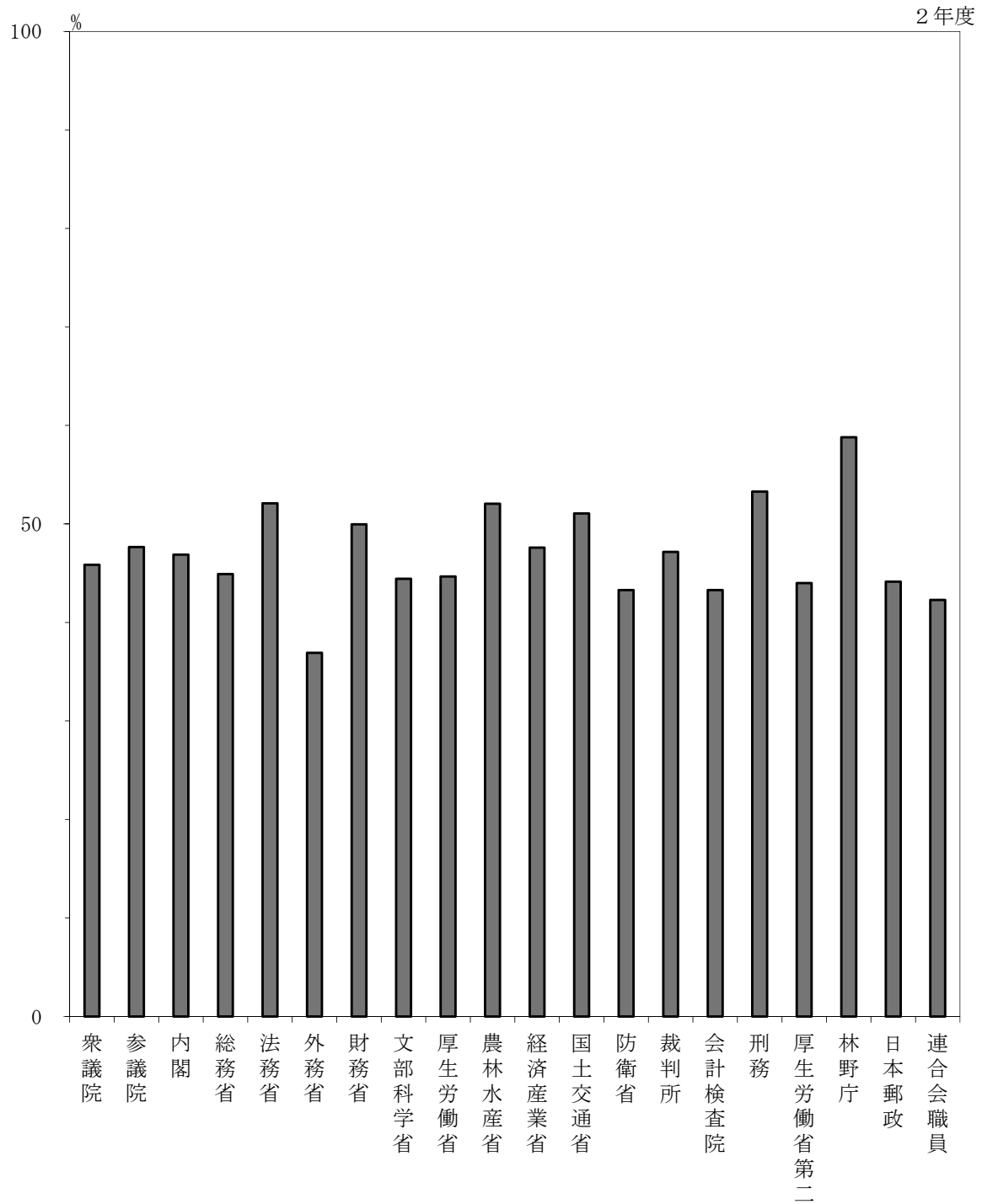
表1-(5) 組合別支出額に対する給付額の割合の年次推移

組合名	支出額に対する給付額の割合					2 年 度	
	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度	支出総額	給付総額
	%	%	%	%	%	千円	千円
衆 議 院	45.4	39.2	46.5	52.4	45.8	1,447,288	663,571
参 議 院	51.3	40.2	41.0	46.7	47.7	687,620	327,698
内 閣	45.0	41.8	43.9	46.2	46.9	7,633,034	3,578,359
総 務 省	48.8	45.2	44.4	45.1	44.9	4,119,395	1,849,917
法 務 省	51.4	47.5	47.7	52.0	52.1	15,653,635	8,155,497
外 務 省	42.9	40.5	38.6	40.5	36.9	3,502,835	1,292,942
財 務 省	48.6	47.1	49.5	50.4	50.0	43,264,181	21,613,271
文 部 科 学 省	45.9	43.7	46.3	47.1	44.4	98,449,126	43,741,280
厚 生 労 働 省	46.6	44.6	45.0	44.7	44.7	17,962,776	8,024,031
農 林 水 産 省	53.6	51.3	50.6	50.5	52.1	12,660,313	6,590,949
経 済 産 業 省	45.9	43.4	45.3	46.1	47.6	7,701,294	3,665,201
国 土 交 通 省	49.6	47.6	49.2	50.7	51.1	35,158,831	17,954,509
防 衛 省	43.5	42.0	43.4	45.2	43.3	98,745,543	42,746,302
裁 判 所	48.4	45.2	48.2	50.0	47.2	15,625,229	7,369,901
会 計 検 査 院	43.6	47.5	56.9	57.6	43.3	705,922	305,590
刑 務	57.2	52.2	50.4	51.5	53.3	13,744,098	7,322,986
厚生労働省第二	49.2	42.3	42.9	44.6	44.0	37,356,162	16,434,635
林 野 庁	51.4	50.5	51.1	57.9	58.8	2,804,696	1,649,042
日 本 郵 政	46.4	44.6	44.9	44.7	44.1	137,726,834	60,790,119
連 合 会 職 員	42.7	40.4	42.9	43.2	42.3	6,637,021	2,806,320
合 計	46.9	44.5	45.8	46.8	45.7	561,585,836	256,882,118

上表は、最近5年間の支出額に対する給付額の割合等を組合別に表したものである。

図1-(5)は、2年度の組合別支出額に対する給付額の割合(短期)を表したものである。

図1－(5) 組合別支出額に対する給付額の割合（短期）



2 給付の概況

(1) 給付実績

給付別	2年度			元年度			対前年度増減			同伸び率		
	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額
	千件	千日	百万円	千件	千日	百万円	千件	千日	百万円	%	%	%
保健給付												
医療給付	20,854	22,671	226,252	24,058	26,028	240,619	△ 3,204	△ 3,357	△ 14,367	△ 13.3	△ 12.9	△ 6.0
その他	26	-	10,335	27	-	10,774	△ 1	-	△ 439	△ 3.6	-	△ 4.1
小計	20,881	22,671	236,587	24,085	26,028	251,393	△ 3,204	△ 3,357	△ 14,806	△ 13.3	△ 12.9	△ 5.9
休業給付	88	1,681	14,327	76	1,524	11,236	12	158	3,091	16.1	10.3	27.5
災害給付	0	-	111	0	-	133	△ 0	-	△ 21	△ 26.2	-	△ 16.2
附加給付	133	-	5,856	137	-	6,009	△ 4	-	△ 153	△ 2.8	-	△ 2.5
計	21,102	24,352	256,881	24,299	27,551	268,770	△ 3,196	△ 3,199	△ 11,889	△ 13.2	△ 11.6	△ 4.4

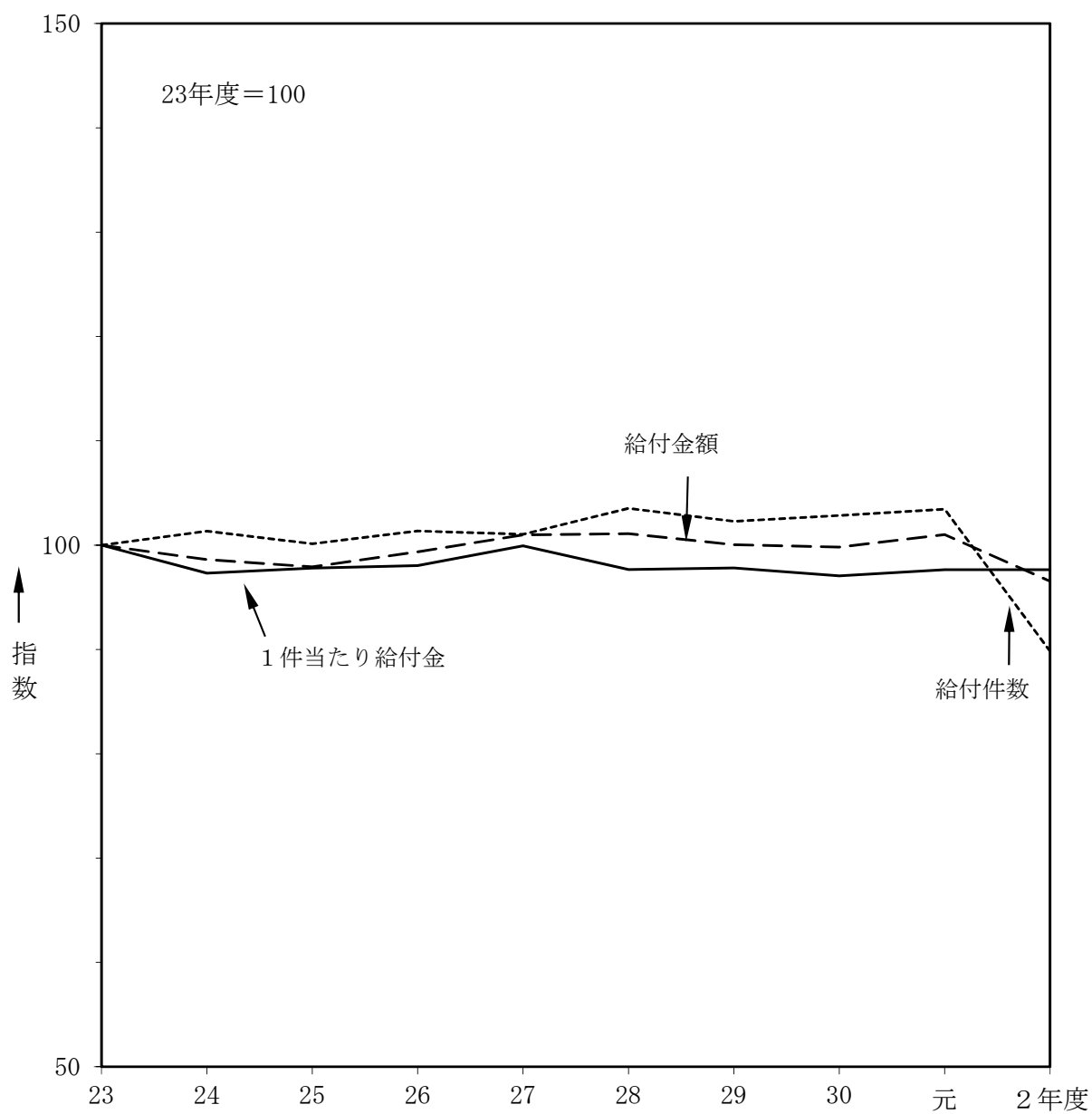
(2) 年次推移

年度	保健給付			休業給付			災害給付			附加給付			計		
	件数	金額	1件当たり	件数	金額	1件当たり	件数	金額	1件当たり	件数	金額	1件当たり	件数	金額	1件当たり
	千件	百万円	円	千件	百万円	円	千件	百万円	円	千件	百万円	円	千件	百万円	円
23	23,209	239,051	10,300	77	10,873	140,579	8	4,790	601,346	197	11,376	57,700	23,491	266,090	11,327
24	23,531	242,942	10,324	78	9,992	128,142	1	476	569,731	196	8,995	45,957	23,805	262,406	11,023
25	23,271	242,539	10,423	82	10,482	128,433	0	113	607,597	169	7,431	43,864	23,522	260,565	11,078
26	23,571	245,322	10,408	84	12,178	144,750	0	71	720,694	153	6,813	44,547	23,808	264,384	11,105
27	23,498	248,257	10,565	88	13,688	154,861	0	87	805,380	148	6,640	44,993	23,734	268,672	11,320
28	24,094	249,685	10,363	80	12,108	151,586	1	811	550,597	143	6,409	44,711	24,319	269,013	11,062
29	23,813	248,669	10,443	73	11,124	151,964	1	271	525,922	141	6,143	43,678	24,027	266,208	11,079
30	23,944	247,867	10,352	75	11,475	152,633	0	209	577,011	138	6,020	43,652	24,158	265,571	10,993
元	24,085	251,393	10,438	76	11,236	147,758	0	133	599,905	137	6,009	43,808	24,299	268,770	11,061
2	20,881	236,587	11,330	88	14,327	162,281	0	111	681,503	133	5,856	43,935	21,102	256,881	12,173

上表(1)は、2年度の給付実績及び前年度との比較を表したものである。総件数は21,102千件で前年度より3,196千件(13.2%)減少し、総給付額は256,881百万円で、前年度より11,889百万円(4.4%)減少した。給付内訳では保健給付が件数、金額とも大部分を占めている。

上表(2)は、最近10年間の各給付の推移を表している。また、図2-(2)は短期給付全体の推移を図示したものである。

図 2 - (2) 給付件数、金額及び 1 件当たり金額の推移(指数)



(3) 医療給付の概況

年度	給付件数		給付金額		組合員 1人当たり 件数	1件当たり 診療 日数	1日当たり 給付 金額	医療給付における 療養の給付の割合	
	千件	割合 %	千円	割合 %				件数 %	金額 %
23	23,174	98.7	225,545,625	84.8	21.5	1.2	7,859	97.1	98.6
24	23,497	98.7	229,459,160	87.4	21.9	1.2	8,022	97.1	98.6
25	23,237	98.8	229,499,163	88.1	21.7	1.2	8,248	97.1	98.6
26	23,538	98.9	232,308,835	87.9	21.9	1.2	8,352	97.2	98.7
27	23,465	98.9	235,370,250	87.6	21.8	1.2	8,624	97.1	98.7
28	24,062	98.9	237,239,320	88.2	22.3	1.2	8,495	97.3	98.7
29	23,782	99.0	236,510,353	88.8	22.0	1.1	8,847	97.4	98.8
30	23,915	99.0	236,383,576	89.0	22.1	1.1	9,005	97.5	98.9
元	24,058	99.0	240,618,752	89.5	22.1	1.1	9,245	97.6	98.9
2	20,854	98.8	226,252,206	88.1	19.1	1.1	9,980	97.6	98.9

(注) 給付件数・金額欄の割合は、全給付に占める医療給付の割合である。

医療給付は、短期給付の大宗を占めており、その動向が短期経理の収支状況へ大きな影響を与えるものとなっている。上表は、最近10年間の医療給付の件数、金額及びその各要素の動向を表したものである。

2年度の短期給付における医療給付の占める割合は件数98.8%、給付金額88.1%となっている。

また、医療給付のうち、現物給付の形式による医療の給付の割合は件数97.6%、金額98.9%となっている。

図2-(3)-①は、医療給付の件数、給付金額別の推移を、②は医療給付の各要素の推移を図示したものである。

図2-(3)-②のように医療給付の各要素をみると、1人当たり件数は減少、1件当たり日数は横ばい、1日当たりの金額は増加傾向にある。

図 2 - (3) - ① 医療給付の推移

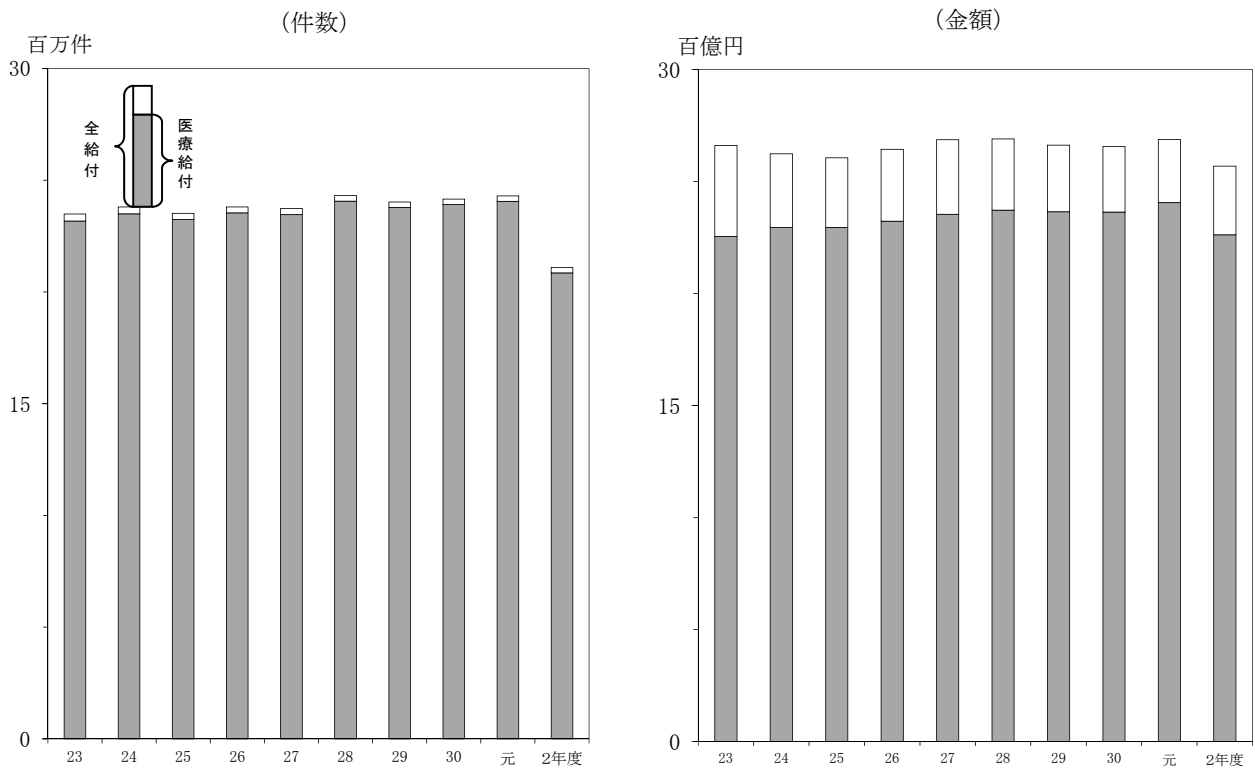
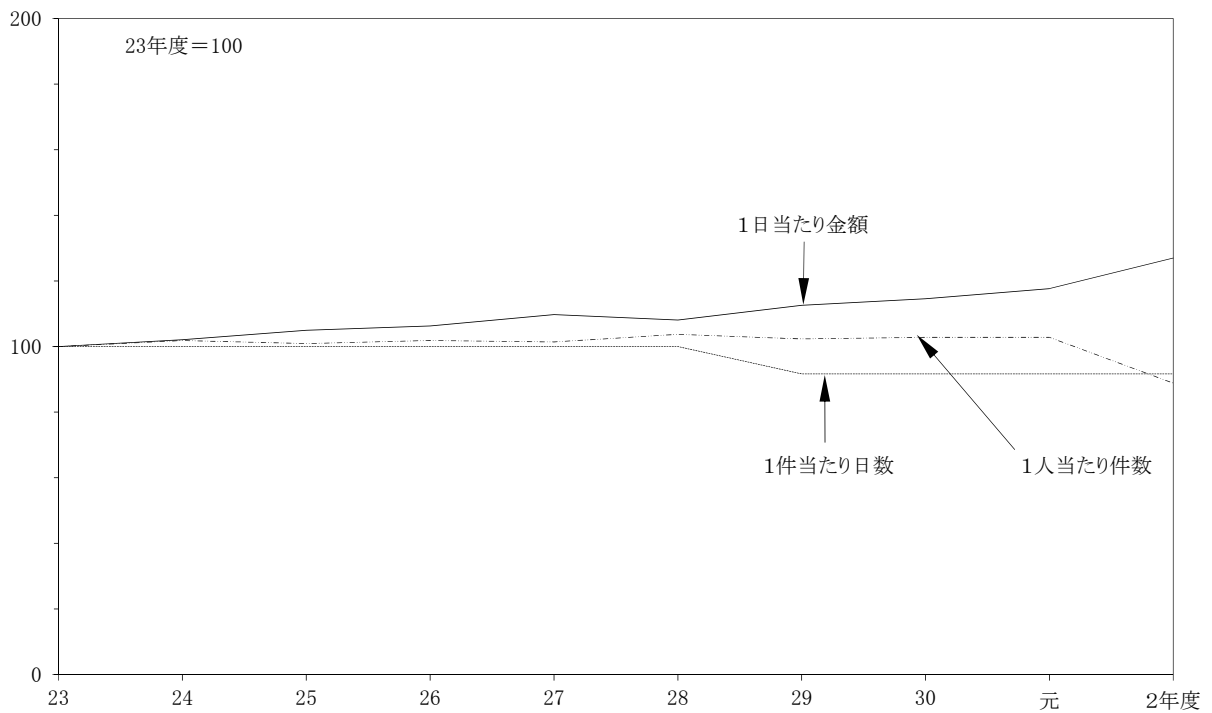


図 2 - (3) - ② 組合員 1 人当たり件数、1 件当たり日数、1 日当たり金額の推移 (指数)



3 附加給付の概況

(1) 給付実績

給付種目別	2年度		元年度		対前年度増減		同伸び率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円	%	%
保健給付	57,289	2,403,533,379	60,356	2,575,646,121	△ 3,067	△ 172,112,742	△ 5.1	△ 6.7
休業給付	4,198	713,911,632	4,520	637,096,917	△ 322	76,814,715	△ 7.1	12.1
災害給付					0	0	-	-
結婚手当金					0	0	-	-
入院附加金	177	1,980,000	179	2,340,000	△ 2	△ 360,000	△ 1.1	△ 15.4
一部負担金払戻金	71,615	2,736,241,530	72,102	2,793,500,918	△ 487	△ 57,259,388	△ 0.7	△ 2.0
計	133,279	5,855,666,541	137,157	6,008,583,956	△ 3,878	△ 152,917,415	△ 2.8	△ 2.5

(2) 組合別附加給付の割合 (件数)

組合名	法定給付に対する割合	短期給付全体に対する割合	組合名	法定給付に対する割合	短期給付全体に対する割合
	%	%		%	%
衆議院	0.7	0.7	国土交通省	0.7	0.7
参議院	0.5	0.5	防衛省	0.3	0.3
内閣	0.6	0.5	裁判所	0.7	0.7
総務省	0.7	0.7	会計検査院	0.4	0.4
法務省	0.7	0.7	刑務務	0.1	0.1
外務省	0.7	0.7	厚生労働省第二	1.0	1.0
財務省	0.7	0.6	林野庁	-	-
文部科学省	0.8	0.8	日本郵政	0.7	0.7
厚生労働省	0.7	0.7	連合会職員	1.0	1.0
農林水産省	0.7	0.7			
経済産業省	0.6	0.6	合計	0.6	0.6

上表(1)は、2年度の給付実績と前年度とを比較したものであり、(2)は、附加給付の法定給付に対する割合(件数)と短期給付に対する割合(件数)を組合別に表したものである。

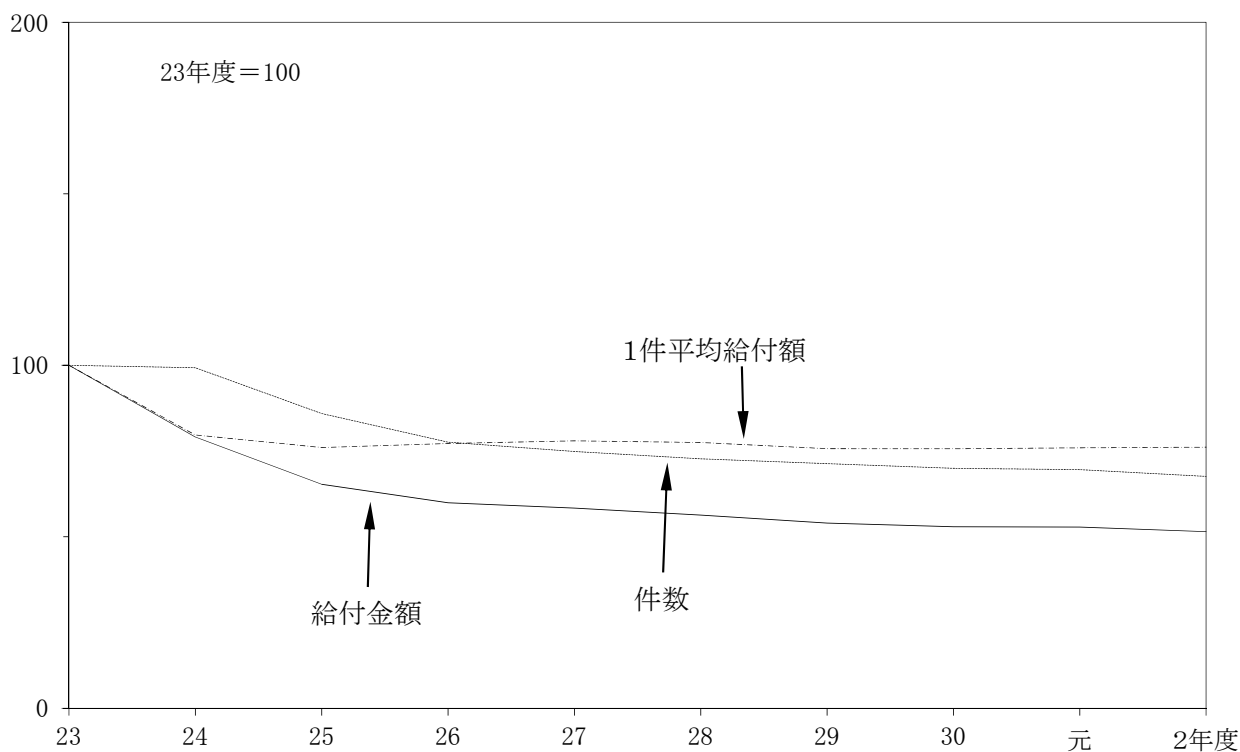
2年度は全組合の合計で、133千件、5,856百万円の給付があったが、前年度と比較すると、件数は4千件(2.9%)の減少、金額は153百万円(2.5%)の減少となった。また、給付種目別にみると、保健給付が、件数43.0%、金額41.0%を占めている。

(3) 年次推移

年度	給付実績					対前年度伸び率		短期給付全体に対する追加給付の割合	
	実施組合数	給付実種目数	給付件数	給付金額	1件平均給付額	給付件数	給付金額	件数	金額
			件	千円	円	%	%	%	%
23	19	14	197,160	11,376,143	57,700				
24	19	14	195,736	8,995,372	45,957	△ 0.7	△ 20.9	0.9	3.5
25	19	13	169,403	7,430,759	43,864	△ 13.5	△ 17.4	0.8	4.3
26	19	14	152,940	6,812,975	44,547	△ 9.7	△ 8.3	0.7	2.9
27	19	12	147,585	6,640,354	44,993	△ 3.5	△ 2.5	0.6	2.6
28	19	10	143,344	6,409,003	44,711	△ 2.9	△ 3.5	0.6	2.5
29	19	10	140,642	6,143,031	43,678	△ 1.9	△ 4.1	0.6	2.3
30	19	10	137,901	6,019,610	43,652	△ 1.9	△ 2.0	0.6	2.3
元	19	10	137,157	6,008,584	43,808	△ 0.5	△ 0.2	0.6	2.2
2	19	10	133,279	5,855,667	43,935	△ 2.8	△ 2.5	0.6	2.3

(注) 給付実種目数は、各年度において給付実績がある種目数のことである。

図3- (3) 追加給付の推移 (指数)



Ⅲ 長期給付事業の概況

1 収入の概況

(1) 収入実績

【厚生年金保険経理】

区 分	金 額	割 合
	千円	%
負 担 金 収 入	1,091,597,236	34.1
事業主負担金	642,589,822	20.1
公経済負担金	294,539,582	9.2
追 加 費 用	154,467,832	4.8
組 合 員 保 険 料 収 入	642,340,162	20.0
そ の 他 の 収 入	1,472,348,817	45.9
合 計	3,206,286,215	100.0

【経過的長期経理】

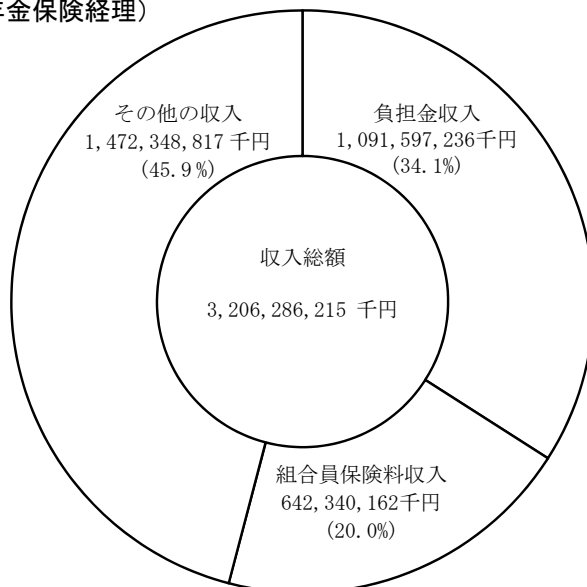
区 分	金 額	割 合
	千円	%
負 担 金 収 入	16,590,265	63.3
事業主負担金	2,190,901	8.4
公経済負担金	523,416	2.0
追 加 費 用	13,875,948	52.9
そ の 他 の 収 入	9,611,637	36.7
合 計	26,201,902	100.0

【退職等年金経理】

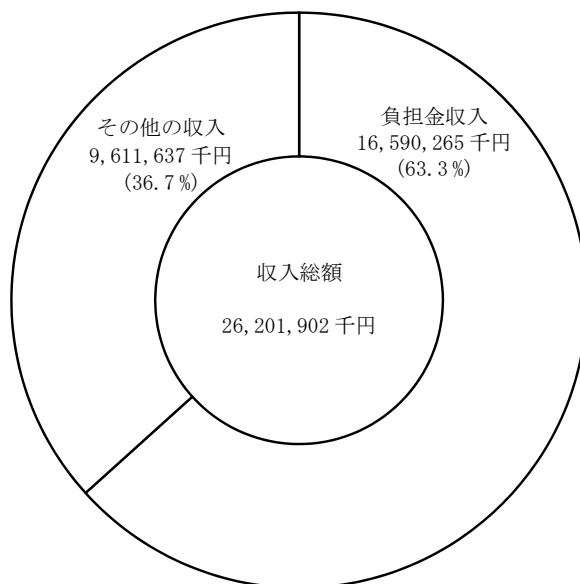
区 分	金 額	割 合
	千円	%
負 担 金 収 入	52,994,562	46.4
掛 金 収 入	52,973,956	46.4
そ の 他 の 収 入	8,231,926	7.2
合 計	114,200,444	100.0

図 1 - (1) 収入実績

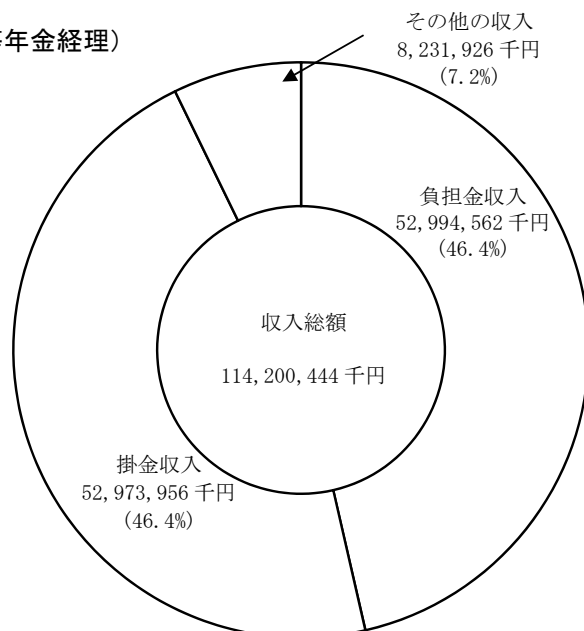
(厚生年金保険経理)



(経過的長期経理)



(退職等年金経理)



(2) 年次推移

【長期経理】～平成27年9月

年度	収入総額	組合員1人当たり収入額	対前年度伸び率	
			収入総額	組合員1人当たり収入額
	千円	円	%	%
23	2,021,831,742	1,907,838	△ 1.9	△ 2.8
24	1,916,174,889	1,816,238	△ 5.2	△ 4.8
25	1,906,417,900	1,813,246	△ 0.5	△ 0.2
26	1,976,157,560	1,867,529	3.7	3.0
27	998,673,823	937,204	△ 49.5	△ 49.7

【厚生年金保険経理】平成27年10月～

年度	収入総額	第2号厚生年金被保険者 1人当たり収入額	対前年度伸び率	
			収入総額	第2号厚生年金被保険者 1人当たり収入額
	千円	円	%	%
27	1,541,281,197	1,453,462	—	—
28	3,035,015,965	2,843,373	96.9	95.6
29	3,045,706,031	2,844,365	0.4	0.0
30	3,158,106,379	2,944,232	3.7	3.5
元	3,036,893,779	2,824,484	△ 3.8	△ 4.1
2	3,206,286,215	2,959,308	5.6	4.8

【経過的長期経理】平成27年10月～

年度	収入総額	組合員1人当たり収入額	対前年度伸び率	
			収入総額	組合員1人当たり収入額
	千円	円	%	%
27	59,531,142	56,133	—	—
28	231,844,403	217,176	289.5	286.9
29	128,537,502	120,018	△ 44.6	△ 44.7
30	86,070,274	80,220	△ 33.0	△ 33.2
元	23,031,531	21,414	△ 73.2	△ 73.3
2	26,201,902	24,175	13.8	12.9

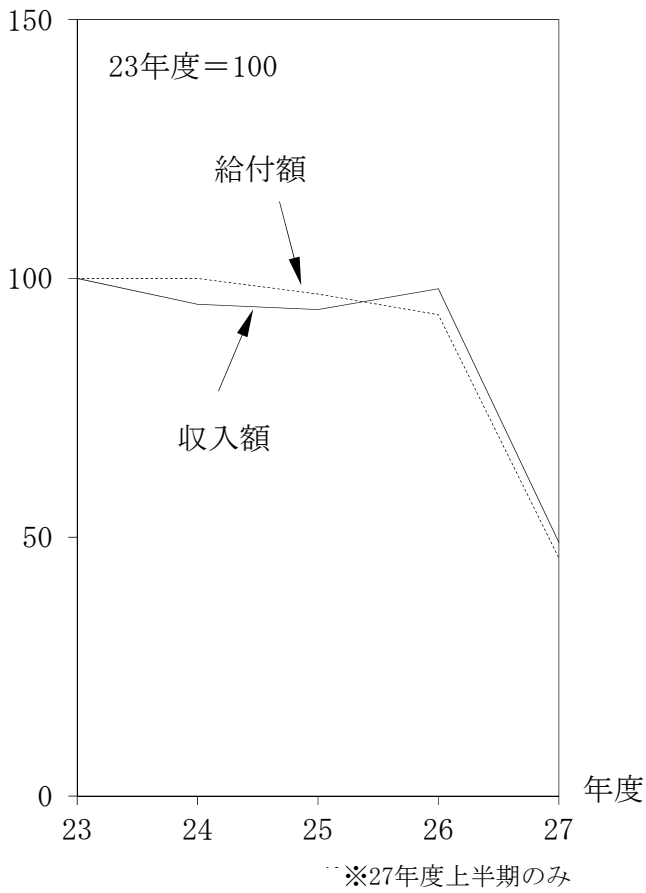
【退職等年金経理】平成27年10月～

年度	収入総額	組合員1人当たり収入額	対前年度伸び率	
			収入総額	組合員1人当たり収入額
	千円	円	%	%
27	52,455,015	49,461	—	—
28	108,372,542	101,516	106.6	105.2
29	112,513,718	105,056	3.8	3.5
30	114,309,622	106,540	1.6	1.4
元	114,123,168	106,109	△ 0.2	△ 0.4
2	114,200,444	105,368	0.1	△ 0.7

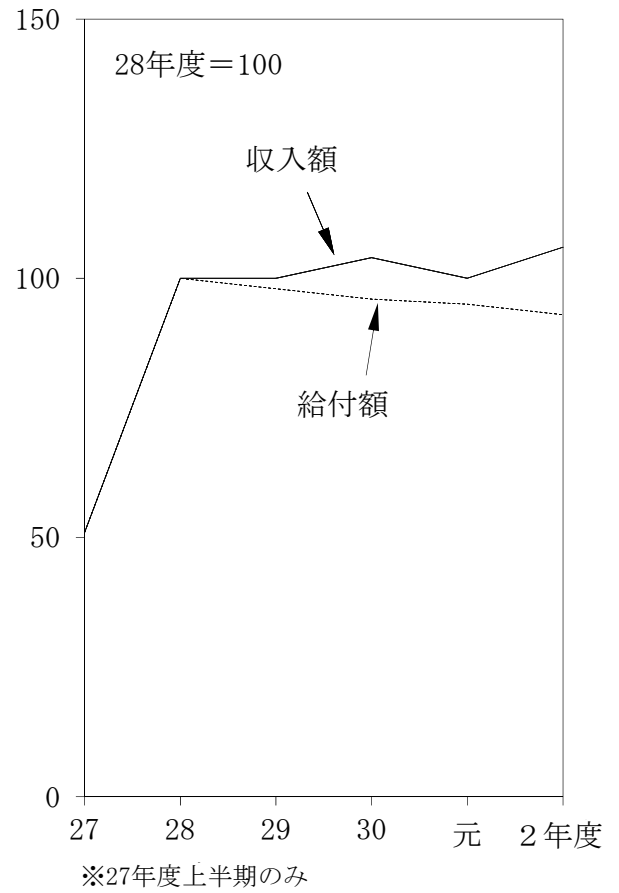
上表は、長期経理における最近5年間（平成27年度は、H27.4～9）の収入総額の推移と厚生年金保険経理、経過的長期経理及び退職等年金経理の平成27年度以降（平成27年度は、H27.10～28.3）の収入総額の推移を表している。

図1－(2)は、対象年次の初年度(厚生年金保険経理、経過的長期経理及び退職等年金経理については28年度)を100とした場合の各年度の収入額及び給付額の推移を図示したものである。

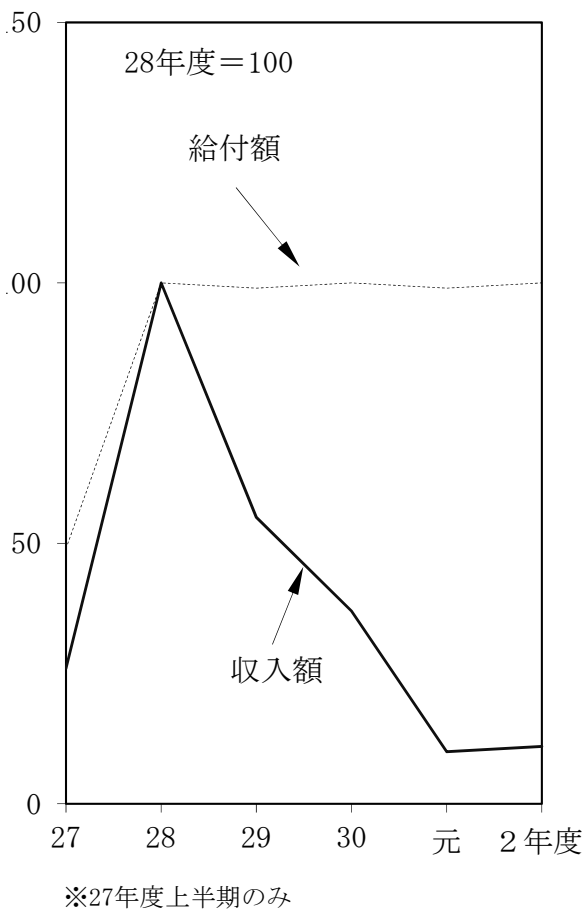
図1-(2) 収入額と給付額の推移(指数)
(長期経理)



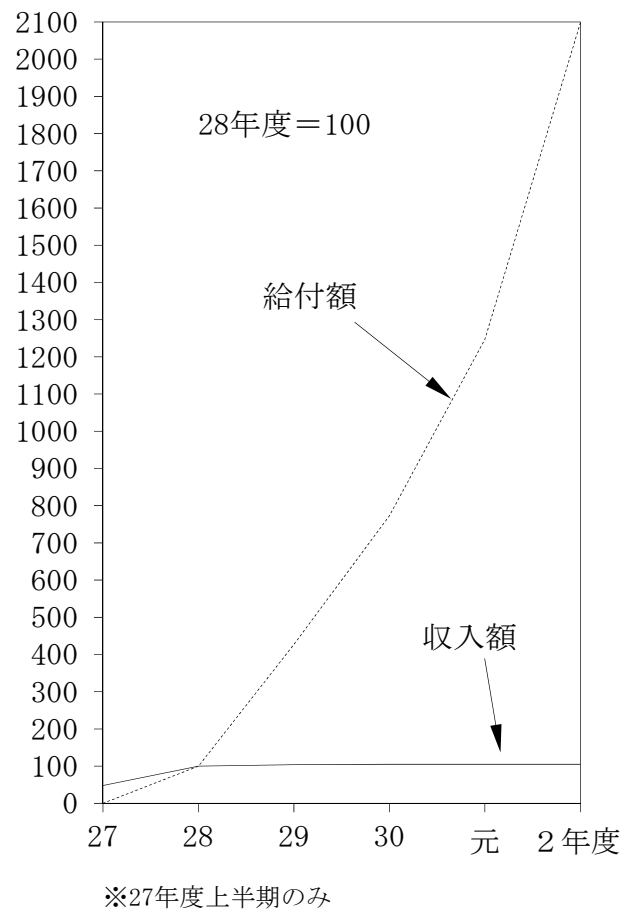
(厚生年金保険経理)



(経過的長期経理)



(退職等年金経理)



(3) 標準報酬年額+標準期末手当等の額の総額に対する収入年額の割合

(単位：%)

【長期経理】～平成27年9月

年 度	標準報酬年額+標準期末手当等の額の総額に対する収入年額の割合				対前年度増減	
	負担金収入	掛金収入	その他の収入	収入総額	収入総額	
23	182.79	78.38	40.31	301.47	△	5.55
24	175.51	79.72	39.73	294.96	△	6.51
25	171.57	81.61	42.39	295.57		0.61
26	164.38	83.23	45.14	292.74	△	2.83
27	165.93	84.67	48.18	298.77		6.03

【厚生年金保険経理】平成27年10月～

年 度	標準報酬年額+標準賞与額の総額に対する収入年額の割合				対前年度増減	
	負担金収入	組合員保険料収入	その他の収入	収入総額	収入総額	
27	156.80	85.31	195.67	437.78		—
28	160.84	86.28	187.19	434.32	△	3.46
29	156.75	87.86	189.02	433.63	△	0.69
30	154.65	90.03	201.12	445.80		12.17
元	155.54	90.69	180.87	427.10	△	6.53
2	153.69	90.44	207.30	451.43		24.33

【経過的長期経理】平成27年10月～

年 度	標準報酬年額+標準期末手当等の額の総額に対する収入年額の割合			対前年度増減	
	負担金収入	その他の収入	収入総額	収入総額	
27	5.61	11.25	16.85		—
28	3.27	29.90	33.17		16.32
29	3.23	15.07	18.30	△	14.88
30	3.00	9.15	12.15	△	6.15
元	2.55	0.69	3.24	△	15.06
2	2.33	1.35	3.69		0.45

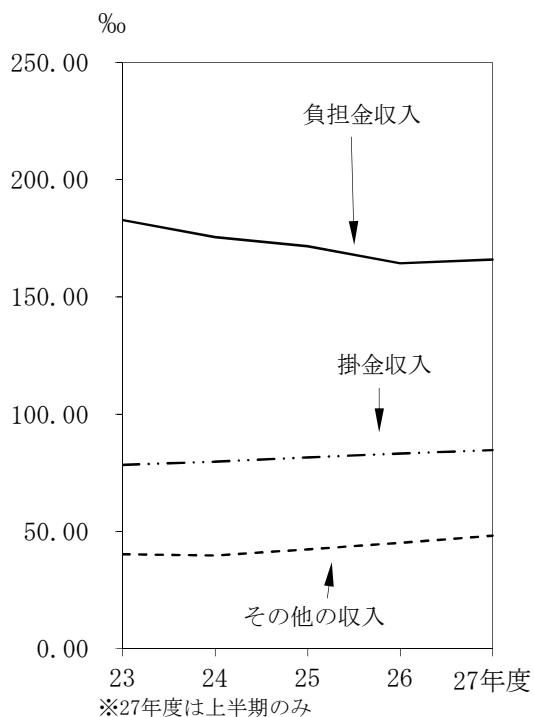
【退職等年金経理】平成27年10月～

年 度	標準報酬年額+標準期末手当等の額の総額に対する収入年額の割合				対前年度増減	
	負担金収入	掛金収入	その他の収入	収入総額	収入総額	
27	7.37	7.37	0.11	14.85		—
28	7.49	7.47	0.54	15.51		0.66
29	7.50	7.50	1.02	16.02		0.51
30	7.48	7.50	1.15	16.13		0.12
元	7.47	7.46	1.11	16.04		0.03
2	7.46	7.46	1.16	16.07		0.03

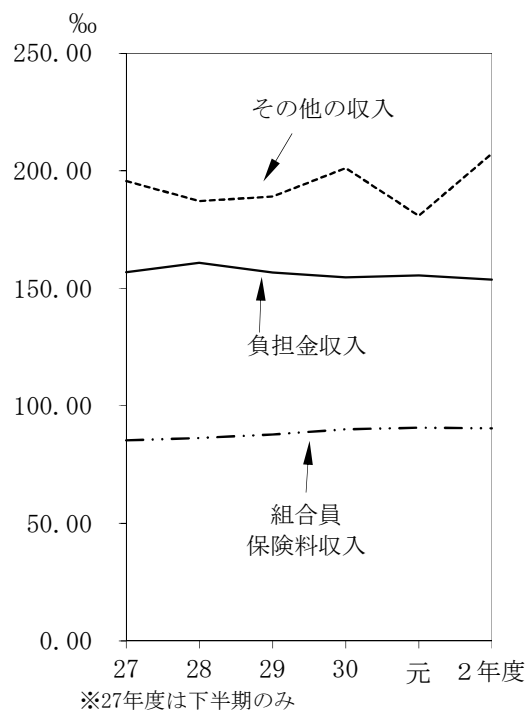
上表は、長期経理における最近5年間（平成27年度は、H27.4～9）の標準報酬年額+標準期末手当等の額の総額に対する収入年額の割合の推移を表し、厚生年金保険経理、経過的長期経理及び退職等年金経理の平成27年度以降（平成27年度は、H27.10～28.3）の標準報酬年額+標準期末手当等の額（標準賞与額）の総額に対する収入年額の割合の推移を表している。

図1-(3)は、標準報酬年額+標準期末手当等の額（標準賞与額）の総額に対する収入年額の割合(千分率)の推移を図示したものである。

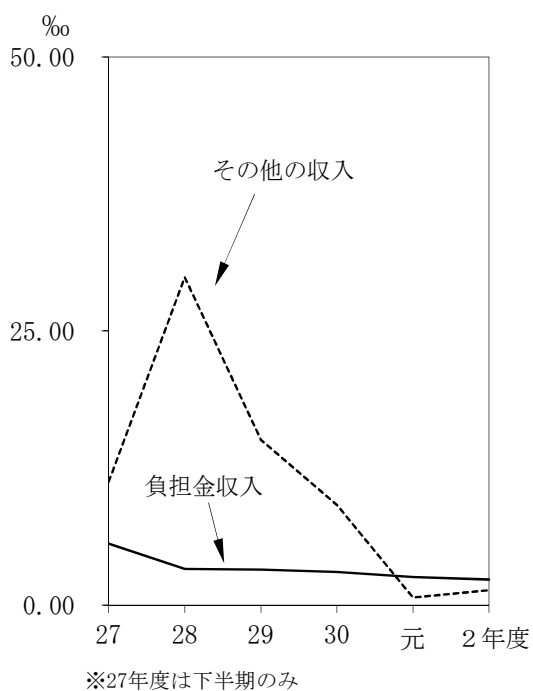
図1－(3) 標準報酬年額＋標準期末手当等の額の総額に対する収入年額の割合の推移
(長期経理)



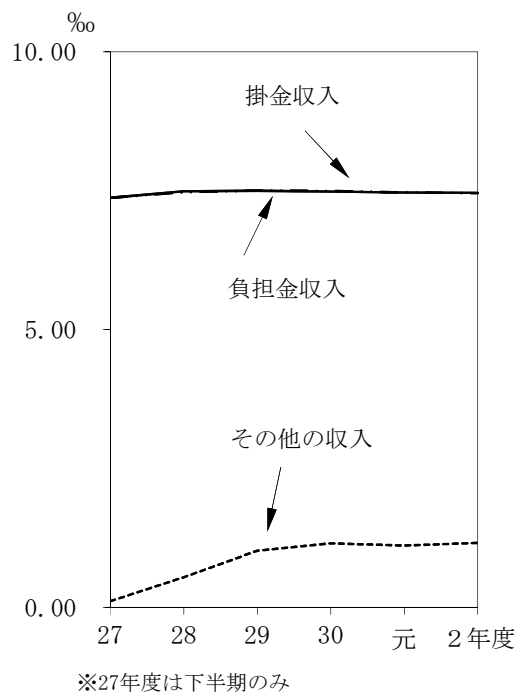
(厚生年金保険経理)



(経過的長期経理)



(退職等年金経理)



(4) 負担金収入・掛金収入の月別収入状況

【厚生年金保険経理】

月 別	負担金収入	組合員保険料収入	計	月別割合
	百万円	百万円	百万円	%
4月	110,199	40,628	150,827	8.7
5	40,818	40,651	81,470	4.7
6	187,561	109,730	297,291	17.1
7	48,011	49,590	97,600	5.6
8	116,506	40,479	156,985	9.1
9	42,208	40,654	82,862	4.8
10	101,151	40,682	141,833	8.2
11	44,140	41,043	85,183	4.9
12	191,233	117,581	308,814	17.8
1	45,047	40,589	85,636	4.9
2	115,331	40,449	155,780	9.0
3	40,389	40,419	80,808	4.7
決算修正	9,004	△ 154	8,850	0.5
計	1,091,597	642,340	1,733,937	100.0

【経過的長期経理】

月 別	負担金収入	計	月別割合
	百万円	百万円	%
4月	2,405	2,405	14.5
5	206	206	1.2
6	2,770	2,770	16.7
7	243	243	1.5
8	2,495	2,495	15.0
9	197	197	1.2
10	2,461	2,461	14.8
11	191	191	1.2
12	2,720	2,720	16.4
1	211	211	1.3
2	2,510	2,510	15.1
3	136	136	0.8
決算修正	45	45	0.3
計	16,590	16,590	100.0

【退職等年金経理】

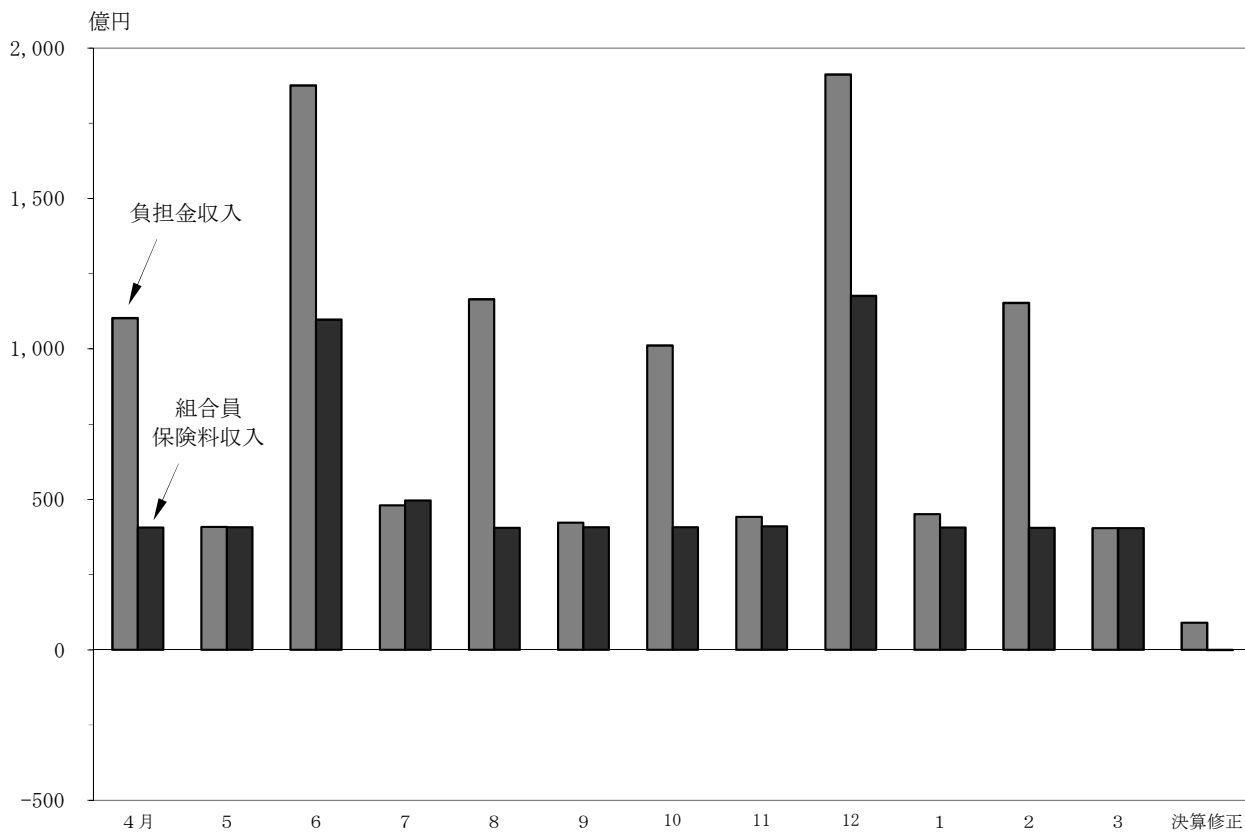
月 別	負担金収入	掛金収入	計	月別割合
	百万円	百万円	百万円	%
4月	2,789	3,336	6,125	5.8
5	3,164	3,334	6,498	6.1
6	9,161	8,995	18,156	17.1
7	3,720	4,065	7,785	7.4
8	3,376	3,326	6,702	6.3
9	3,323	3,334	6,657	6.3
10	3,291	3,328	6,618	6.3
11	3,488	3,375	6,863	6.5
12	9,490	10,048	19,538	18.4
1	3,517	3,334	6,851	6.5
2	3,369	3,331	6,699	6.3
3	3,329	3,468	6,798	6.4
決算修正	978	△ 300	678	0.6
計	52,995	52,974	105,969	100.0

上表は、負担金・掛金の収入状況を月別に表したものであるが、厚生年金保険経理及び経過的長期経理の4、6、8、10、12、2月に負担金が多いのは追加費用及び公経済負担分が含まれているからである。

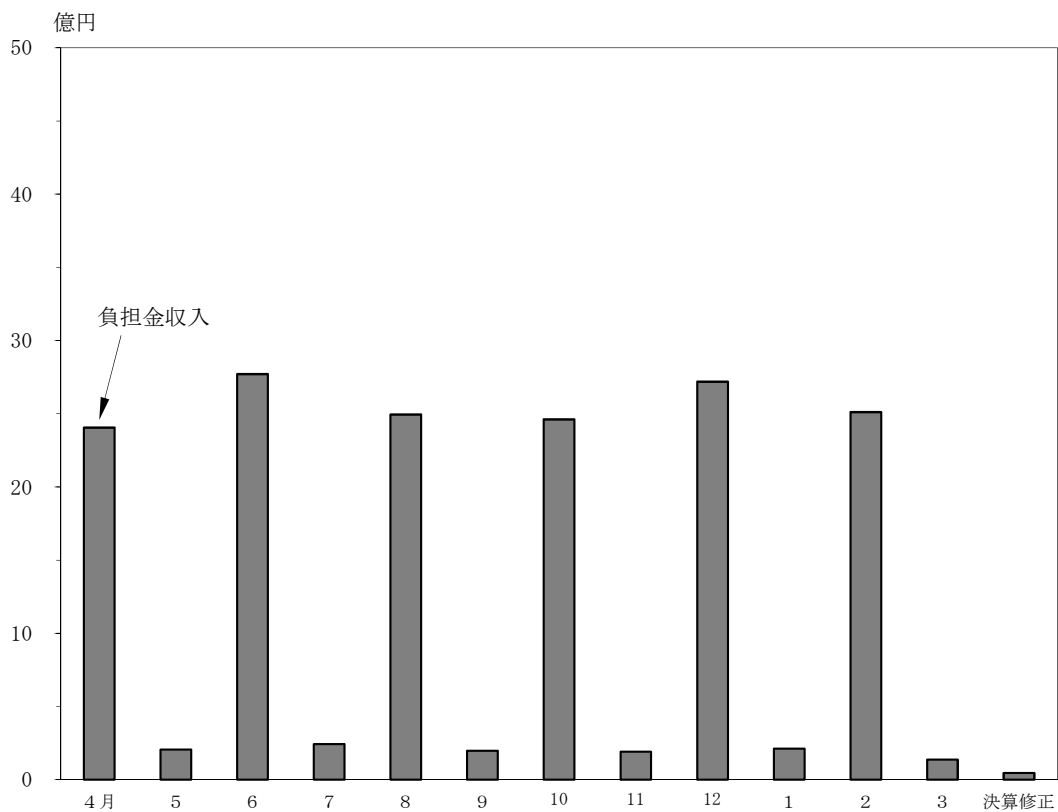
図1－(4)は負担金・掛金の月別収入状況を図示したものである。
なお、経過的長期経理に掛金収入はない。

図1-(4) 負担金収入・掛金収入の月別収入状況

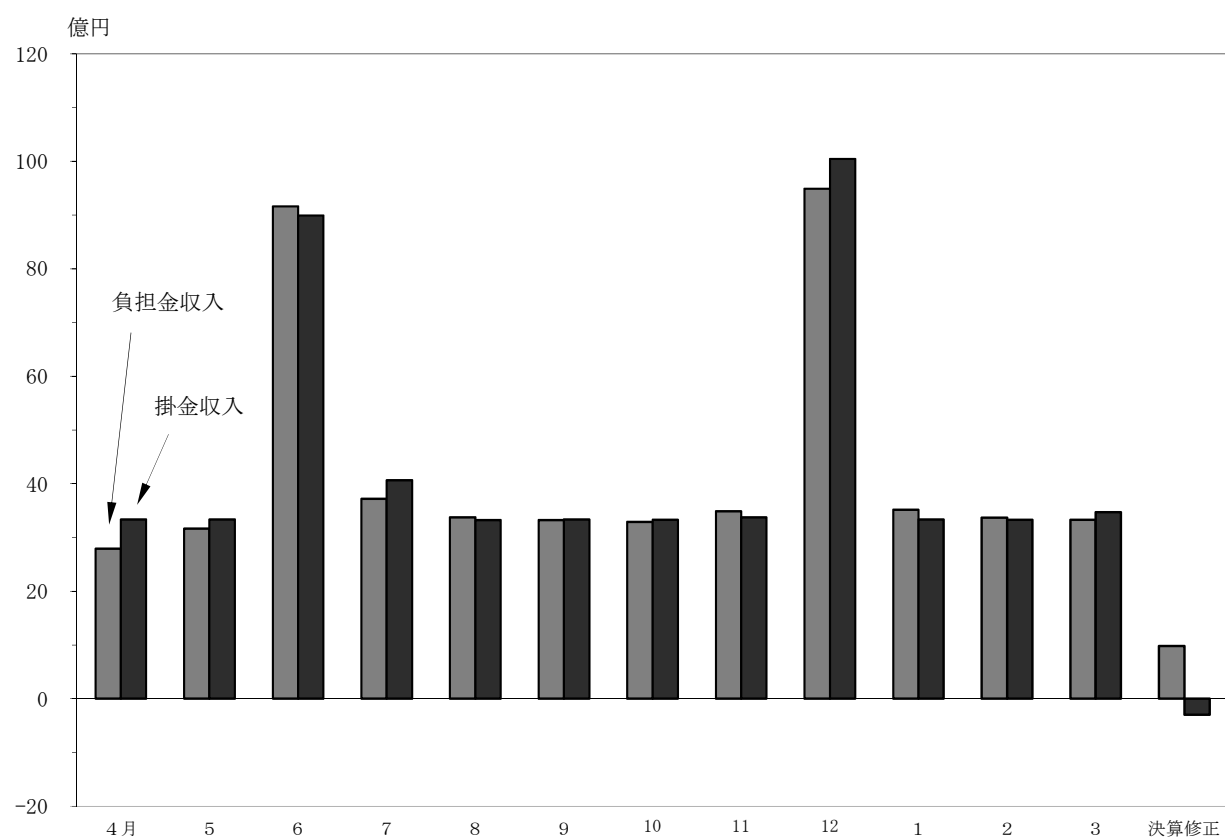
(厚生年金保険経理)



(経過の長期経理)



(退職等年金経理)



2 給付の概況

(1) 給付実績

【厚生年金保険経理】

給付種別	件数		金額		対前年度伸び率	
	件	構成比	千円	構成比	件数	金額
	件	%	千円	%	%	%
老 齢 ・ 退 職 給 付	5,406,173	72.8	902,245,388	71.3	△ 1.1	△ 2.2
障 害 給 付	86,742	1.2	12,181,494	1.0	3.2	2.7
遺 族 給 付	1,935,196	26.0	350,288,606	27.7	0.6	△ 1.2
船 員 給 付	750	0.0	143,488	0.0	△ 11.8	△ 11.3
計	7,428,861	100.0	1,264,858,977	100.0	△ 0.6	△ 1.9

【経過的長期経理】

給付種別	件数		金額		対前年度伸び率	
	件	構成比	千円	構成比	件数	金額
	件	%	千円	%	%	%
退 職 給 付	5,412,655	72.7	133,313,639	81.2	△ 1.4	△ 1.7
障 害 給 付	79,501	1.1	2,779,107	1.7	0.3	△ 1.2
遺 族 給 付	1,948,864	26.2	28,078,245	17.1	0.6	1.0
公 務 災 害 給 付	28	0.0	8,358	0.0	△ 20.0	△ 23.6
計	7,441,048	100.0	164,179,350	100.0	△ 0.9	△ 1.3

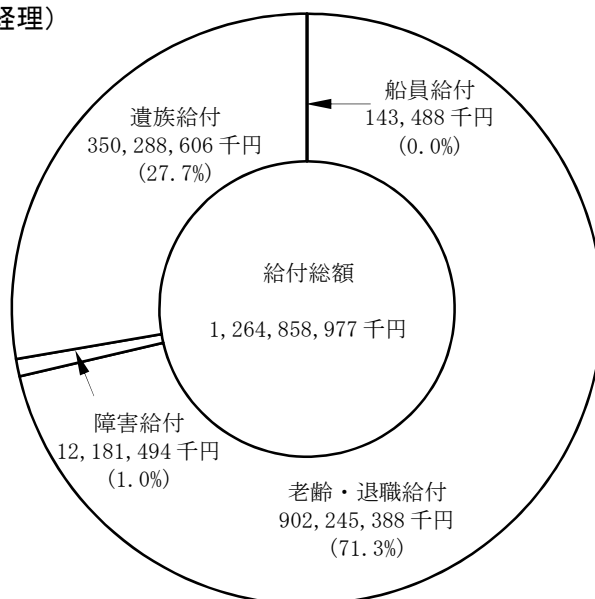
【退職等年金経理】

給付種別	件数		金額		対前年度伸び率	
	件	構成比	千円	構成比	件数	金額
	件	%	千円	%	%	%
退 職 給 付	133,128	99.7	1,030,154	95.3	58.1	178.5
障 害 給 付	36	0.0	12,476	1.2	63.6	79.4
遺 族 給 付	355	0.3	38,363	3.5	30.5	77.4
計	133,519	100.0	1,080,993	100.0	58.0	171.2

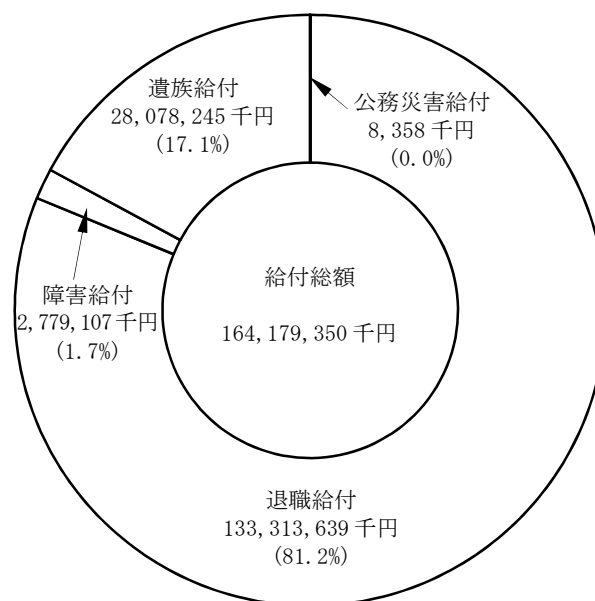
上表は、2年度中に支払った長期給付の実績を給付種類別に表したものである。

図 2 - (1) 給付額の実績

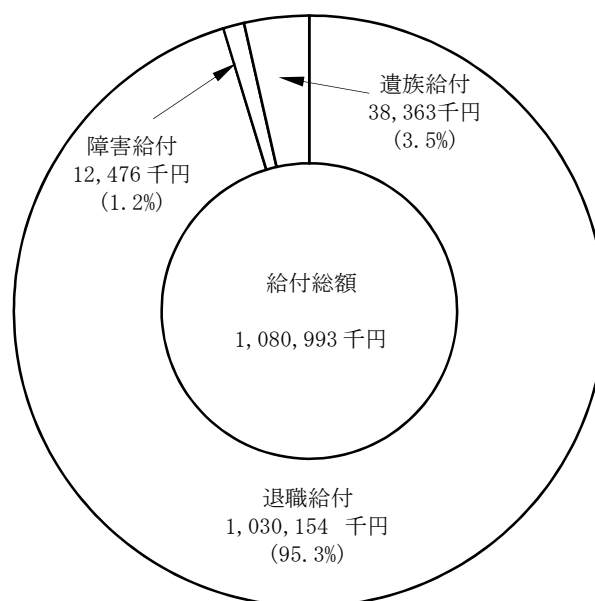
(厚生年金保険経理)



(経過的長期経理)



(退職等年金経理)



(2) 年次推移

【長期経理】～平成27年9月

年度	退職給付		障害給付		遺族給付		船員給付		公務災害給付		合計		対前年度伸び率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	%	%
23	5,118	1,262,962	62	12,168	1,714	390,904	1	388	0	35	6,895	1,666,456	3.6	△ 0.9
24	5,258	1,257,990	63	12,052	1,751	393,073	1	352	0	30	7,072	1,663,498	2.9	△ 0.2
25	5,339	1,217,540	64	11,935	1,779	391,772	1	303	0	28	7,183	1,621,579	2.6	△ 2.5
26	5,332	1,146,550	66	11,945	1,809	386,552	1	267	0	28	7,208	1,545,342	1.6	△ 4.7
27	2,708	572,780	34	5,988	928	194,845	0	121	0	13	3,669	773,748	△ 49.1	△ 49.9

【厚生年金保険経理】平成27年10月～

年度	老齢・退職給付		障害給付		遺族給付		船員給付		合計		対前年度伸び率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	%	%
27	2,710	501,242	36	5,137	919	181,130	1	146	3,666	687,655	—	—
28	5,468	986,399	77	10,966	1,862	363,413	1	258	7,409	1,361,036	102.1	0.0
29	5,428	955,644	80	11,312	1,889	360,783	1	226	7,398	1,327,964	△ 0.2	△ 2.4
30	5,461	939,691	82	11,728	1,909	357,995	1	191	7,453	1,309,605	0.7	△ 1.4
元	5,469	922,713	84	11,863	1,924	354,504	1	162	7,477	1,289,241	0.3	△ 1.6
2	5,406	902,245	87	12,181	1,935	350,289	1	143	7,429	1,264,859	△ 0.6	△ 1.9

【経過的長期経理】平成27年10月～

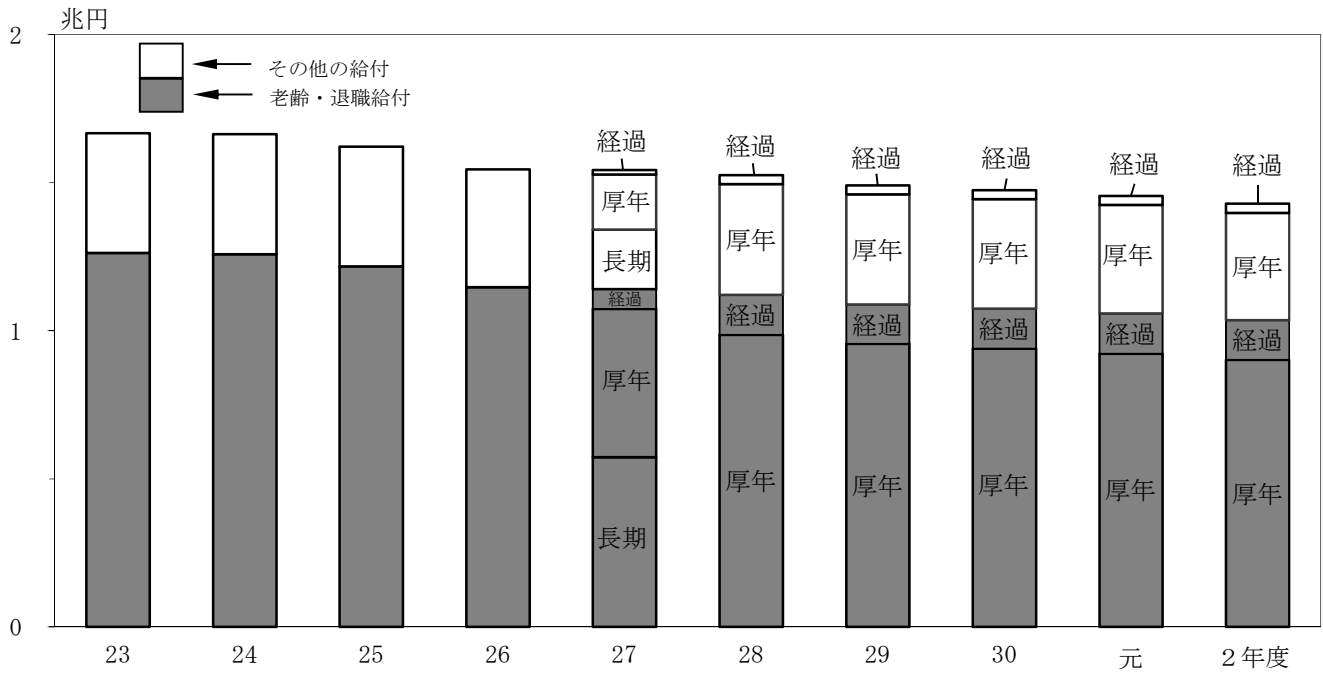
年度	退職給付		障害給付		遺族給付		公務災害給付		合計		対前年度伸び率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	%	%
27	2,706	66,306	37	1,375	925	13,126	0	12	3,668	80,818	—	—
28	5,439	134,578	79	2,867	1,875	26,757	0	21	7,392	164,223	101.5	0.0
29	5,407	132,959	179	2,884	1,903	27,106	0	17	7,490	162,966	1.3	△ 0.8
30	5,481	134,461	79	2,855	1,924	27,437	0	12	7,484	164,766	△ 0.1	1.1
元	5,489	135,629	79	2,813	1,937	27,808	0	11	7,505	166,262	0.3	0.9
2	5,413	133,314	80	2,779	1,949	28,078	0	8	7,441	164,179	△ 0.9	△ 1.3

【退職等年金経理】平成27年10月～

年度	退職給付		障害給付		遺族給付		合計		対前年度伸び率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	千件	百万円	%	%
27	0	0	—	—	—	—	0	0	—	—
28	11	52	—	—	—	—	11	52	—	—
29	31	205	0	0	0	14	31	220	190.7	326.6
30	53	370	0	7	0	22	53	399	72.4	81.3
元	84	606	0	8	0	28	84	642	60.0	61.2
2	133	1,030	0	12	0	38	134	1,081	58.0	68.3

上表は、長期給付の支払実績の年次推移を給付種類別に表したものである。

図 2 - (2) 給付額の推移



※27年度以降は、長期経理・厚生年金保険経理・経過的長期経理それぞれの給付を合算している

3 年金受給権者の状況

(1) 年金種類別年金受給権者状況

年金種別	2 年 度			元 年 度			対前年度伸び率		
	人 員	年金額	1人当たり 年金額	人 員	年金額	1人当たり 年金額	人 員	年金額	1人当たり 年金額
	人	千円	円	人	千円	円	%	%	%
老 齢	241,754	239,713,216	991,558	199,511	199,461,466	999,752	21.2	20.2	△ 0.8
厚 生	70,477	65,083,518	923,472	78,253	72,858,478	931,063	△ 9.9	△ 10.7	△ 0.8
年 金	312,231	304,796,734	976,190	277,764	272,319,944	980,400	12.4	11.9	△ 0.4
退 職	588,809	700,326,472	1,189,395	602,217	724,076,389	1,202,351	△ 2.2	△ 3.3	△ 1.1
共 済	2	2,277	1,138,724	7,948	5,756,315	724,247	△ 100.0	△ 100.0	57.2
年 金	588,811	700,328,749	1,189,395	610,165	729,832,704	1,196,124	△ 3.5	△ 4.0	△ 0.6
退 職 年 金	23,816	53,561,088	2,248,954	28,387	64,570,878	2,274,664	△ 16.1	△ 17.1	△ 1.1
減 額 退 職 年 金	22,266	42,283,105	1,898,999	25,115	47,752,942	1,901,371	△ 11.3	△ 11.5	△ 0.1
通 算 退 職 年 金	630	523,031	830,207	798	659,027	825,848	△ 21.1	△ 20.6	0.5
老 齢 ・ 退 職 給 付 計	947,754	1,101,492,707	1,162,214	942,229	1,115,135,495	1,183,508	0.6	△ 1.2	△ 1.8
障 害 厚 生 年 金	4,126	3,718,241	901,173	3,298	2,983,325	904,586	25.1	24.6	△ 0.4
障 害 共 済 年 金	15,009	14,172,012	944,234	15,346	14,564,370	949,066	△ 2.2	△ 2.7	△ 0.5
障 害 年 金	1,618	2,701,019	1,669,357	1,779	2,991,218	1,681,404	△ 9.1	△ 9.7	△ 0.7
障 害 給 付 計	20,753	20,591,272	992,207	20,423	20,538,913	1,005,676	1.6	0.3	△ 1.3
遺 族 厚 生 年 金	96,381	115,834,786	1,201,843	78,318	95,151,055	1,214,932	23.1	21.7	△ 1.1
遺 族 共 済 年 金	226,069	293,681,733	1,299,080	239,259	313,018,349	1,308,282	△ 5.5	△ 6.2	△ 0.7
遺 族 年 金	20,689	25,823,576	1,248,179	22,708	28,411,278	1,251,157	△ 8.9	△ 9.1	△ 0.2
通 算 遺 族 年 金	103	35,023	340,033	114	38,390	336,756	△ 9.6	△ 8.8	1.0
遺 族 給 付 計	343,242	435,375,119	1,268,420	340,399	436,619,072	1,282,668	0.8	△ 0.3	△ 1.1
船 員 年 金	123	141,816	1,152,974	142	165,102	1,162,691	△ 13.4	△ 14.1	△ 0.8
公 務 災 害 給 付	5	9,047	1,809,480	8	15,207	1,900,900	△ 37.5	△ 40.5	△ 4.8
合 計	1,311,877	1,557,609,962	1,187,314	1,303,201	1,572,473,789	1,206,624	0.7	△ 0.9	△ 1.6
退 職 等 年 金 給 付	27,529	232,436	8,443	15,561	116,235	7,470	76.9	100.0	13.0
公 務 障 害 年 金	22	41,657	1,893,518	14	27,182	1,941,557	57.1	53.3	△ 2.5
公 務 遺 族 年 金	148	32,769	221,411	120	25,799	214,994	23.3	27.0	3.0
合 計	27,699	306,862	11,078	15,695	169,217	10,782	76.5	81.3	2.7

- (注) 1. 被用者年金一元化(平成27年10月)以後に受給権が発生した年金については、すべて種別ごとに「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」又は「遺族厚生年金」へ集計。
2. 一元化法附則第41条による年金については、「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」又は「遺族厚生年金」で集計。
3. 被用者年金一元化(平成27年10月)以後に同一人に受給権発生する厚生年金と旧職域加算額についての「人員」は、1名として集計。
4. 「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」及び「遺族厚生年金」における「年金額」については、厚生年金及び経過的職域加算給付の合算額を集計。

上表は、年金種類別の年金受給権者数、年金額及び1人当たりの年金額を表したものである。

2年度の総数でみると年金受給権者数は1,311,877人、年金総額は15,576億円、1人当たり年金額は119万円となっている。

図3-(1)-①、②は、2年度の年金受給権者数及び年金額の内訳を図示したものである。

図3-(1)-① 年金受給権者数

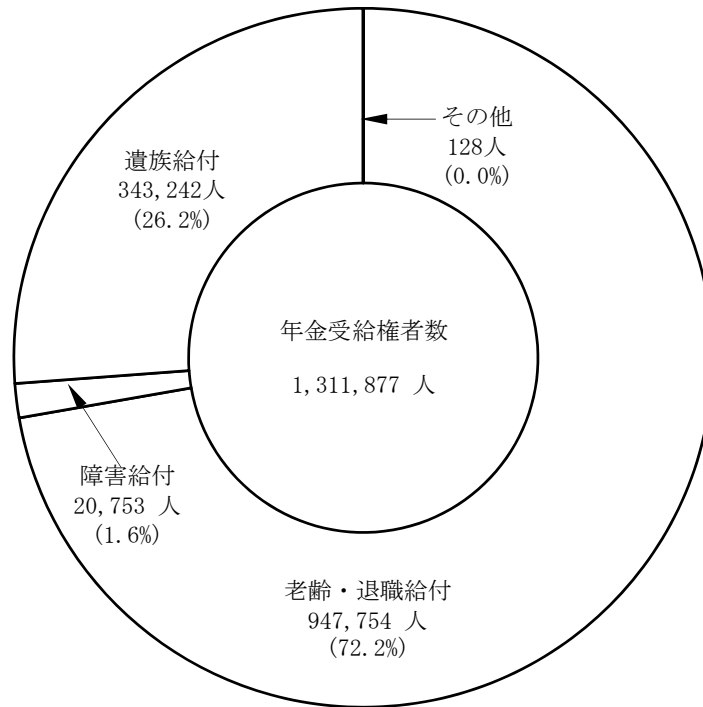
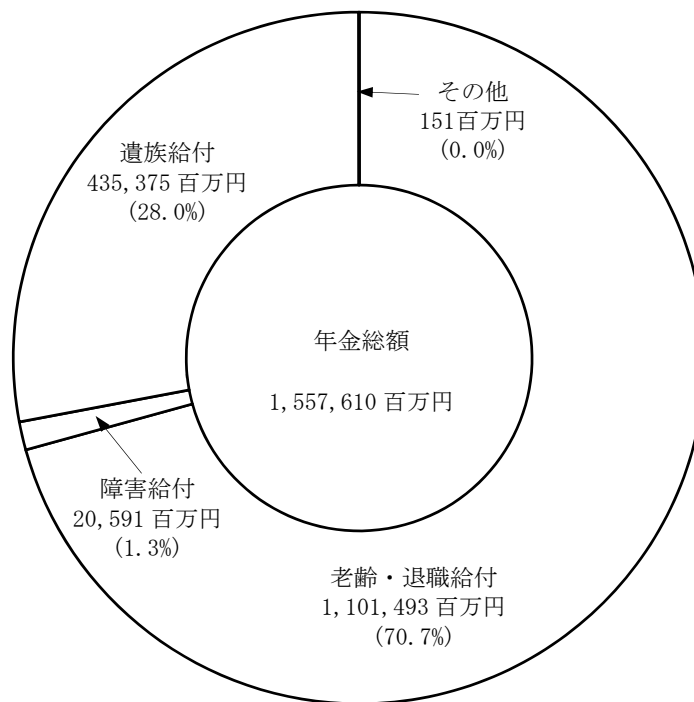


図3-(1)-② 年金額



(2) 年次推移

年度	老齢・退職給付		障害給付		遺族給付		その他の給付		合計	
	人員	年金額	人員	年金額	人員	年金額	人員	年金額	人員	年金額
	千人	百万円	千人	百万円	千人	百万円	千人	百万円	千人	百万円
23	891	1,343,040	17	19,574	302	424,573	0	415	1,210	1,787,601
24	916	1,336,237	17	19,756	309	430,136	0	382	1,243	1,786,511
25	914	1,236,416	18	19,555	313	423,810	0	330	1,245	1,680,111
26	923	1,212,506	18	19,410	321	429,085	0	292	1,262	1,661,293
27	938	1,215,535	19	19,990	323	432,006	0	332	1,280	1,667,863
28	931	1,176,434	19	20,015	329	435,103	0	279	1,279	1,631,830
29	940	1,155,458	19	20,180	334	436,952	0	246	1,293	1,612,837
30	956	1,147,697	20	20,332	338	438,124	0	205	1,314	1,606,358
元	942	1,115,135	20	20,539	340	436,619	0	180	1,303	1,572,474
2	948	1,101,493	21	20,591	343	435,375	0	151	1,312	1,557,610

(注) その他の給付とは、船員給付と公務災害給付である。

上表は、最近10年間の給付別の年次推移を表したものである。

26年度以前は長期給付であり、27年度以降は厚生年金保険給付及び経過的長期給付の計である。

給付種別ごとに年金額を23年度と比べると老齢・退職給付は18.0%減少し、障害給付は5.2%、遺族給付は2.5%増加し、年金額全体では12.9%の減少となっている。

図3-(2)は、受給権者数及び年金額の推移を図示したものである。

図3-(2)-① 年金受給権者数の推移

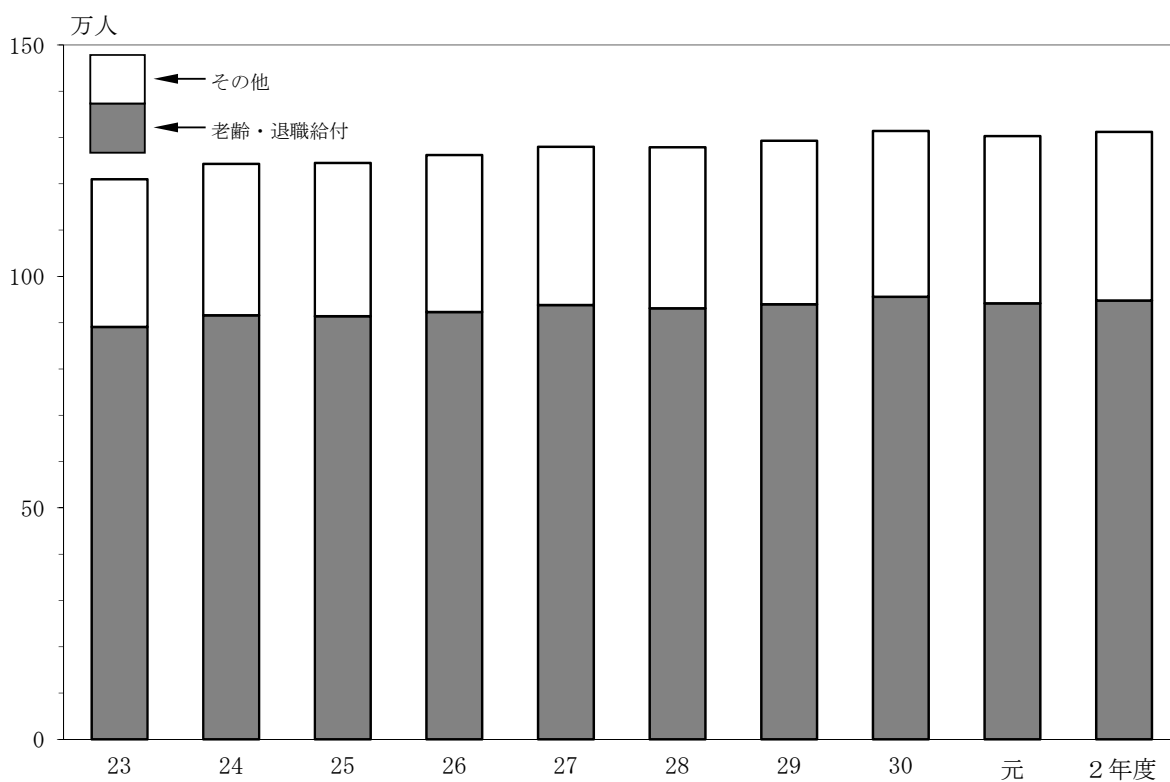
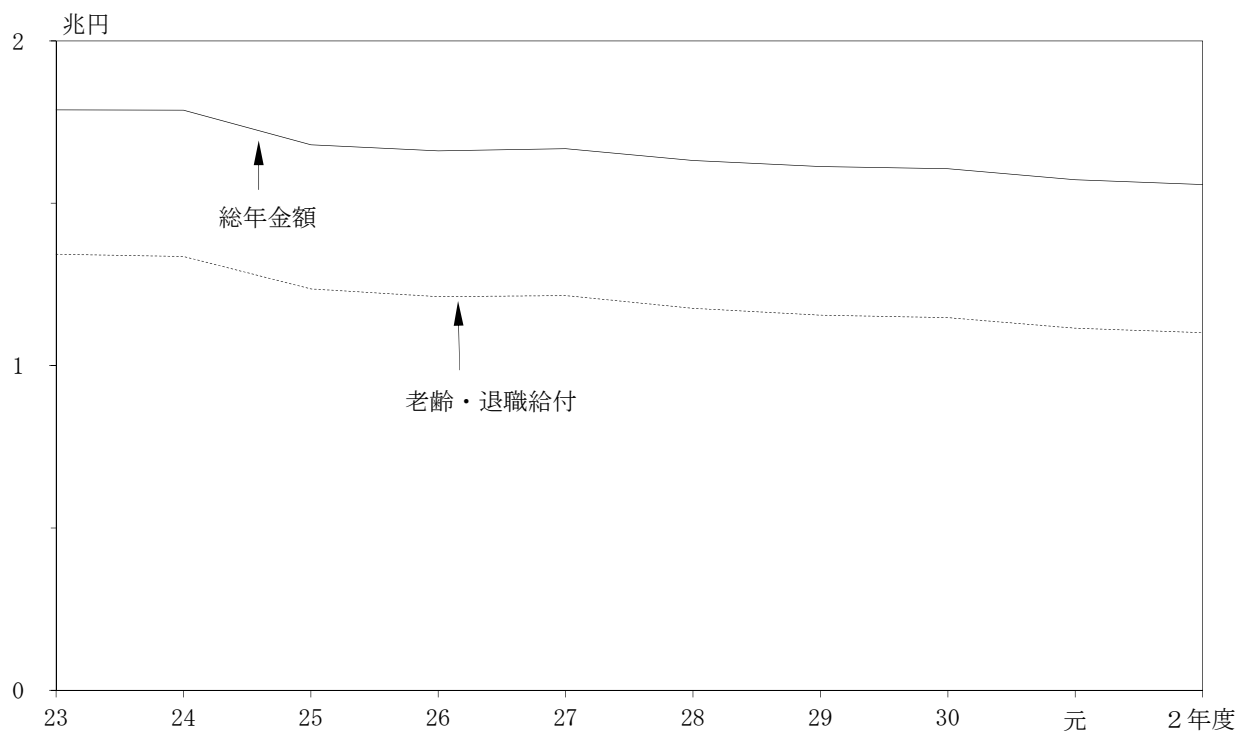


図3-(2)-② 年金額の推移



4 離婚分割改定者の状況

(1) 分割件数

離婚等をしたときに、共済年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度(合意分割制度)が、平成19年4月1日に施行された。これは、平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、離婚等をした当事者間の合意や裁判により、婚姻期間等の標準報酬等を当事者間で分割することができる制度である。

また、平成20年4月1日には、離婚等をしたときに婚姻期間中に第3号被保険者であった期間の分割制度(3号分割制度)が施行された。この制度は、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬等の2分の1を分割することができる制度である。

令和2年度の合意分割制度や3号分割制度により実際に記録が改定された件数は1,186件(うち3号分割制度適用978件)となっている。なお、3号分割制度の適用978件のうち、平成20年3月までの婚姻期間を含むものが696件、含まないものが282件となっている。

(2) 離婚に伴う保険料納付記録分割件数

	分割件数
令和2年度	1,186件(978件)

(注) ()内は3号分割制度適用件数

(3) 分割改定者 分割割合別件数

按分割合	以上 未満 0～10%	10～20%	20～30%	30～40%	40～50%	50%	合計
令和2年度	0	0	1	9	19	1,157	1,186
3号分割	0	0	1	6	17	954	978

(注) 3号分割には、平成20年3月までの婚姻期間に係る合意分割制度の適用をしたものも含んでいる。

(4) 分割改定者 年齢階級別件数

令和2年度

第2号改定者 第1号改定者	歳以上 ～25 歳未満	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～	合計
歳以上 歳未満 ～25														
25～30	1	7	5											13
30～35		5	42	12	3	1								63
35～40		4	21	90	23	4								142
40～45		2	6	42	82	29	6							167
45～50			1	8	51	134	19	1						214
50～55			2	4	18	51	94	7	1					177
55～60					4	26	61	60	11	1				163
60～65							23	51	57	5	3			139
65～70						1	2	4	34	16	2			59
70～75								2	7	18	7	1		35
75～80											6	2	1	9
80～											1	3	1	5
合計	1	18	77	156	181	246	205	125	110	40	19	6	2	1,186

IV 福祉事業の概況

共済組合が行う福祉事業は、以下のとおりである。

- 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業。
- 組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営。
- 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け。
- 組合員の貯金の受入れ又はその運用。
- 組合員の臨時の支出に対する貸付け。
- 組合員の需要する生活必需物資の供給。
- その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの。
- 上記の事業に附帯する事業。

1 概要

各組合においてはそれぞれの福祉事業を行っているが、令和2年度末の現状をみると次のとおりである（連合会経営のものを含む。）。

(1) 医療施設等

a 病院

病院数は23、病床数は一般・療養病床6,765、精神・結核病床等87、計6,852床である。

b 直営診療所

直営診療所は、16の組合が経営しており、各組合で251箇所、組合別にみると、厚生労働省第二161、国土交通省31、財務省26等で、経営していない組合は会計検査院、日本郵政等4組合である。

c 介護老人保健施設

介護老人保健施設数は2、入所定員148人、通所定員60人である。

(2) 宿泊施設

宿泊施設は、宿泊所及び保養所の合計が35であって、この収容定員は合計3,522人であり、1施設の平均収容定員は100人である。また、組合員総数に対する割合をみると、施設数（宿泊所と保養所の計）1に対する組合員数は29,572人、宿泊定員1人に対する組合員数は298人となっている。

(3) 組合別の施設状況

組 合 名	病 院				直 営 診 療 所	合 計				介 護 老 人 保 健 施 設		保 養 所 及 び 宿 泊 所		
	箇 所 数	病 床 数				箇 所 数	病 床 数			箇 所 数	定 員 数		箇 所 数	収 定 容 員
		一 般 ・ 療 養	精 神 ・ 結 核 等	計			一 般 ・ 療 養	精 神 ・ 結 核 等	計		入 所	通 所		
衆 議 院	—	床	床	床	1	1	—	—	—	—	—	—	—	人
参 議 院	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
内 閣 省	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—
総 務 省	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
法 務 省	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
外 務 省	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
財 務 省	—	—	—	—	26	26	—	—	—	—	—	—	—	—
文 部 科 学 省	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	69
厚 生 労 働 省	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
農 林 水 産 省	—	—	—	—	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—
経 済 産 業 省	—	—	—	—	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—
国 土 交 通 省	—	—	—	—	31	31	—	—	—	—	—	—	—	—
防 衛 省	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	290
裁 判 所	—	—	—	—	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—
会 計 検 査 院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
刑 務 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚 生 労 働 省 第 二	—	—	—	—	161	161	—	—	—	—	—	—	—	—
林 野 庁	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
日 本 郵 政	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
連 合 会 職 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	251	251	—	—	—	—	—	—	2	359
連 合 会	23	6,765	87	6,852	—	23	6,765	87	6,852	2	148	60	33	3,163
合 計	23	6,765	87	6,852	251	274	6,765	87	6,852	2	148	60	35	3,522

2 連合会における福祉施設の概況

連合会においては、次の事業を行っている。

- 組合員の医療、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営。
- その他組合員の福祉の増進に資する事業。

令和2年度における福祉事業の概況とその利用状況は、次のとおりである。

(1) 医療施設等

a 医療施設等の状況

令和2年度末の医療施設は病院数が23であり、その病床数は一般・療養6,765、精神・結核等87、合計6,852床で、従業員数は6,748人である。また、介護老人保健施設数が2であり、その入所定員は148人、通所定員は60人で、従業員数は33人である（表1を参照）。

b 利用状況

令和2年度中の病院の利用延人員は入院1,775,800人、外来2,897,014人、計4,672,814人であって、利用人員の多い病院は、入院では虎の門、浜の町、立川、札幌、外来では虎の門、札幌、立川、東北公済の各病院である。

利用延人員を前年度と比較すると、病院全体で入院は12.1%の減少、外来は9.8%の減少、合計では10.7%の減少となった（表2を参照）。

また、介護老人保健施設の利用延人員は、入所41,770人、通所4,528人、計46,298人である。

c 組合員の利用状況

病院の利用延人員のうち、組合員及びこれに準ずる者の利用人員は、入院25,904人、外来219,143人、合計245,047人で、前年度と比較すると入院12.3%の減少、外来は11.5%の減少、合計では11.6%の減少となった（表3を参照）。

(2) 宿泊施設

a 宿泊施設の状況

令和2年度末の宿泊施設は、宿泊所12（共済会館を含む。）、保養所21、合計33施設であり、その宿泊定員数は宿泊所1,709人、保養所1,454人、合計3,163人となっている（表4を参照）。

b 利用状況

令和2年度中の利用延人員は、宿泊所、保養所の合計で、宿泊209,839人、会議等146,993人、計356,832人であって、前年度と比較すると、施設全体で、宿泊は66.3%の減少、会議等は81.2%の減少、全体では74.6%の減少となった（表5を参照）。

c 組合員等の利用状況

宿泊施設の利用延人員のうち、組合員及びこれに準ずる者の利用人員は、宿泊123,846人、会議等41,041人、合計164,887人であって、前年度と比較すると、宿泊は69.2%の減少、会議等は85.0%の減少、全体では75.6%の減少となった（表6を参照）。

(3) 医療、宿泊施設の利用延人員の年次推移

医療及び宿泊施設の利用延人員の最近10年間の推移をみると、医療施設については、2025年度に向けた医療保険制度改革に伴う機能分化が進み、外来患者の抑制や入院日数の短期化等が図られ、減少傾向にある。

また、宿泊施設については、施設の休業・廃止の影響等により減少傾向にある（表7及び図を参照）。

(4) 医療、宿泊施設の組合員の利用状況の年次推移

各施設の利用状況のうち、組合員の利用状況について最近5年間の推移を見ると、医療施設は減少の傾向にある。また、宿泊施設については、施設の休業・廃止の影響等により増減している（表8及び図を参照）。

(1) 医療施設等の状況

表1 医療施設等別の状況

(単位:人)

病院名	診療科目	従業員数			所在地	利用開始年月日
		医師	その他	計		
札幌医療センター	内、呼内、消内、循内、神内、代内・糖尿病内、腫内、緩和ケア内、精、外、消外、呼外、乳外、小外、腫外、人工外、内分内、小、小(新生児)、整外、産婦、眼、皮、麻、耳、泌、心外血、心外、血外、脳・内分内、脳外、放、放診、リハ、救急、病理、臨床検査、ドック	66	426	492	札幌市豊平区平岸1条	昭27.11.28
斗南	内、呼内、消内、循内、糖尿病・内分内、血内、腫内、精、整、形、呼外、消外、乳外、内視鏡外、心外、皮、泌、婦、婦(生殖医療)、眼、耳、頭頸部外、放診、放治、麻、リウ、リハ、病理、ドック	54	242	296	札幌市中央区北4条西	26.4.16
東北公済	内、消内、呼内、循内、小、外、乳外、消外、整外、形外、泌、産、婦、眼、耳、歯、歯口腔、麻、放、リハ、病理、ドック	66	377	443	仙台市青葉区国分町	26.3.1
水府	内、外、整、放、麻、ドック	9	83	92	水戸市赤塚	27.7.14
立川	内、消内、呼内、神内、腎内、循内、糖尿・内分泌代謝内、血内、透析、膠原・リウ内、救急、外、呼外、乳外、血外、消外、緩和ケア、脳外、小、産婦、耳、皮、泌、眼、放射線治療、放射線診断、歯口腔、精、整、形、リハ、麻、病理診断、ドック	53	386	439	立川市錦町	22.4.1
九段坂	内、外、整、皮、泌、婦、眼、耳、放、麻、心療、リハ、ドック	28	179	207	千代田区九段南	24.9.1
虎の門	内、血内、内分内、呼吸器センター(内・外)、睡呼、消内(胃腸・肝・胆・膵)、肝内、神内、循環器センター(内・外)、腎センター(内外)、リウ膠、精、臨床感染症、臨床腫瘍、認知症、小、皮、放、放射線治療科、消外(上部消化管・肝・胆・膵・下部消化管)、乳腺内分内、緩和、脳外、脳神経血管内治療、間脳下垂体外、整外、形外、産婦、泌、眼、耳、麻(ペイン)、歯、救急、リハ、集中治療、放診、病理、ドック	129	980	1,109	港区虎ノ門	33.3.24
虎の門分院	肝内、内総、糖内、呼内、消内、血内、脳内、循環器センター(内)、腎センター(内・外)、精、小、皮、整外、泌、歯、リハ、消外、麻、リウ、病理、放	30	279	309	川崎市高津区梶ヶ谷	41.9.22
三宿	内、神内、呼、消、循、内分、血内、小、外、整、脳外、心外、皮、泌、婦、眼、耳、放、麻、形、リハ、ドック	25	166	191	目黒区上目黒	34.4.20
北陸	内、消内、循内、腎内、外、消外、肛外、心外、呼外、整、泌、放、麻、リハ、ドック	11	100	111	金沢市泉が丘	31.11.20
名城	内、神内、循内、小、外、整、脳外、心外、皮、泌、婦、眼、放、麻、歯口腔、ドック	42	206	248	名古屋市中区三の丸	26.5.1
東海	内、消内、循内、呼内、糖尿病内、外、消外、血管外、整、リウ、泌、眼、脳外、皮、麻、放、リハ、ドック	18	101	119	名古屋市中区千種区千代田橋	29.6.1
枚方公済	内、神内、呼内、消内、循内、血内、腎内、内視鏡内、内分泌、小、外、呼外、心外、消外、整、小外、皮、泌、眼、耳、放、麻、リウマチ、リハ、精、歯口腔、救急、ドック	53	230	283	枚方市藤阪東町	22.4.1
大手前	内、脳神内、呼内、消内、循内、腎内、代謝・内分内、血内、腫内、外、整、脳外、呼外、心外、消外、乳腺・内分泌外、皮、泌、婦、眼、耳、放診、放治、麻、心内、リハ、救急、総合医学、ドック	66	303	369	大阪市中央区大手前	26.6.25
六甲	内、総診、呼、消、循、外、整、泌、眼、耳、放、リハ、緩和ケア内、麻、ドック	11	64	75	神戸市灘区土山町	25.8.1
高松	内、神内、呼内、消内、循内、腎内、神内、外、脳外、消外、呼外、泌、婦、眼、放、麻、アレ、リウ、リハ、糖尿病・内分内、ドック	26	188	214	高松市天神前	27.4.12
広島記念	内、消内、内視鏡内、胃腸内、肝内、循内、外、消外、内視鏡外、食道外、胃外、大腸外、腹部外、肝臓外、腫瘍外、肛門外、乳腺外、婦、耳鼻咽、皮、泌、眼、放診、放、麻、病理、アレ、リハ、歯、ドック	20	176	196	広島市中区本川町	25.8.1
吉島	内、呼内、消内、循内、糖尿病・内分内、内視鏡内、外、整、呼外、消外、内視鏡外、眼、耳、放、麻、リハ、呼吸器リハ、緩和ケア、ドック	15	151	166	広島市中区吉島東	28.3.7
新小倉	内、循内、血内、神内、皮、外、乳外、整、眼、婦、泌、放、麻、リハ、歯口腔、呼吸器センター(呼内・呼外)、消化器センター(消内・消外)、肝臓病センター(肝内・肝外)、糖尿病センター(糖内)、人工関節センター、骨粗しょう症センター、リウ、ドック、老年内科	17	194	211	北九州市小倉北区金田	40.6.1
千早	内、循内、外、整、皮、眼、麻、放、消内、リハ、リウ、ドック	23	139	162	福岡市東区千早	40.12.1
浜の町	内科、呼内、消内、循内、肝内、血内、腫内、糖尿病・内分泌内、腎内、神内、緩和ケア内、感内、小児、外科、消外、乳腺・内分泌外、呼外、形成、整形、脳外、皮膚、泌尿、産、婦人、眼、耳鼻、頭頸部外、放、麻、救急、精、リハ、リ、病理、ドック、歯科	51	443	494	福岡市中央区長浜	27.6.26
新別府	内、脳内、呼内、消内、内分泌・代謝、循内、外、肛外、整外、リウ、脳外、呼外、心外、泌、眼、救急、放、消外、麻、リハ、肝内、ドック	22	221	243	別府市大字鶴見	30.12.15
熊本中央	呼内、消内、循内、糖尿・内分泌・代謝、腎内、緩和ケア、救急、小、外、整、呼外、心外、脳外、乳腺・内分泌外、形、泌、眼、麻、放、病理、ドック	42	299	341	熊本市南区田井島	26.4.10
合計		877	5,933	6,810		

介護老人保健施設名	医師	その他	計	所在地	利用開始年月日
ちよだ	0	20	20	名古屋市中区千種区千代田橋	平12.8.22
記念寿	0	0	0	広島市中区十日市町	12.4.1
合計	0	20	20		

(2) 医療施設等の利用状況

表2 医療施設等別の利用延人員

病 院 名	2 年 度			対 前 年 度 増 減			同 伸 び 率		
	入 院	外 来	計	入 院	外 来	計	入 院	外 来	計
	人	人	人	人	人	人	%	%	%
札幌医療センター	109,582	237,906	347,488	△ 8,505	△ 16,233	△ 24,738	△ 7.2	△ 6.4	△ 6.6
斗 南	92,166	156,191	248,357	3,128	△ 8,462	△ 5,334	3.5	△ 5.1	△ 2.1
東 北 公 済	85,668	171,001	256,669	△ 11,798	△ 14,549	△ 26,347	△ 12.1	△ 7.8	△ 9.3
水 府	29,829	51,059	80,888	△ 3,946	△ 3,665	△ 7,611	△ 11.7	△ 6.7	△ 8.6
立 川	121,536	201,276	322,812	△ 14,740	△ 32,439	△ 47,179	△ 10.8	△ 13.9	△ 12.8
九 段 坂	56,988	78,411	135,399	△ 8,817	△ 11,275	△ 20,092	△ 13.4	△ 12.6	△ 12.9
虎 の 門	214,541	574,277	788,818	△ 26,546	△ 64,458	△ 91,004	△ 11.0	△ 10.1	△ 10.3
虎 の 門 分 院	86,909	119,983	206,892	△ 12,091	△ 6,249	△ 18,340	△ 12.2	△ 5.0	△ 8.1
三 宿	62,920	96,440	159,360	△ 11,015	△ 11,897	△ 22,912	△ 14.9	△ 11.0	△ 12.6
北 陸	37,359	88,569	125,928	△ 4,059	△ 13,610	△ 17,669	△ 9.8	△ 13.3	△ 12.3
名 城	77,186	97,068	174,254	△ 18,738	△ 10,447	△ 29,185	△ 19.5	△ 9.7	△ 14.3
東 海	39,963	68,657	108,620	△ 8,487	△ 5,953	△ 14,440	△ 17.5	△ 8.0	△ 11.7
枚 方 公 済	90,502	110,074	200,576	△ 13,898	△ 13,449	△ 27,347	△ 13.3	△ 10.9	△ 12.0
大 手 前	102,297	139,565	241,862	△ 11,704	△ 16,764	△ 28,468	△ 10.3	△ 10.7	△ 10.5
六 甲	42,857	24,167	67,024	△ 6,899	△ 7,138	△ 14,037	△ 13.9	△ 22.8	△ 17.3
高 松	44,721	105,772	150,493	△ 4,703	△ 6,101	△ 10,804	△ 9.5	△ 5.5	△ 6.7
広 島 記 念	54,903	55,555	110,458	△ 3,196	△ 3,989	△ 7,185	△ 5.5	△ 6.7	△ 6.1
吉 島	43,188	54,561	97,749	△ 15,558	△ 6,779	△ 22,337	△ 26.5	△ 11.1	△ 18.6
新 小 倉	57,369	61,797	119,166	△ 16,417	△ 10,975	△ 27,392	△ 22.2	△ 15.1	△ 18.7
千 早	36,250	62,268	98,518	△ 8,586	△ 14,887	△ 23,473	△ 19.1	△ 19.3	△ 19.2
浜 の 町	127,944	155,923	283,867	△ 6,808	△ 19,942	△ 26,750	△ 5.1	△ 11.3	△ 8.6
新 別 府	76,692	66,031	142,723	△ 12,778	△ 5,977	△ 18,755	△ 14.3	△ 8.3	△ 11.6
熊 本 中 央	84,430	120,463	204,893	△ 17,374	△ 11,260	△ 28,634	△ 17.1	△ 8.5	△ 12.3
合 計	1,775,800	2,897,014	4,672,814	△ 243,535	△ 316,498	△ 560,033	△ 12.1	△ 9.8	△ 10.7

介護老人保健施設名	入 所	通 所	計	入 所	通 所	計	入 所	通 所	計
ち よ だ	34,330	3,893	38,223	△ 861	1,514	653	△ 2.4	△ 28.0	△ 5.9
記 念 寿	7,440	635	8,075	△ 5,190	147	△ 5,043	△ 41.1	△ 18.8	△ 39.8
合 計	41,770	4,528	46,298	△ 6,051	1,661	△ 4,390	△ 12.7	△ 26.8	△ 14.3

(3) 医療施設の組合員利用状況

表3 医療施設の組合別組合員利用状況

組 合 名	2 年 度			対 前 年 度 増 減			同 割 合								
	入 院	外 来	計	入 院	外 来	計	入 院	外 来	計						
	人	人	人	人	人	人	%	%	%						
衆 議 院	182	1,600	1,782	△	70	132	△	27.8	9.0	3.6					
参 議 院	125	812	937	△	22	△	91	△	113	△	15.0	△	10.1	△	10.8
内 閣	812	7,844	8,656	△	269	△	686	△	955	△	24.9	△	8.0	△	9.9
総 務 省	772	3,338	4,110		93	△	338	△	245		13.7	△	9.2	△	5.6
法 務 省	1,029	9,459	10,488	△	70	△	1,119	△	1,189	△	6.4	△	10.6	△	10.2
外 務 省	506	2,859	3,365	△	401	△	1,092	△	1,493	△	44.2	△	27.6	△	30.7
財 務 省	3,209	26,080	29,289	△	40	△	3,528	△	3,568	△	1.2	△	11.9	△	10.9
文 部 科 学 省	3,877	30,284	34,161	△	589	△	5,041	△	5,630	△	13.2	△	14.3	△	14.1
厚 生 労 働 省	669	9,777	10,446	△	394	△	2,023	△	2,417	△	37.1	△	17.1	△	18.8
農 林 水 産 省	1,004	10,798	11,802		6	△	1,340	△	1,334		0.6	△	11.0	△	10.2
経 済 産 業 省	856	8,049	8,905	△	483	△	1,762	△	2,245	△	36.1	△	18.0	△	20.1
国 土 交 通 省	2,316	27,008	29,324	△	575	△	4,441	△	5,016	△	19.9	△	14.1	△	14.6
防 衛 省	996	8,490	9,486	△	1,711	△	3,283	△	4,994	△	63.2	△	27.9	△	34.5
裁 判 所	60	1,356	1,416	△	1,199	△	8,548	△	9,747	△	95.2	△	86.3	△	87.3
会 計 検 査 院	2,071	9,640	11,711		2,007		7,964		9,971		3135.9		475.2		573.0
刑 務	821	4,333	5,154	△	47	△	607	△	654	△	5.4	△	12.3	△	11.3
厚 生 労 働 省 第 二	888	4,280	5,168		118		339		457		15.3		8.6		9.7
林 野 庁	316	1,612	1,928	△	3		211		208	△	0.9		15.1		12.1
日 本 郵 政	2,985	12,590	15,575		177	△	1,088	△	911		6.3	△	8.0	△	5.5
連 合 会 職 員	2,410	38,934	41,344	△	170	△	2,138	△	2,308	△	6.6	△	5.2	△	5.3
合 計	25,904	219,143	245,047	△	3,642	△	28,479	△	32,121	△	12.3	△	11.5	△	11.6

(4) 宿泊施設の状況

表4 宿泊施設の状況

施設名	客室数	宿泊定員	従業員数	所在地	施設名	客室数	宿泊定員	従業員数	所在地
(宿泊所)	室	人	人		(共済会館)	室	人	人	
KKR ホテル中目黒	134	188	8	東京都目黒区東山	KKR ホテル東京	161	243	104	東京都千代田区大手町
KKR ボートヒル横浜	9	23	12	横浜市中区山手町	KKR ホテル金沢	80	131	37	金沢市大手町
KKR京都 くに荘	58	129	12	京都市上京区河原町通	KKR ホテル熱海	55	196	34	熱海市春日町
KKR ホテル梅田	93	132	11	大阪市北区堂山町	KKR ホテル名古屋	106	158	28	名古屋市中区三の丸
KKR奈良 みかさ荘	8	20	2	奈良市高畑大道町	KKR ホテル大阪	136	210	69	大阪市中央区馬場町
					KKR ホテル博多	130	178	59	福岡市中央区薬院
					KKR ホテル熊本	54	101	79	熊本市中央区千葉城町
宿泊所計	302	492	45		共済会館計	722	1,217	410	
(保養所)	室	人	人		(保養所)	室	人	人	
KKR はこだて	18	56	10	函館市湯川町	KKR平湯 たから荘	14	48	8	高山市奥飛騨温泉郷平湯
KKR かわゆ	24	62	5	北海道川上郡弟子屈町川湯温泉	KKR下呂 しらさぎ	24	67	6	下呂市森
KKR蔵王 白銀荘	24	78	5	山形市蔵王温泉	KKR沼津 はまゆう	33	121	5	沼津市志下
KKR水上 水明荘	24	76	3	群馬県利根郡みなかみ町大穴	KKR伊豆長岡 千歳荘	24	73	2	伊豆の国市古奈
KKR逗子 松汀園	12	41	3	逗子市新宿	KKR鳥羽 いそぶえ荘	24	71	4	鳥羽市安楽島町
KKR江ノ島 ニュー向洋	15	47	6	藤沢市片瀬海岸	KKR ホテルびわこ	27	85	10	大津市下阪本
KKR鎌倉 わかみや	28	83	11	鎌倉市由比ガ浜	KKR城崎 武	16	47	10	豊岡市城崎町湯島
KKR 宮の下	22	77	13	神奈川県足柄下郡箱根町木賀	KKR白浜 美浜荘	26	79	5	和歌山県西牟婁郡白浜町
KKR妙高高原 白樺荘	0	0	0	妙高市関川	KKR山口 あさくら	24	68	15	山口市神田町
KKR湯沢 ゆきぐに	21	90	7	新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢	KKR道後 ゆづき	23	74	7	松山市岩崎町
KKR 諏訪湖荘	24	56	3	諏訪市湖岸通り					
KKR甲府 ニュー芙蓉	20	55	8	甲府市塩部	保養所計	467	1,454	146	
					宿泊施設合計	1,491	3,163	601	

(5) 宿泊施設の利用状況

表5 宿泊施設別の利用延人員

施設名	2 年 度			対 前 年 度 増 減			同 割 合		
	宿 泊	会 議 等	計	宿 泊	会 議 等	計	宿 泊	会 議 等	計
(宿 泊 所)	人	人	人	人	人	人	%	%	%
目 黒	5,343	121	5,464	△ 36,112	△ 744	△ 36,856	△ 87.1	△ 86.0	△ 87.1
横 浜	2,145	16,098	18,243	△ 2,348	△ 21,483	△ 23,831	△ 52.3	△ 57.2	△ 56.6
京 都	9,154	1,410	10,564	△ 18,310	△ 16,349	△ 34,659	△ 66.7	△ 92.1	△ 76.6
大阪 (梅田)	4,820	0	4,820	△ 26,086	0	△ 26,086	△ 84.4		△ 84.4
奈 良	912	191	1,103	△ 1,599	△ 845	△ 2,444	△ 63.7	△ 81.6	△ 68.9
小 計	22,374	17,820	40,194	△ 84,455	△ 39,421	△ 123,876	△ 79.1	△ 68.9	△ 75.5
(共 済 会 館)									
東 京	11,785	16,961	28,746	△ 51,710	△ 139,722	△ 191,432	△ 81.4	△ 89.2	△ 86.9
金 沢	7,370	10,570	17,940	△ 21,317	△ 48,827	△ 70,144	△ 74.3	△ 82.2	△ 79.6
熱 海	14,625	6,697	21,322	△ 23,515	△ 20,378	△ 43,893	△ 61.7	△ 75.3	△ 67.3
名 古 屋	8,486	8,026	16,512	△ 26,673	△ 39,372	△ 66,045	△ 75.9	△ 83.1	△ 80.0
大 阪	8,577	11,498	20,075	△ 38,394	△ 87,624	△ 126,018	△ 81.7	△ 88.4	△ 86.3
福 岡	16,126	12,630	28,756	△ 27,929	△ 47,359	△ 75,288	△ 63.4	△ 78.9	△ 72.4
熊 本	8,242	13,447	21,689	△ 13,512	△ 113,683	△ 127,195	△ 62.1	△ 89.4	△ 85.4
小 計	75,211	79,829	155,040	△ 203,050	△ 496,965	△ 700,015	△ 73.0	△ 86.2	△ 81.9
宿 泊 所 計	97,585	97,649	195,234	△ 287,505	△ 536,386	△ 823,891	△ 74.7	△ 84.6	△ 80.8

施設名	2 年 度			対 前 年 度 増 減			同 割 合		
	宿泊	会議等	計	宿泊	会議等	計	宿泊	会議等	計
(保 養 所)	人	人	人	人	人	人	%	%	%
湯 の 川	3,351	7,760	11,111	△ 3,912	△ 8,428	△ 12,340	△ 53.9	△ 52.1	△ 52.6
川 湯	8,603	2,596	11,199	△ 4,847	△ 712	△ 5,559	△ 36.0	△ 21.5	△ 33.2
蔵 王	3,959	83	4,042	△ 4,522	△ 288	△ 4,810	△ 53.3	△ 77.6	△ 54.3
水 上	3,769	0	3,769	△ 3,723	△ 317	△ 4,040	△ 49.7	△ 100.0	△ 51.7
逗 子	2,466	4,377	6,843	△ 4,578	911	△ 3,667	△ 65.0	26.3	△ 34.9
片 瀬	4,628	536	5,164	△ 6,248	△ 4,514	△ 10,762	△ 57.4	△ 89.4	△ 67.6
鎌 倉	10,744	24,905	35,649	△ 9,351	△ 27,102	△ 36,453	△ 46.5	△ 52.1	△ 50.6
宮 の 下	7,727	0	7,727	△ 4,568	0	△ 4,568	△ 37.2		△ 37.2
池 の 平	0	0	0	△ 3,544	△ 282	△ 3,826	△ 100.0	△ 100.0	△ 100.0
湯 沢	3,636	0	3,636	△ 4,292	△ 54	△ 4,346	△ 54.1	△ 100.0	△ 54.4
上 諏 訪	3,935	0	3,935	△ 6,218	△ 60	△ 6,278	△ 61.2	△ 100.0	△ 61.5
甲 府	2,023	2,520	4,543	△ 4,637	△ 6,720	△ 11,357	△ 69.6	△ 72.7	△ 71.4
平 湯	2,639	51	2,690	△ 5,354	△ 65	△ 5,419	△ 67.0	△ 56.0	△ 66.8
下 呂	6,129	63	6,192	△ 5,542	△ 2,801	△ 8,343	△ 47.5	△ 97.8	△ 57.4
沼 津	10,983	304	11,287	△ 13,205	△ 4,893	△ 18,098	△ 54.6	△ 94.2	△ 61.6
伊 豆 長 岡	7,464	100	7,564	△ 7,823	△ 939	△ 8,762	△ 51.2	△ 90.4	△ 53.7
鳥 羽	2,650	2	2,652	△ 4,021	△ 41	△ 4,062	△ 60.3	△ 95.3	△ 60.5
び わ こ	5,952	2,839	8,791	△ 10,559	△ 24,670	△ 35,229	△ 64.0	△ 89.7	△ 80.0
城 崎	3,551	156	3,707	△ 3,566	△ 410	△ 3,976	△ 50.1	△ 72.4	△ 51.8
白 浜	3,815	4	3,819	△ 3,898	△ 73	△ 3,971	△ 50.5	△ 94.8	△ 51.0
湯 田	7,913	2,829	10,742	△ 4,879	△ 14,485	△ 19,364	△ 38.1	△ 83.7	△ 64.3
道 後	6,317	219	6,536	△ 6,465	△ 1,708	△ 8,173	△ 50.6	△ 88.6	△ 55.6
保 養 所 計	112,254	49,344	161,598	△ 125,752	△ 97,651	△ 223,403	△ 52.8	△ 66.4	△ 58.0
宿 泊 施 設 計	209,839	146,993	356,832	△ 413,257	△ 634,037	△ 1,047,294	△ 66.3	△ 81.2	△ 74.6

(6) 宿泊施設の組合員等利用状況

表6 宿泊施設の組合別組合員等利用状況

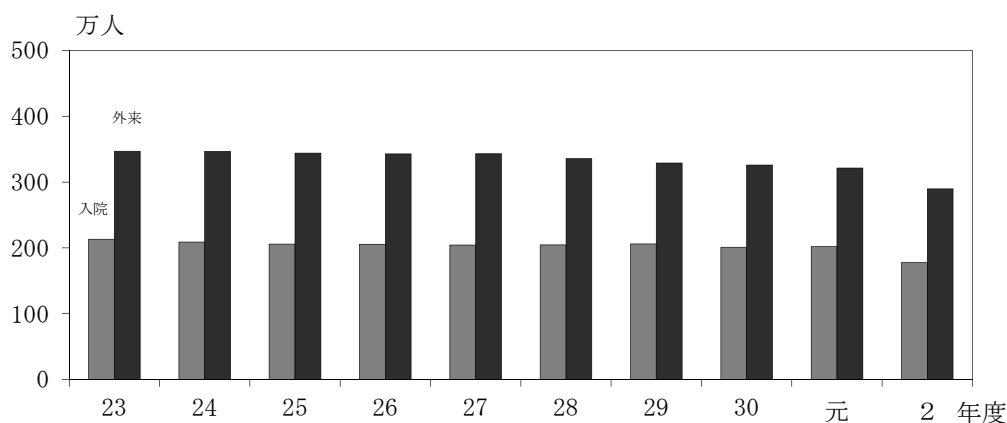
組合名	2 年 度			対 前 年 度 増 減			同 割 合		
	宿 泊	会 議 等	計	宿 泊	会 議 等	計	宿 泊	会 議 等	計
	人	人	人	人	人	人	%	%	%
衆 議 院	326	12	338	△ 960	△ 450	△ 1,410	△ 74.7	△ 97.4	△ 80.7
参 議 院	222	0	222	△ 480	△ 411	△ 891	△ 68.4	△ 100.0	△ 80.1
内 閣	1,259	217	1,476	△ 1,421	△ 1,734	△ 3,155	△ 53.0	△ 88.9	△ 68.1
総 務 省	420	742	1,162	△ 715	△ 3,347	△ 4,062	△ 63.0	△ 81.9	△ 77.8
法 務 省	1,828	237	2,065	△ 4,003	△ 4,932	△ 8,935	△ 68.7	△ 95.4	△ 81.2
外 務 省	395	10	405	△ 667	△ 616	△ 1,283	△ 62.8	△ 98.4	△ 76.0
財 務 省	6,872	861	7,733	△ 13,514	△ 10,160	△ 23,674	△ 66.3	△ 92.2	△ 75.4
文 部 科 学 省	5,362	906	6,268	△ 18,638	△ 15,754	△ 34,392	△ 77.7	△ 94.6	△ 84.6
厚 生 労 働 省	2,826	908	3,734	△ 4,550	△ 3,917	△ 8,467	△ 61.7	△ 81.2	△ 69.4
農 林 水 産 省	1,343	343	1,686	△ 3,113	△ 978	△ 4,091	△ 69.9	△ 74.0	△ 70.8
経 済 産 業 省	853	486	1,339	△ 1,515	△ 1,844	△ 3,359	△ 64.0	△ 79.1	△ 71.5
国 土 交 通 省	3,215	768	3,983	△ 4,947	△ 3,065	△ 8,012	△ 60.6	△ 80.0	△ 66.8
防 衛 省	5,272	870	6,142	△ 9,208	△ 14,248	△ 23,456	△ 63.6	△ 94.2	△ 79.2
裁 判 所	1,949	93	2,042	△ 3,496	△ 2,431	△ 5,927	△ 64.2	△ 96.3	△ 74.4
会 計 検 査 院	187	21	208	△ 232	△ 105	△ 337	△ 55.4	△ 83.3	△ 61.8
刑 務	839	80	919	△ 1,339	△ 682	△ 2,021	△ 61.5	△ 89.5	△ 68.7
厚生労働省第二	1,620	97	1,717	△ 4,027	△ 2,248	△ 6,275	△ 71.3	△ 95.9	△ 78.5
林 野 庁	303	23	326	△ 638	△ 444	△ 1,082	△ 67.8	△ 95.1	△ 76.8
日 本 郵 政	4,511	626	5,137	△ 7,259	△ 4,368	△ 11,627	△ 61.7	△ 87.5	△ 69.4
連 合 会 職 員	8,268	2,760	11,028	△ 6,241	△ 15,563	△ 21,804	△ 43.0	△ 84.9	△ 66.4
特 別 利 用 者	49,393	14,841	64,234	△ 121,770	△ 53,767	△ 175,537	△ 71.1	△ 78.4	△ 73.2
優 待 利 用 者	26,583	16,140	42,723	△ 69,972	△ 91,592	△ 161,564	△ 72.5	△ 85.0	△ 79.1
内 部 利 用	123,846	41,041	164,887	△ 278,705	△ 232,656	△ 511,361	△ 69.2	△ 85.0	△ 75.6
一 般	85,993	105,952	191,945	△ 134,552	△ 401,381	△ 535,933	△ 61.0	△ 79.1	△ 73.6
合 計	209,839	146,993	356,832	△ 413,257	△ 634,037	△ 1,047,294	△ 66.3	△ 81.2	△ 74.6

(7) 医療、宿泊施設の利用状況年次推移

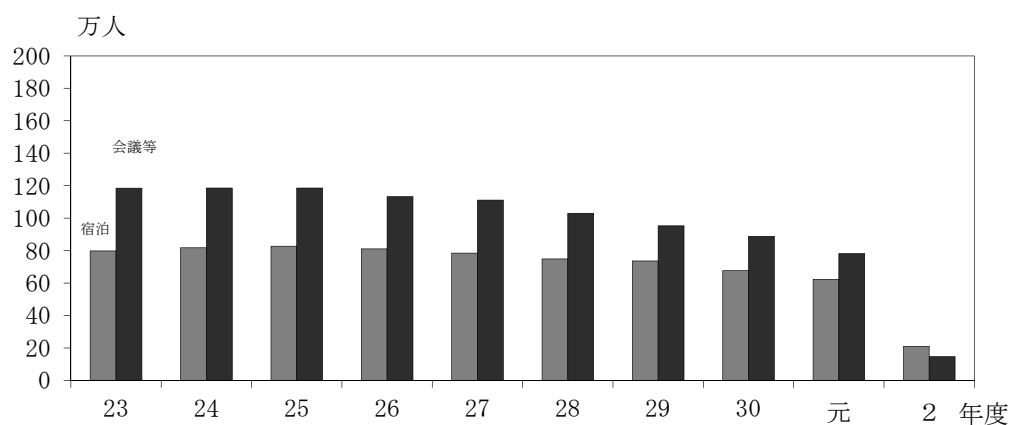
表7 医療施設及び宿泊施設の利用延人員の年次推移

年 度	医 療 施 設				宿 泊 施 設			
	入 院	外 来	計	対前年比	宿 泊	会議等	計	対前年比
	人	人	人	%	人	人	人	%
23	2,131,250	3,469,422	5,600,672	△ 1.4	797,673	1,184,733	1,982,406	3.0
24	2,087,102	3,467,373	5,554,475	△ 0.8	817,680	1,185,196	2,002,876	1.0
25	2,056,561	3,439,235	5,495,796	△ 1.1	827,237	1,185,074	2,012,311	0.5
26	2,055,974	3,427,963	5,483,937	△ 0.2	810,587	1,132,760	1,943,347	△ 3.4
27	2,043,310	3,430,001	5,473,311	△ 0.2	784,734	1,111,454	1,896,188	△ 2.4
28	2,044,419	3,356,752	5,401,171	△ 1.3	748,362	1,030,209	1,778,571	△ 6.2
29	2,059,208	3,290,836	5,350,044	△ 0.9	735,664	952,593	1,688,257	△ 5.1
30	2,010,392	3,259,783	5,270,175	△ 1.5	675,677	887,710	1,563,387	△ 7.4
元	2,019,335	3,213,512	5,232,847	△ 0.7	623,096	781,030	1,404,126	△ 10.2
2	1,775,800	2,897,014	4,672,814	△ 10.7	209,839	146,993	356,832	△ 74.6

医療施設



宿泊施設

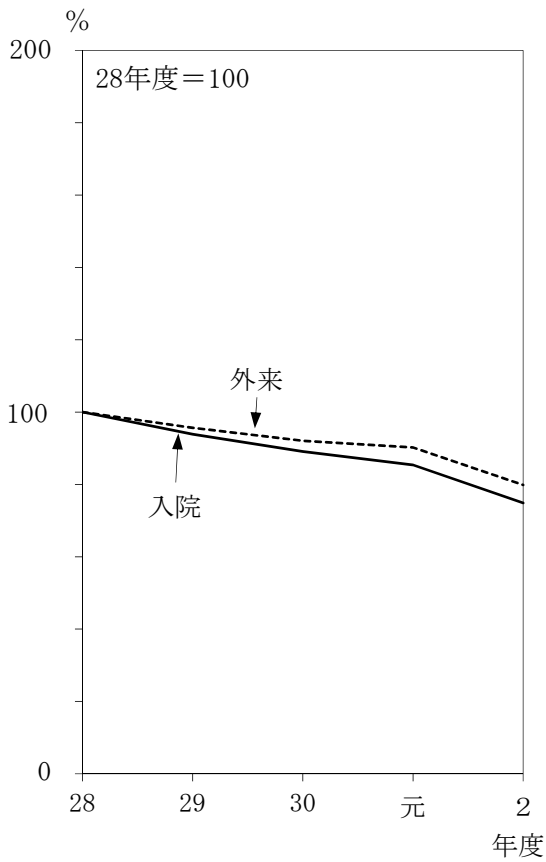


(8) 医療、宿泊施設の組合員利用状況年次推移

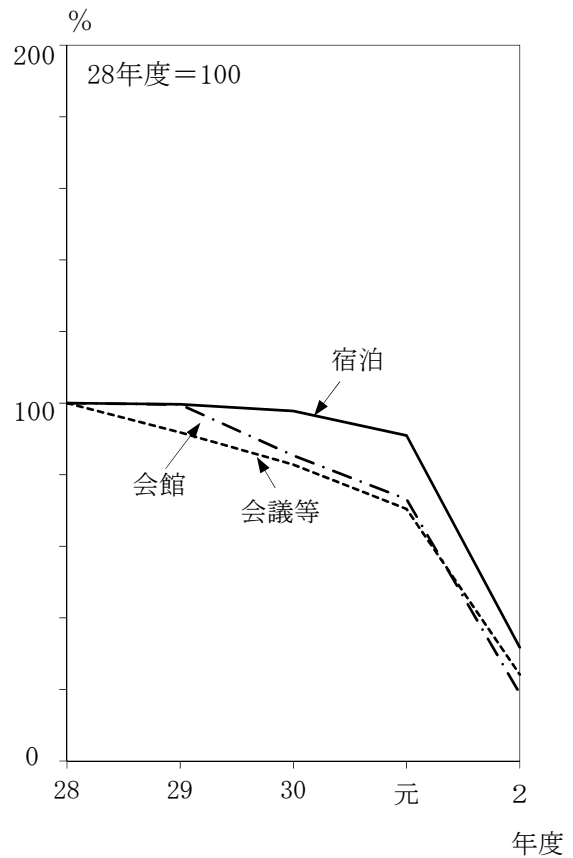
表8 施設別の組合員利用人員年次推移

施設区分		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	対前年比	
		人	人	人	人	人		%
医療施設	入院	34,597	32,475	30,834	29,546	25,904	△	12.3
	外来	274,432	262,460	252,709	247,622	219,143	△	11.5
	計	309,029	294,935	283,543	277,168	245,047	△	11.6
保養所・宿泊所	宿泊	221,167	220,421	216,319	201,106	70,228	△	65.1
	会議等	48,891	44,876	40,488	34,418	11,806	△	65.7
	計	270,058	265,297	256,807	235,524	82,034	△	65.2
共済会館	宿泊	143,452	142,823	122,471	104,890	27,035	△	74.2
	会議等	—	—	—	—	—	—	—
	計	143,452	142,823	122,471	104,890	27,035	△	74.2

医療施設の組合員利用者の推移(指数)



宿泊施設の組合員利用者の推移(指数)



V 経理の概況

本項は、令和2年度における各経理の決算概況について掲記した。

2年度における組合別の各経理の決算については、第4編の統計表に貸借対照表及び損益計算書を掲記してあるので、本項では経理区分ごとに、概要を述べることとする。

(注) 損益計算書の当期利益金及び当期損失金並びに貸借対照表の利益剰余金及び欠損金は相殺計上した。

1 短期経理

短期経理は、医療給付等の短期給付及び介護納付金等に関する経理であって、全組合に設けられている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は670,188百万円、支出総額は644,024百万円で差し引き26,164百万円の当期利益金が生じた。

内訳は、収入では負担金と掛金が全体の93%を占め、支出においては、給付費が全体の37%となっており、そのうち保健給付が93%を占めている(表1-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は328,396百万円、負債総額55,153百万円である。

内訳は、資産では現金・預金314,063百万円(96%)、預託金5,161百万円(1%)等である。負債では支払準備金42,814百万円(13%)等となっている(表1-(2)を参照)。

2 厚生年金保険経理

厚生年金保険経理は、厚生年金保険給付(基礎年金拠出金を含む。)に関する経理であって、連合会に設けられている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は3,206,286百万円、支出総額は2,957,311百万円で差し引き248,975百万円の当期利益金が生じ、厚生年金保険給付積立金に積み立てられた。

収入総額の内訳は、負担金収入1,091,597百万円(34%)、厚生年金交付金収入1,056,160百万円(33%)、組合員保険料収入642,340百万円(20%)、運用収入378,464百万円(12%)等となっている。また、支出においては、給付費が1,264,859百万円(39%)となっており、退職給付が給付費の71%を占めている(表2-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は6,429,404百万円、負債総額3,843百万円、厚生年金保険給付積立金6,425,560百万円となっている。

資産の構成割合は、長期性預金90%、未収金6%等となっている(表2-(2)を参照)。

3 退職等年金経理

退職等年金経理は、被用者年金一元化法の施行日以降に生じる退職等年金給付に関する経理であって、連合会に設けられている。

(1) 収 支 状 況

2年度の収入総額は114,200百万円、支出総額は2,519百万円で差し引き111,682百万円の当期利益金が生じ、退職等年金給付積立金に積み立てられた。

収入総額の内訳は、負担金収入52,995百万円(47%)、掛金収入52,974百万円(46%)、運用収入8,224百万円(7%)等となっている。また、支出においては、退職給付1,030百万円(1%)、負担金973百万円(1%)等となっている(表3-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は606,287百万円、負債総額206百万円、退職等年金給付積立金606,081百万円となっている。

資産の構成割合は、長期性預金72%、投資不動産17%、長期貸付金9%等となっている(表3-(2)を参照)。

投資不動産及び長期貸付金については、国家公務員共済組合法施行令第9条の3第4項(平成27年経過措置政令第145条において準用する場合を含む。)の規定により、退職等年金経理及び経過的長期経理において、合同運用を実施している(以下、両経理の合計額を記載する。)。長期貸付金は主として福祉事業の各経理への貸付であり、そのうち貸付経理への貸付(組合員に対する貸付資金)が大半(3,108百万円)である(表3-(3)を参照)。

4 経過的長期経理

経過的長期経理は、旧国共済組合員期間を計算の基礎とする経過的職域加算額の給付及び被用者年金一元化法の施行日前に生じた公務上給付等に関する経理であって、連合会に設けられている。

(1) 収 支 状 況

2年度の収入総額は26,202百万円、支出総額は166,629百万円で差し引き140,427百万円の当期損失金が生じ、経過的長期給付積立金を減額し整理した。

収入総額の内訳は、負担金収入16,590百万円(10%)、固定資産売却益7,370百万円(5%)等となっている。また、支出においては、給付費が164,180百万円(99%)となっており、退職給付が給付費の81%を占めている(表4-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は252,275百万円、負債総額583百万円、経過的長期給付積立金251,692百万円となっている。

資産の構成割合は、長期性預金73%、現金・預金24%、投資不動産3%等となっている(表4-(2)を参照)。

5 業 務 経 理

業務経理は、組合等の事務に関する経理であって、全組合と連合会に設けられている。

(1) 収 支 状 況

2年度の収入総額は12,414百万円で、内訳は、負担金収入5,784百万円(47%)、厚生年金保険経理より受入4,132百万円(33%)となっている。支出総額は11,475百万円で、内訳は、事務費2,696百万円(22%)、職員給与1,941百万円(15%)等である(表5-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は11,034百万円、負債総額は6,363百万円である。内訳は、資産が流動資産9,660百万円(88%)、固定資産1,374百万円(12%)で、負債は流動負債4,978百万円(45%)、固定負債1,386百万円(13%)となっている(表5-(2)を参照)。

6 保健経理

保健経理は、組合員及び被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持推進のための必要な事業並びに組合員の保養及び教養に資する施設の経営に関する経理であって、全組合と連合会に設けられている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は22,349百万円、支出総額は20,989百万円で、差し引き1,360百万円の当期利益金が生じた。内訳は、収入では負担金収入と掛金収入の合計13,399百万円(59%)、単位組合より受入4,659百万円(21%)等で、支出では厚生費10,010百万円(45%)、連合会へ繰入4,659百万円(21%)等となっている(表6-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は32,439百万円、負債総額は3,001百万円で差し引き29,438百万円の剰余金を計上した。資産の内訳は、流動資産31,289百万円(96%)、固定資産1,150百万円(4%)で、負債では流動負債2,483百万円(8%)、固定負債518百万円(1%)となっている(表6-(2)を参照)。

7 医療経理

医療経理は、組合員及び被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業のうち、医療施設の経営に関する経理であって、加入16組合と連合会に設けられている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は200,643百万円、支出総額は195,674百万円で差し引き4,969百万円の当期利益金を計上した。内訳は、収入では患者収入175,172百万円(87%)等で、支出では職員給与55,795百万円(28%)、薬品費33,778百万円(17%)等となっている(表7-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額230,807百万円、負債総額は105,655百万円で差し引き125,152百万円の剰余金を計上した。資産の内訳は、流動資産90,320百万円(39%)、固定資産140,319百万円(61%)等であり、負債では流動負債28,645百万円(12%)、固定負債77,010百万円(33%)となっている(表7-(2)を参照)。

8 宿泊経理

宿泊経理は、組合員の利用に供する宿泊施設の経営に関する経理であり、加入4組合と連合会に設けられている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は9,179百万円、支出総額は13,766百万円で差し引き4,587百万円の当期損失金を計上した。収入と支出の内訳は、収入では施設収入4,717百万円(34%)が大宗を占め、その他は保健経理より受入が2,968百万円(22%)等である。支出では職員給与2,253百万円(16%)、減価償却費2,235百万円(16%)等となっている(表8-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は37,621百万円、負債総額は10,627百万円で差し引き26,995百万円の剰余金を計上した。資産の内訳は、流動資産6,106百万円(16%)、固定資産31,370百万円(83%)等で、負債では流動負債1,109百万円(3%)、固定負債9,518百万円(25%)となっている(表8-(2)を参照)。

9 住宅経理

住宅経理は、組合員の利用に供する住宅の取得、管理又は貸付けに関する経理であって、この経理を設けている組合は防衛省1組合のみである。なお、この経理を設けていない組合では、貸付経理によって扱われている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は220百万円、支出総額は201百万円で差し引き19百万円の当期利益金を計上した。内訳は、収入では施設収入158百万円(72%)等で、支出では減価償却費54百万円(24%)等である(表9-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は10,726百万円、負債総額は94百万円で差し引き10,632百万円の剰余金を計上した。内訳は、流動資産4,497百万円(42%)、固定資産6,229百万円(58%)で、負債は流動負債6百万円(0%)、固定負債88百万円(1%)となっている(表9-(2)を参照)。

10 貯金経理

貯金経理は、組合員の貯金の受入又はその運用に関する経理であって、全組合に設けられている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は21,659百万円、支出総額は18,380百万円で差し引き3,279百万円の当期利益金を計上した。内訳は、収入では運用収入(組合員の預け入れた貯金の運用によるもの)17,566百万円(81%)、支出では支払利息(組合員の預金利子)9,383百万円(43%)となっている(表10-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は1,750,367百万円、負債総額は1,578,846百万円で差し引き171,521百万円の剰余金を計上した。資産の内訳は、流動資産192,030百万円(11%)、固定資産1,558,337百万円(89%)で、負債は流動負債1,575,130百万円(90%)等である(表10-(2)を参照)。

11 貸付経理

貸付経理は、組合員の臨時的支出に対する貸付けに関する経理であって、全組合に設けられており、資金は、連合会から一括して借入れ、組合員に貸付けを行っている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は3,092百万円、支出総額は3,802百万円で差し引き710百万円の当期損失金を計上した。内訳は、収入では貸付金利息2,650百万円(66%)、支出では職員給与911百万円(23%)等となっている(表11-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は124,095百万円、負債総額は17,644百万円で差し引き106,451百万円の剰余金を計上した。資産では固定資産81,540百万円(66%)、負債では固定負債17,018百万円(14%)が大宗を占めている(表11-(2)を参照)。

12 物資経理

物資経理は、組合員の需要する生活必需物資の供給に関する経理であって、加入5組合に設けられている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は911百万円、支出総額は1,178百万円で差し引き267百万円の当期損失金を計上した。内訳は、収入では施設収入537百万円(46%)、商品販売益244百万円(21%)等で、支出では職員給与438百万円(37%)、飲食材料費86百万円(7%)等である(表12-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は7,825百万円、負債総額は4,939百万円で差し引き2,886百万円の剰余金が生じた。資産の内訳は流動資産7,364百万円(94%)、固定資産461百万円(6%)であり、負債では流動負債725百万円(9%)、固定負債4,214百万円(54%)である(表12-(2)を参照)。

13 財形経理

財形経理は、組合員の財産形成事業に関する取引を経理するものであって、加入17組合と連合会に設けられている。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は62百万円、支出総額は62百万円を計上した。収入は貸付金利息59百万円(95%)、支出は支払利息59百万円(94%)が大宗を占めている(表13-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は9,188百万円、負債総額は9,181百万円で差し引き7百万円の剰余金を計上した。資産は固定資産の9,180百万円(100%)、負債では固定負債の9,180百万円(100%)が大宗を占めている(表13-(2)を参照)。

14 短期財調経理

短期財調経理は、連合会が行う短期給付に係る財政調整事業に関する経理である。

(1) 収支状況

2年度の収入総額は280百万円、支出総額は280百万円を計上した。収入の内訳は国庫補助金収入205百万円(73%)、運用収入75百万円(27%)であり、支出は共同事業費264百万円(94%)となっている(表14-(1)を参照)。

(2) 資産及び負債等の状況

2年度末の資産総額は22,832百万円、負債総額は22,530百万円で差し引き303百万円の剰余金を計上した。資産は固定資産22,097百万円(97%)、負債では固定負債22,391百万円(98%)が大宗を占める(表14-(2)を参照)。

1 短期経理

(1) 収支状況

表1- (1) 短期経理損益計算書

収 益			費 用		
科 目	金 額		科 目	金 額	
<u>経常収益</u>	千円	%	<u>経常費用</u>	千円	%
短期負担金収入	270,387,243	40	保 健 給 付	236,587,142	35
介護負担金収入	38,471,645	6	休 業 給 付	14,326,615	2
短期掛金収入	274,926,229	41	災 害 給 付	111,085	0
介護掛金収入	39,102,716	6	附 加 給 付	3,121,096	0
利息及び配当金	5,868	0	退職者給付拠出金	5,298	0
そ の 他	46,643,361	7	前期高齢者納付金等	105,912,734	16
			後期高齢者支援金等	155,276,313	23
			病床転換支援金等	700	0
			介 護 納 付 金	82,438,262	12
			そ の 他	46,144,620	7
<u>特別利益</u>			<u>特別損失</u>		
前期損益修正益	651,264	0	前期損益修正損	100,234	0
<u>当期損失金</u>			<u>当期利益金</u>		
当期短期損失金	3,639,941	0	当期短期利益金	34,479,205	5
当期介護損失金	3,234,500	0	当期介護利益金	△ 1,440,536	0
計	677,062,768	100	計	677,062,768	100

(2) 資産及び負債

表1- (2) 短期経理貸借対照表

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
<u>流動資産</u>	千円	%	<u>流動負債</u>	千円	%
現 金 ・ 預 金	314,063,107	96	未 払 金	2,663,798	1
有 価 証 券	2,100,000	1	未 払 費 用	5,625,558	2
未 収 収 益	16,225	0	預 り 金	4,048,924	1
未 収 金	3,924,774	1	仮 受 金	844	0
支払基金委託金	2,894,362	1			
そ の 他	236,047	0	<u>固定負債</u>		
<u>固定資産</u>			支 払 準 備 金	42,814,130	13
預 託 金	5,161,000	1	<u>剰余金</u>		
			利益剰余金又は欠損金 (△)	273,242,261	83
計	328,395,515	100	計	328,395,515	100

2 厚生年金保険経理

(1) 収支状況

表2- (1) 厚生年金保険経理損益計算書

収 益			費 用		
科 目	金 額		科 目	金 額	
<u>経常収益</u>	千円	%	<u>経常費用</u>	千円	%
負担金収入	1,091,597,236	34	退職給付	901,578,866	28
組合員保険料収入	642,340,162	20	障害給付	12,181,494	0
運用収入	378,464,247	12	遺族給付	350,286,300	11
基礎年金交付金収入	34,879,027	1	船員給付	143,488	0
厚生年金交付金収入	1,056,159,520	33	その他給付	668,828	0
その他	2,150,349	0	基礎年金拠出金	574,955,181	18
			厚生年金拠出金	1,060,128,497	33
			財政調整拠出金	53,113,186	2
			業務経理へ繰入	4,131,641	0
			その他	66,201	0
<u>特別利益</u>			<u>特別損失</u>		
前期損益修正益	695,673	0	前期損益修正損	57,179	0
			<u>当期利益金</u>		
			当期利益金	248,975,352	8
計	3,206,286,215	100	計	3,206,286,215	100

(2) 資産及び負債

表2- (2) 厚生年金保険経理貸借対照表

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
<u>流動資産</u>	千円	%	<u>流動負債</u>	千円	%
現金・預金	259,846,380	4	未払金	3,444,261	0
未収収益	7,573,945	0	預り金	399,047	0
未収金	352,211,264	6			
<u>固定資産</u>			<u>剰余金</u>		
長期性預金	5,809,771,972	90	厚生年金保険給付積立金	6,425,560,254	100
計	6,429,403,562	100	計	6,429,403,562	100

3 退職等年金経理

(1) 収支状況

表3- (1) 退職等年金経理損益計算書

令和2年度

収 益			費 用		
科 目	金 額		科 目	金 額	
經常収益	千円	%	經常費用	千円	%
負担金収入	52,994,562	47	退職給付	1,030,154	1
掛金収入	52,973,956	46	障害給付	12,476	0
運用収入	8,223,835	7	遺族給付	38,363	0
			保険料	1,263	0
			負担金	972,677	1
			財政調整拠出金	154,576	0
			業務経理へ繰入	305,247	0
特別利益			特別損失		
前期損益修正益	8,091	0	前期損益修正損	4,005	0
			当期利益金		
			当期利益金	111,681,684	98
計	114,200,444	100	計	114,200,444	100

(2) 資産及び負債

表3- (2) 退職等年金経理貸借対照表

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	千円	%	流動負債	千円	%
現金・預金	7,672,999	1	未払金	201,879	0
未収収益	117,541	0	預り金	3,846	0
未収金	1,903,848	1			
固定資産			剰余金		
長期性預金	436,872,592	72	退職等年金給付積立金	606,080,780	100
投資不動産	103,609,433	17			
長期貸付金	56,110,091	9			
計	606,286,505	100	計	606,286,505	100

(3) 長期貸付金

表3-(3)a 退職等年金経理及び経過的長期経理における長期貸付金の割合(連合会)

長期貸付金(イ)	退職等年金経理及び 経過的長期経理の資産総額(ロ)	$\frac{\text{イ}}{\text{ロ}}$
千円	千円	%
56,804,801	858,561,074	6.6

(注) 国家公務員共済組合法施行令第9条の3第4項(平成27年経過措置政令第145条において準用する場合を含む。)の規定による合同運用を実施しているため、退職等年金経理及び経過的長期経理の合計額を計上している。

表3-(3)b 長期貸付金の貸付状況

貸付区分	貸付金額
	千円
連合会	
医療経理	9,371,575
宿泊経理	2,714,517
計	12,086,092
加入組合	3,565,154
(内 貸付経理)	(3,107,554)
合計(A)	15,651,246

(注) 国家公務員共済組合法施行令第9条の3第4項(平成27年経過措置政令第145条において準用する場合を含む。)の規定による合同運用を実施しているため、退職等年金経理及び経過的長期経理の合計額を計上している。

表3-(3)c 組合員1人当たりの貸付状況(連合会)

組合員1人当たり平均貸付額						組合員標準報酬月額千円当たり貸付額					
30年度末	対前年度割合	元年度末	対前年度割合	2年度末	対前年度割合	30年度末	対前年度割合	元年度末	対前年度割合	2年度末	対前年度割合
円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
32,088	△ 38.1	21,147	△ 34.1	14,438	△ 31.7	77	△ 38.1	51	△ 34.0	35	△ 31.1

4 経過の長期経理

(1) 収支状況

表4- (1) 経過の長期経理損益計算書

令和2年度

収 益			費 用		
科 目	金 額		科 目	金 額	
<u>経常収益</u>	千円	%	<u>経常費用</u>	千円	%
負担金収入	16,590,265	10	退職給付	133,270,632	80
運用収入	1,921,607	1	障害給付	2,779,107	2
基礎年金交付金収入	46,670	0	遺族給付	28,078,015	17
その他の	214,411	0	公務災害給付	8,358	0
			その他の給付	43,446	0
			業務経理へ繰入	1,520,406	1
			その他の	929,081	0
<u>特別利益</u>			<u>特別損失</u>		
前期損益修正益	59,335	0	前期損益修正損	120	0
固定資産売却益	7,369,615	5			
<u>当期損失金</u>					
当期損失金	140,427,262	84			
計	166,629,164	100	計	166,629,164	100

(2) 資産及び負債

表4- (2) 経過の長期経理貸借対照表

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
<u>流動資産</u>	千円	%	<u>流動負債</u>	千円	%
現金・預金	59,334,990	24	未払消費税	306,063	0
未収収益	2,235	0	未払金	225,256	0
未収金	583,564	0	未払費用	1,589	0
			預り金	49,888	0
			前受収益	231	0
<u>固定資産</u>			<u>剰余金</u>		
長期性預金	185,000,000	73	経過の長期給付積立金	251,691,543	100
投資不動産	6,658,469	3			
長期貸付金	694,710	0			
敷金・保証金	600	0			
計	252,274,569	100	計	252,274,569	100

5 業務経理

(1) 収支状況

表5- (1) 業務経理損益計算書

収 益							費 用						
科 目	金 額						科 目	金 額					
	加 入 組 合		連 合 会		計			加 入 組 合		連 合 会		計	
	千円	%	千円	%	千円	%		千円	%	千円	%	千円	%
経常収益							経常費用						
負担金収入	1,855,951	73	3,927,919	40	5,783,870	47	職員給与	89,702	3	1,850,963	19	1,940,665	15
短期経理より受入	503,331	20	-	-	503,331	4	事務費	276,262	11	2,420,116	24	2,696,378	22
厚生年金保険経理より受入	-	-	4,131,641	42	4,131,641	33	その他	1,541,259	61	5,296,083	54	6,837,342	55
退職等年金経理より受入	-	-	305,247	3	305,247	3							
経過的長期経理より受入	-	-	1,520,406	15	1,520,406	12							
その他	165,836	6	1,484	0	167,320	1							
特別利益							特別損失						
前期損益修正益	1,457	0	238	0	1,695	0	前期損益修正損	290	0	-	-	290	0
							固定資産除却損	0	0	242	0	242	0
							固定資産売却損	86	0	-	-	86	0
当期損失金							当期利益金						
当期損失金	18,558	1	-	-	18,558	0	当期利益金	637,532	25	319,531	3	957,063	8
計	2,545,133	100	9,886,934	100	12,432,066	100	計	2,545,133	100	9,886,934	100	12,432,066	100

(2) 資産及び負債

表5- (2) 業務経理貸借対照表

資 産							負 債						
科 目	金 額						科 目	金 額					
	加 入 組 合		連 合 会		計			加 入 組 合		連 合 会		計	
	千円	%	千円	%	千円	%		千円	%	千円	%	千円	%
流動資産	5,091,668	88	4,568,407	98	9,660,075	88	流動負債	1,330,265	21	3,647,388	78	4,977,653	45
固定資産	1,296,075	12	78,107	2	1,374,182	12	固定負債	319	0	1,385,386	30	1,385,705	13
							利益剰余金又は欠損金(△)	5,057,159	79△	386,260△	8	4,670,900	42
計	6,387,743	100	4,646,514	100	11,034,257	100	計	6,387,743	100	4,646,514	100	11,034,257	100

6 保健経理

(1) 収支状況

表6- (1) 保健経理損益計算書

収 益						費 用							
科 目	金 額					科 目	金 額						
	加 入 組 合		連 合 会		計		加 入 組 合		連 合 会		計		
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%			
経常収益						経常費用							
負担金収入	6,632,711	37	-	-	6,632,711	29	職員給与	461,934	3	16,988	0	478,921	2
掛金収入	6,765,934	38	-	-	6,765,934	30	厚生費	10,010,389	56	32	0	10,010,421	45
施設収入	143,675	1	-	-	143,675	1	事務費	35,099	0	261	0	35,360	0
国庫補助金収入	204,507	1	-	-	204,507	1	連合会へ繰入	4,659,118	26	-	-	4,659,118	21
交付金収入	57,666	0	-	-	57,666	0	他経理へ繰入	6	0	4,598,415	99	4,598,421	20
単位組合より受入	-	-	4,659,105	100	4,659,105	21	その他	1,153,672	7	44,412	1	1,198,084	5
他経理より相互受入	2,049,883	11	-	-	2,049,883	9							
その他	1,732,989	10	-	-	1,732,989	8							
特別利益						特別損失							
前期損益修正益	101,819	1	1,015	0	102,833	0	前期損益修正損	8,278	0	12	0	8,290	0
固定資産売却益	3	0	-	-	3	0	固定資産売却損	77	0	-	-	77	0
							固定資産除却損	144	0	-	-	144	0
当期損失金						当期利益金							
当期損失金	148,453	1	-	-	148,453	1	当期利益金	1,508,922	8	-	-	1,508,922	7
計	17,837,639	100	4,660,119	100	22,497,759	100	計	17,837,639	100	4,660,119	100	22,497,759	100

(2) 資産及び負債

表6- (2) 保健経理貸借対照表

資 産						負 債							
科 目	金 額					科 目	金 額						
	加 入 組 合		連 合 会		計		加 入 組 合		連 合 会		計		
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%			
流動資産	30,848,029	96	440,800	100	31,288,830	96	流動負債	2,085,826	6	397,477	90	2,483,303	8
固定資産	1,150,430	4	-	-	1,150,430	4	固定負債	499,991	2	18,055	4	518,046	1
							基本金	-	-	38	0	38	0
							資本剰余金	630,658	2	-	-	630,658	2
							利益剰余金又は欠損金(△)	28,781,985	90	25,231	6	28,807,215	89
計	31,998,459	100	440,800	100	32,439,260	100	計	31,998,459	100	440,800	100	32,439,260	100

7 医療経理

(1) 収支状況

表7- (1) 医療経理損益計算書

収 益							費 用						
科 目	金 額						科 目	金 額					
	加 入 組 合		連 合 会		計			加 入 組 合		連 合 会		計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
経常収益							経常費用						
患者収入	1,829,707	77	173,342,217	87	175,171,924	87	職員給与	782,397	33	55,012,148	28	55,794,545	28
国庫補助金収入	740	0	1,500,784	1	1,501,524	1	薬品費	1,023,137	43	32,754,727	16	33,777,864	17
保健経理より受入	-	-	1,630,249	1	1,630,249	1	医療材料費	24,333	1	16,907,275	9	16,931,608	8
貯金経理より相互受入	1,426	0	-	-	1,426	0	賃 金	28,690	1	24,400,268	12	24,428,958	12
そ の 他	150,923	7	21,207,324	11	21,358,247	11	委 託 費	114,004	5	19,386,614	10	19,500,618	10
							減価償却費	12,207	0	8,947,114	4	8,959,321	4
							他経理～相互繰入	41,000	2	-	-	41,000	0
							そ の 他	323,589	14	34,129,866	17	34,453,454	17
特別利益							特別損失						
前期損益修正益	1,430	0	977,804	0	979,234	0	前期損益修正損	2,376	0	1,776,588	1	1,778,964	1
固定資産売却益	-	-	1	0	1	0	固定資産除却損	18	0	7,317	0	7,317	0
当期損失金							当期利益金						
当期損失金	383,021	16	-	-	383,021	0	当期利益金	15,513	1	5,336,464	3	5,351,977	3
計	2,367,246	100	198,658,379	100	201,025,625	100	計	2,367,246	100	198,658,379	100	201,025,625	100

(2) 資産及び負債

表7- (2) 医療経理貸借対照表

資 産							負 債						
科 目	金 額						科 目	金 額					
	加 入 組 合		連 合 会		計			加 入 組 合		連 合 会		計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
流動資産	7,464,273	95	82,855,315	37	90,319,588	39	流動負債	338,034	4	28,306,526	13	28,644,560	12
固定資産	352,571	5	139,966,298	63	140,318,870	61	固定負債	558,671	7	76,451,471	34	77,010,141	33
繰延資産	-	-	168,965	0	168,965	0	基本金	-	-	625	0	625	0
							資本剰余金	-	-	22,591,024	10	22,591,024	10
							利益剰余金又は欠損金(△)	6,920,139	89	95,640,932	43	102,561,071	45
計	7,816,844	100	222,990,578	100	230,807,422	100	計	7,816,844	100	222,990,578	100	230,807,422	100

8 宿 泊 経 理

(1) 収 支 状 況

表 8 - (1) 宿泊経理損益計算書

収 益						費 用							
科 目	金 額					科 目	金 額						
	加 入 組 合		連 合 会		計		加 入 組 合		連 合 会		計		
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%			
経常収益						経常費用							
施設収入	851,659	38	3,864,885	34	4,716,543	34	職員給与	568,324	25	1,684,277	15	2,252,601	16
商品売上	-	-	178,901	1	178,901	1	飲食材料費	63,026	3	611,744	5	674,769	5
保健経理より受入	-	-	2,968,166	26	2,968,166	22	賃 金	16,465	1	1,859,961	16	1,876,427	14
他経理より相互受入	57,300	2	-	-	57,300	0	委 託 費	493,323	22	905,279	8	1,398,602	10
そ の 他	47,123	2	1,209,971	10	1,257,094	9	減 価 償 却 費	515,908	23	1,718,704	15	2,234,613	16
							そ の 他	597,673	26	3,861,678	34	4,459,351	33
特別利益						特別損失							
前期損益修正益	4	0	1,107	0	1,111	0	前期損益修正損	594	0	1,584	0	2,178	0
固定資産売却益	200	0	30	0	230	0	固定資産除却損	70	0	867,841	7	867,911	6
当期損失金						当期利益金							
当期損失金	1,302,735	58	3,288,007	##	4,590,743	34	当期利益金	3,636	0	-	-	3,636	0
計	2,259,021	100	11,511,067	100	13,770,088	100	計	2,259,021	100	11,511,067	100	13,770,088	100

(2) 資 産 及 び 負 債

表 8 - (2) 宿泊経理貸借対照表

資 産						負 債							
科 目	金 額					科 目	金 額						
	加 入 組 合		連 合 会		計		加 入 組 合		連 合 会		計		
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%			
流動資産	1,931,749	26	4,174,686	14	6,106,435	16	流動負債	160,542	2	948,063	3	1,108,605	3
固定資産	5,384,479	74	25,985,170	86	31,369,649	83	固定負債	1,449,479	20	8,068,042	27	9,517,521	25
繰延資産	-	-	145,142	0	145,142	1	基本金	-	-	468	0	468	0
							資本剰余金	10,880,826	149	4,512,508	15	15,393,333	41
							利益剰余金又は欠損金(△)	△ 5,174,620	△ 71	16,775,918	55	11,601,298	31
計	7,316,227	100	30,304,999	100	37,621,226	100	計	7,316,227	100	30,304,999	100	37,621,226	100

9 住宅経理

(1) 収支状況

表9- (1) 住宅経理損益計算書

収 益			費 用		
科 目	金 額		科 目	金 額	
<u>経常収益</u>	千円	%	<u>経常費用</u>	千円	%
施設収入	158,287	72	職員給与	25,139	11
受取利息等	60,367	27	賃借料	27,917	13
その他	1,050	1	減価償却費	53,944	24
			その他	93,721	43
<u>特別利益</u>			<u>特別損失</u>		
前期損益修正益	-	-	前期損益修正損	4	0
			<u>当期利益金</u>		
			当期利益金	18,979	9
計	219,704	100	計	219,704	100

(2) 資産及び負債

表9- (2) 住宅経理貸借対照表

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	千円	%		千円	%
流動資産	4,496,557	42	流動負債	5,755	0
固定資産	6,229,142	58	固定負債	88,135	1
			資本剰余金	522,468	5
			利益剰余金又は欠損金(△)	10,109,341	94
計	10,725,699	100	計	10,725,699	100

10 貯金経理

(1) 収支状況

表10-(1) 貯金経理損益計算書

収 益			費 用		
科 目	金 額		科 目	金 額	
経常収益	千円	%	経常費用	千円	%
保険手数料収入	3,311,798	15	職員給与	3,188,248	15
運用収入	17,565,632	81	委託費	1,807,451	8
その他	761,500	4	支払利息	9,383,085	43
			他経理へ相互繰入	1,406,573	7
			その他	2,593,527	12
特別利益			特別損失		
前期損益修正益	20,266	0	前期損益修正損	1,159	0
固定資産売却益	4	0	固定資産除却損	29	0
			固定資産売却損	1	0
当期損失金			当期利益金		
当期損失金	47,367	0	当期利益金	3,326,494	15
計	21,706,568	100	計	21,706,568	100

(2) 資産及び負債

表10-(2) 貯金経理貸借対照表

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	千円	%		千円	%
流動資産	192,029,755	11	流動負債	1,575,129,572	90
固定資産	1,558,337,232	89	固定負債	3,716,341	0
			利益剰余金又は欠損金(△)	171,521,074	10
計	1,750,366,987	100	計	1,750,366,987	100

11 貸付経理

(1) 収支状況

表11-(1) 貸付経理損益計算書

収 益			費 用		
科 目	金 額		科 目	金 額	
経常収益	千円	%	経常費用	千円	%
貸付金利息	2,649,988	66	職員給与	911,406	23
保険負担金収入	129,996	3	保険料	451,269	11
受取利息等	88,590	2	支払利息	356,923	9
その他	215,419	6	他経理へ相互繰入	661,191	17
			その他	1,413,583	35
特別利益			特別損失		
前期損益修正益	7,947	0	前期損益修正損	7,479	0
固定資産売却益	0	0	固定資産売却損	110	0
			固定資産除却損	0	0
当期損失金			当期利益金		
当期損失金	915,180	23	当期利益金	205,160	5
計	4,007,120	100	計	4,007,120	100

(2) 資産及び負債

表11-(2) 貸付経理貸借対照表

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	千円	%		千円	%
流動資産	42,554,660	34	流動負債	625,781	0
固定資産	81,539,891	66	固定負債	17,018,180	14
			利益剰余金又は欠損金(△)	106,450,590	86
計	124,094,551	100	計	124,094,551	100

12 物資経理

(1) 収支状況

表12- (1) 物資経理損益計算書

収 益			費 用		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	千円	%		千円	%
<u>経常収益</u>			<u>経常費用</u>		
施設収入	537,208	46	職員給与	437,538	37
商品売上	6,778	0	商品仕入	6,778	1
商品販売益	244,317	21	飲食材料費	85,745	7
その他	117,876	10	委託費	67,851	6
			減価償却費	54,637	5
			その他	525,134	44
<u>特別利益</u>			<u>特別損失</u>		
前期損益修正益	5,186	0	前期損益修正損	312	0
固定資産売却益	11	0	固定資産除却損	38	0
<u>当期損失金</u>			<u>当期利益金</u>		
当期損失金	267,054	23	当期利益金	397	0
計	1,178,430	100	計	1,178,430	100

(2) 資産及び負債

表12- (2) 物資経理貸借対照表

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	千円	%		千円	%
流動資産	7,363,784	94	流動負債	724,730	9
固定資産	460,813	6	固定負債	4,214,003	54
			利益剰余金又は欠損金(△)	2,885,865	37
計	7,824,598	100	計	7,824,598	100

13 財形経理

(1) 収支状況

表13- (1) 財形経理損益計算書

収 益							費 用						
科 目	金 額						科 目	金 額					
	加 入 組 合		連 合 会		計			加 入 組 合		連 合 会		計	
	千円	%	千円	%	千円	%	経常費用	千円	%	千円	%	千円	%
経常収益							経常費用						
貸付金利息	29,369	89	29,368	100	58,738	95	支払利息	29,368	89	29,355	100	58,723	94
他経理より相互受入	155	1	-	-	155	0	その他	3,460	11	-	-	3,460	6
その他	3,280	10	-	-	3,280	5							
当期損失金							当期利益金						
当期損失金	26	0	-	-	26	0	当期利益金	1	0	14	0	15	0
計	32,829	100	29,368	100	62,198	100	計	32,829	100	29,368	100	62,198	100

(2) 資産及び負債

表13- (2) 財形経理貸借対照表

資 産							負 債						
科 目	金 額						科 目	金 額					
	加 入 組 合		連 合 会		計			加 入 組 合		連 合 会		計	
	千円	%	千円	%	千円	%		千円	%	千円	%	千円	%
流動資産	4,077	0	3,531	0	7,608	0	流動負債	716	0	-	-	716	0
固定資産	4,590,220	100	4,590,220	100	9,180,440	100	固定負債	4,590,220	100	4,590,220	100	9,180,440	100
							利益剰余金又は欠損金(△)	3,362	0	3,531	0	6,892	0
計	4,594,297	100	4,593,751	100	9,188,048	100	計	4,594,297	100	4,593,751	100	9,188,048	100

14 短期財調経理

(1) 収支状況

表14-(1) 短期財調経理損益計算書

収 益			費 用		
科 目	金 額		科 目	金 額	
経常収益	千円	%	経常費用	千円	%
国庫補助金収入	204,531	73	共同事業費	263,716	94
運用収入	75,238	27	還付金	16,041	6
			当期利益金		
			当期利益金	12	0
計	279,769	100	計	279,769	100

(2) 資産及び負債

表14-(2) 短期財調経理貸借対照表

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	千円	%		千円	%
流動資産	735,640	3	流動負債	138,953	1
固定資産	22,096,850	97	固定負債	22,391,000	98
			利益剰余金又は欠損金(△)	302,537	1
計	22,832,490	100	計	22,832,490	100